

登録有形文化財（建造物）

旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂保存活用計画

令和 8 年 3 月

高知県



口絵1 弾薬庫東面外観



口絵2 弾薬庫内観



口絵3 講堂西面外観



口絵4 講堂内観

例 言

1. 本書は、令和6年7月から令和7年8月にかけて作成した登録有形文化財（建造物）旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂に関する保存活用計画である。
2. 編集にあたっては、文化庁の『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針』に基づき、計画の概要、保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画、保護に係る諸手続をまとめた。
3. 『登録有形文化財（建造物）旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂保存活用計画』策定関係者名簿
 - (1) 登録有形文化財（建造物）旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂保存活用計画策定委員会
委員 長 三浦 要一（高知県立大学文化学部 学部長）
副委員長 高岩 裕也（東洋大学理工学部建築学科 准教授）
委員 溝渕 博彦（株式会社 AREA 代表取締役）
事務局 中内 勝（高知県歴史文化財課 課長）（～令和7年3月）
山崎 昌宏（高知県歴史文化財課 課長）（令和7年4月～）
吉村 孝洋（高知県歴史文化財課 課長補佐）
下村 裕（高知県歴史文化財課 チーフ）
松本 大介（高知県歴史文化財課 チーフ）（～令和7年3月）
北山 夏希（高知県歴史文化財課 主幹）
 - (2) 指導・助言
文化庁文化財第二課
 - (3) 策定支援
株式会社文化財保存計画協会（代表取締役 矢野 和之）
主任研究員 巨銀 俊介
技術員 成 浩源
4. 本文（図版、表を含む）では、大蔵省印刷局（平成13年1月5日まで）、財務省印刷局（平成13年1月6日から平成15年3月31日まで）、独立行政法人国立印刷局（平成15年4月1日以降）を統一して「印刷局」と表記した。
5. 年号は、原則として和暦表示とし、西暦は必要に応じて（ ）内に併記した。
6. 主要参考文献
 - (1) 『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』高知市教育委員会、2016
 - (2) 「旧陸軍歩兵第44連隊講堂耐震診断報告書」株式会社文化財保存計画協会、2022

位置図



図 0.1.1 旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂位置図 (国土地理院地図を加工して作成)

目次

口絵
例言
位置図
目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の作成	1
第2節 文化財の名称等	1
第3節 文化財の概要	1
第4節 文化財保護の経緯	10
第5節 保護の現状と課題	11
第6節 計画の概要	12
第2章 保存管理計画	17
第1節 保存管理の状況	17
第2節 保護の方針	27
第3節 管理計画	39
第4節 修理計画	39
第3章 環境保全計画	41
第1節 環境保全の現状と課題	41
第2節 環境保全の基本方針	42
第3節 区域の区分と保全方針	42
第4節 建造物の区分と保護の方針	43
第5節 防災上の課題と対策	46
第4章 防災計画	47
第1節 防火・防犯対策	47
第2節 耐震対策	48
第3節 耐風対策	49
第4節 その他の災害対策	50
第5章 活用計画	53
第1節 公開その他の活用の基本方針	53
第2節 公開計画	53
第3節 活用基本計画	54
第4節 実施に向けての課題	57

第6章 保護に係る諸手続	59
第1節 保護に係る諸手続	59
第2節 現状を変更しようとしている場合の手続	59
第3節 届出を要しない行為	60
第4節 本計画の改正	60
資料編	61
写真資料	61
文献資料	73

第1章 計画の概要

第1節 計画の作成

- (1) 作成年月日 令和7（2025）年9月
- (2) 作成者 高知県

第2節 文化財の名称等

- (1) 登録有形文化財（建造物）の名称及び員数
 - ① 旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫 1棟
 - ② 旧陸軍歩兵第四四連隊講堂 1棟
- (2) 登録有形文化財（建造物）の構造及び形式
 - ① 旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫
煉瓦造平屋建、瓦葺、建築面積 156㎡
 - ② 旧陸軍歩兵第四四連隊講堂
木造平屋建、鉄板葺、建築面積 248㎡
- (3) 所在地 高知県高知市曙町二丁目 960-3
- (4) 所有者の氏名及び住所
 - ① 所有者 高知県
 - ② 所有者の住所 高知県高知市丸ノ内一丁目 2-20
- (5) 登録年月日 令和5（2023）年2月27日

第3節 文化財の概要

1 文化財の構成

登録有形文化財（建造物）旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂は、高知県所有の敷地（5,516㎡）に立地する。

2 文化財の概要

(1) 立地環境

旧陸軍歩兵第四四連隊（以下、第四四連隊を記す）跡地は、高知市西部の朝倉に位置し、JR朝倉駅の南約100mにあり、高知市から土佐市へと伸びる県道38号に面している（図1.3.1）。国立大学法人高知大学朝倉キャンパスの敷地に隣接し、周辺には朝倉神社、朝倉城跡、朝倉古墳などが残る。敷地は、第四四連隊の兵営の内、北西に位置する区画であり、周辺には、陸軍墓地など第四四連隊関連施設も残る。

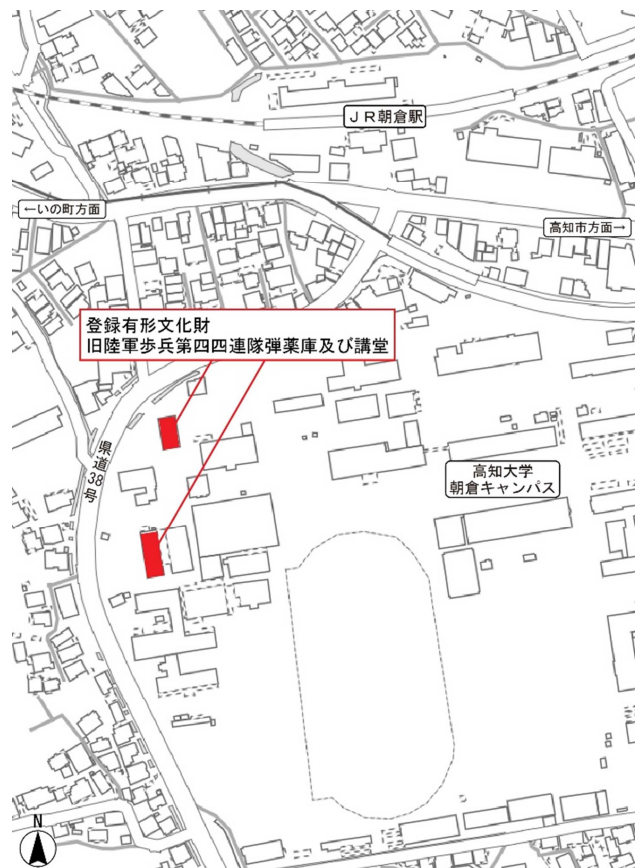


図1.3.1 位置図 出典：国土地理院地図に加筆

(2) 創立沿革

明治28（1895）年日清戦争が終結し日本は勝利したが、第三国のフランス、ドイツ、ロシアの三国干渉を受け、手にした遼東半島を放棄するに至った。その三国干渉の結果を国力の弱さからくるものと受け止め富国強兵政策に拍車をかけた日本は、日清戦争で手に入れた巨額の賠償金を基に軍事拡張に

第1章 計画の概要

舵を切った。計画には軍備編成が含まれ、日清戦争時に七個であった陸軍の師団を更に六個師団を増設するという内容であった。明治29(1896)年7月には第七(旭川)、第八(弘前)、第九(金沢)、第十(姫路)、第十二(小倉)、後に歩兵第四四連隊が編成される第十一(善通寺)を含む六個師団が発足している。

明治29(1896)年5月に新たな兵営地の選定が行われた際、当時の石田英吉県知事が高知経済を理由として誘致の陳情に赴いている。買収・譲渡・献納等でまとまった土地と募金が集まったため、朝倉村に兵営設置が決定された。兵営設置に決定した土地は当時水田であった。

同年9月に陸軍広島支部から朝倉村の兵営予定地に連隊本部と兵舎の入札公告がでる。同年12月に、第十一師団管下の松山歩兵第二二連隊兵営において高知県出身兵により歩兵第四四連隊が編成された。新編部隊の編成にあたっては、歩兵連隊を一県一連隊の考えであった。そして、明治30(1897)年には兵士が訓練する練兵場や射撃場、病院など20棟余りが建設された。この時点で兵営全体の予定棟数の約1/3であった。(図1.3.2)。同年7月に第四四連隊は朝倉兵営に移り、翌年3月に宮中で勅語および軍旗を拝受した(図1.3.3)。

明治37(1904)年に日露戦争が開戦し同年4月に第十一師団に動員が下令される。第十一師団は、戦地となった旅順攻撃に参加し14,000人を超える死傷者を出した。第四四連隊に至っては戦死者1,382名、戦傷者2,091名にのぼったが、第十一師団はさらに進軍し奉天会戦にも参加するなど、明治38(1905)年8月にポーツマス条約により休戦するまでの期間従軍した。帰国の途についたのは明治39(1906)年1月であった(図1.3.4)。

ポーツマス条約の成立により、満州の一部を領有することになった日本は軍隊の駐紮に、第十一師団も派遣する。第四四連隊も一時派遣されることもあった。

昭和12(1937)年に日中戦争が始まり第十一師団も動員が下令される。昭和16(1941)年には太平洋戦争が開戦し、開戦前から東満の警備についていた第十一師団は昭和20(1945)年に内地転用が命ぜられる(図1.3.5、図1.3.6)。本土防衛を目的としたものであり第十一師団は高知平野の中核として配備され、第四四連隊は仁淀川口より浦戸湾にわたる海岸線に配置された。同年3月頃から敵機の本土空襲は激しくなり四国の主要都市も空襲をうけるようになったが、四国の対空部隊は兵力が少なく、四国の都市は大きな被害を被った。同年7月に高知市も被災し、建物被害は12,000戸以上、400名以上

の死者が出た。

昭和20(1945)年8月15日に太平洋戦争の終戦を迎える。将兵の軍旗に対する精神的敬仰は強く、軍旗を敵手に委ねるくらいならば奉焼すべきと、陸軍大臣は8月24日全軍に対し命令をだしている。第十一師団は8月18日には、高知市にある高森山東方高地に軍旗を移し、奉焼を行った(図1.3.7)。同年11月下旬をもって四国に所在した各部隊は一切の残務処理を終え復員を完結しており、9月10日、第四四連隊においても仁淀川大橋南側で復員式を行い、約50年間にわたり高知県の郷土部隊として知られたその歴史の幕を閉じた。

第二次世界大戦の終結(昭和20(1945)年)に伴い、同年11月米軍が高知に進駐し朝倉兵営に入営、昭和21(1946)年5月には英連邦占領軍が進駐して入営する。昭和22(1947)年には朝倉兵営が進駐軍から日本政府に返還され、高知師範学校、大蔵省印刷局及び朝倉新制中学校に払い下げられる。

弾薬庫及び講堂は、第四四連隊の兵営が当地に置かれた明治30(1897)年以降、順次整備された建造物である(図1.3.8)。朝倉兵営に建てられた建造物は、現在弾薬庫と講堂の2棟のみが残されている。

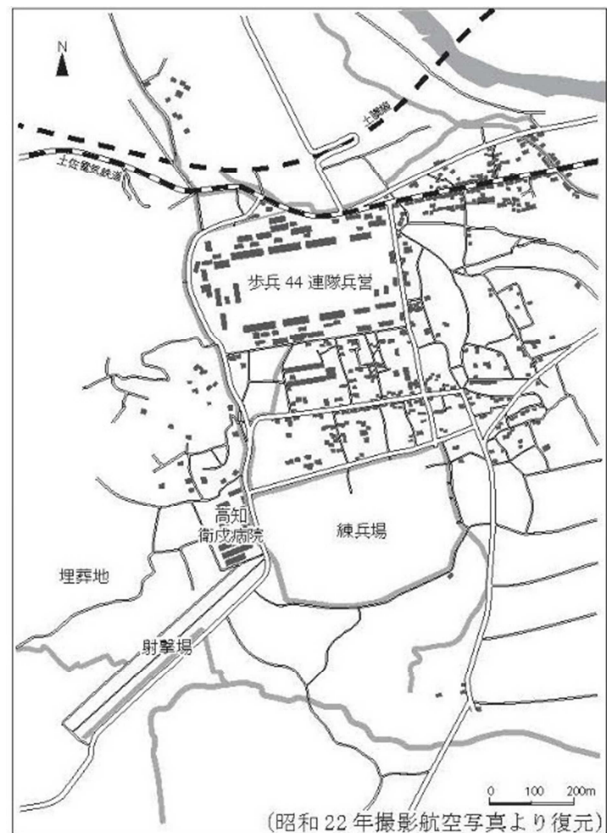
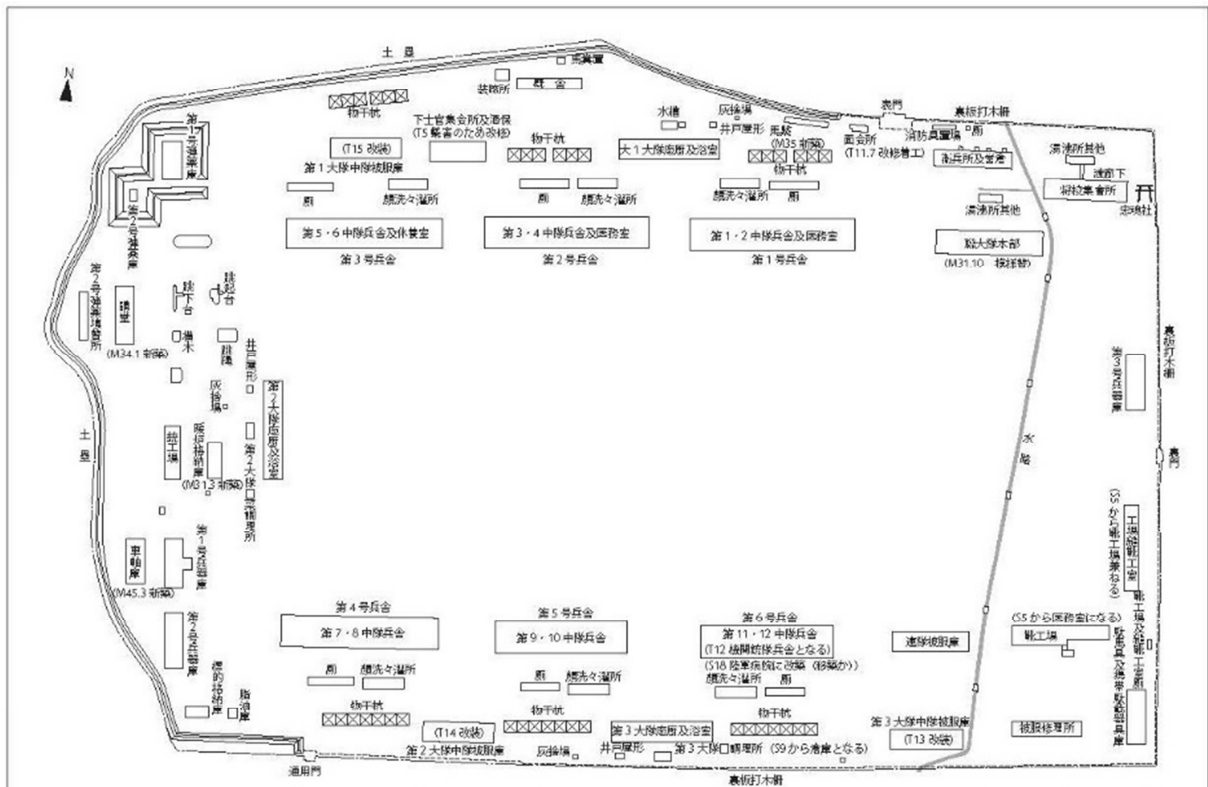


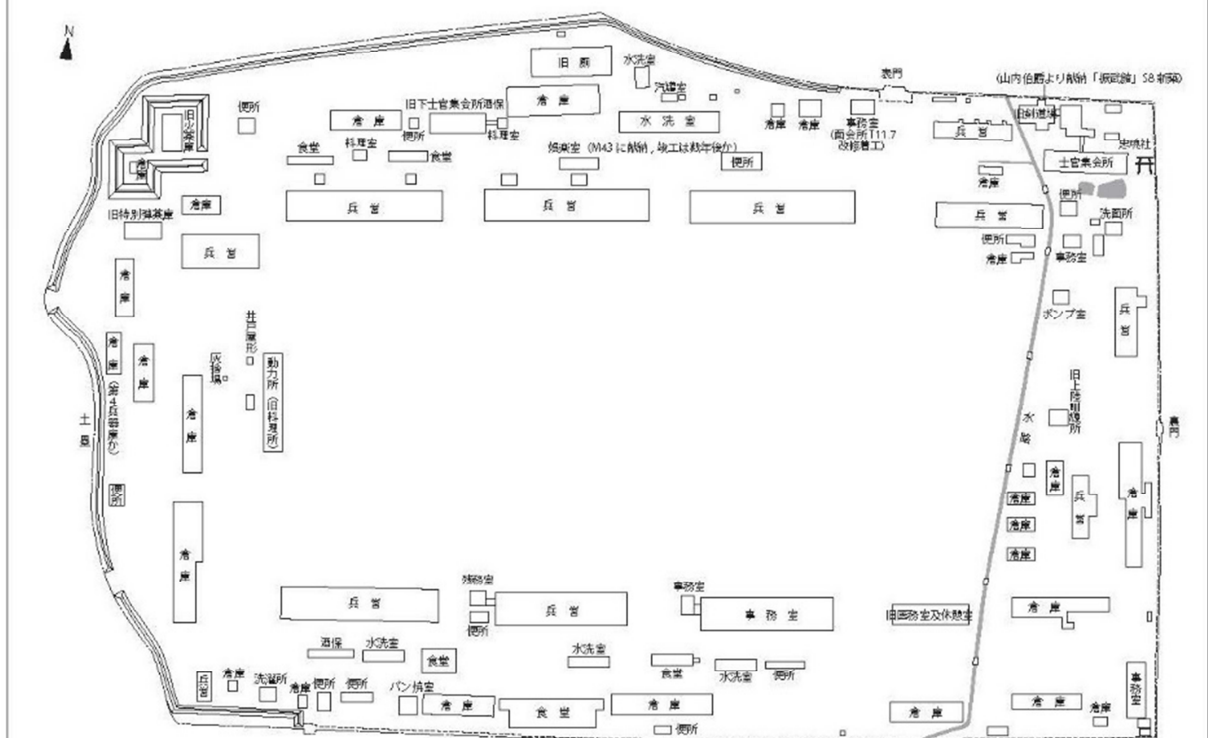
図1.3.2 兵営配置復元図

出典：高知市教育委員会

『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』(2016)



明治末から大正前半頃（付図 歩兵第44連隊兵営配置図を元に復元 建物用途は付図に準じる）



終戦時（記録IV-16を元に復元 建物用途は記録IV-16に準じる）

忠魂社・池については上記の参考資料に記載されていないが、他資料より復元した

図 1.3.3 兵営配置復元図（上部：明治末から大正前半頃、下部：終戦時）

出典：高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）



図 1.3.4 日露戦争出征前（高知市・明治 37 年）
出典：『目で見る高知・南国の 100 年』（2007）



図 1.3.5 兵隊の訓練（高知市・昭和 17 年頃）
出典：同上



図 1.3.6 軍旗を先頭に行進（高知市・昭和 17 年頃）
出典：同上



図 1.3.7 歩兵第四連隊軍旗奉焼の地
出典：『四国師団史』（1972）

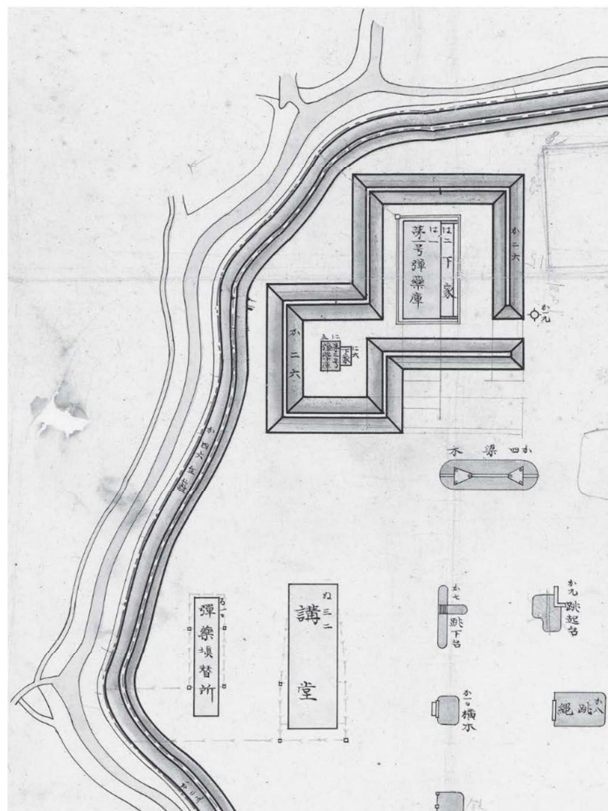


図 1.3.8 兵営配置復元図
出典：高知市教育委員会
『旧陸軍歩兵第 44 連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）

表 1.3.1 旧陸軍歩兵第四四連隊建造物の歴史

年代	月日	概要
明治29(1896)年	12月	松山兵営で第四四連隊が設立
明治30(1897)年	7月13日	兵営竣工についての記事が掲載(土陽新聞より)。新聞には、「講堂が間もなく竣工予定」と記載
	7月末	第四四連隊が高知市朝倉村へ転営
	8月2日	「仮弾薬庫」が落雷
明治31(1898)年	3月24日	宮中で勅語および軍旗を拝受
	6月	埋葬地(陸軍墓地)の位置が決定。同年11月、埋葬地の土地が買収
	7~9月	建造物が新築・改築、道路が新設・拡張
明治33(1900)年	10月	兵営から練兵場に向かう道路新設のための土地が買収
明治34(1901)年	1月	「歩兵第四四連隊講堂新築の件」という文書が公布
明治37(1904)年		日露戦争が開戦
明治40(1907)年~翌年		建物が模様替え、境界線や柵が新設
明治43(1910)年		兵営内へ娯楽施設が献納
明治44(1911)年		射撃場改修工事及び兵営周囲の木柵が土塁に改造
明治45(1912)年		車輛庫が新築
大正元(1912)年		装蹄場が新築
大正3(1914)年		射撃場沿いの道が整備
大正4(1915)年		射撃防弾壁が築造。大正10(1921)年頃までは様々な保守工事が実施
大正11(1922)年	7月	機関銃隊用厠が新築、面会所が改築
大正12(1923)年		第六号兵舎の一部が改築
大正13(1924)年		第三被服庫が改築
大正14(1925)年		炊事場及び浴室井戸給水設備が「タービンポンプ」に変更、倉庫が改修
大正15(1926)年		第二被服庫の修理が終了、第一被服庫が改修(昭和2(1927)年竣工)
昭和3(1928)年		小銃射撃場防弾壁が解除
昭和5(1930)年		靴工場が縫工場に移動、医務室が旧靴工場に移動、旧医務室は中隊が使用
昭和8(1933)年		剣術道場が建設
昭和9(1934)年		兵器庫が改築、第三炊事場が倉庫専用、第二炊事場で全て賄うように改築、演習場が改造、靴工場北側に鉄塔が新設、訓練講堂が新築
昭和12(1937)年		日中戦争が開戦
昭和20(1945)年	8月15日	太平洋戦争が終結
	8月18日	高森山で軍旗を奉焼
	9月10日	仁淀川大橋南側で復員式を行って第四四連隊が解散
	11月	米軍が高知に進駐し朝倉兵営に入営
昭和21(1946)年	5月	英連邦占領軍が進駐して入営
昭和22(1947)年		朝倉旧兵舎が進駐軍から日本政府に返還、高知師範学校と大蔵省印刷局、朝倉新制中学校に払い下げられ
昭和23(1948)年	10月	印刷局岡山出張所の管轄する高知倉庫が設置され、弾薬庫と講堂を倉庫として使用
昭和31(1956)年頃		弾薬庫周囲の土塁が撤去
平成23(2011)年	3月	国立印刷局高知出張所が閉鎖
令和3(2021)年	6月	高知県が土地を取得
令和5(2023)年	2月	弾薬庫及び講堂が登録有形文化財に登録

第1章 計画の概要

(3) 施設の性格

弾薬庫及び講堂は、昭和23(1948)年10月以降、大蔵省印刷局岡山出張所の管轄する、主に紙幣材料の三桎や楮などの倉庫として使用していた。平成23(2011)年3月国立印刷局の組織改編に伴い、弾薬庫及び講堂を含む敷地を持つ高知出張所が閉鎖した。閉鎖に伴い、弾薬庫及び講堂の解体撤去の方針が示されたが、保存を望む市民の声が高まり、令和3(2021)年6月に高知県が当該土地建物を取得し、保存・整備を行うこととなった。

(4) 建造物の概要

①弾薬庫

煉瓦造、桁行17.6m、梁間8.9m、平屋建て、寄棟造、棧瓦葺で正面に下屋(セメント瓦葺)を付す(図1.3.9)。主体部の外壁は厚さ約50cmの煉瓦壁が、内部の間仕切り壁は厚さ約35cmの煉瓦壁が桁下まで立ち上がる。下屋の両側面は厚さ約25cmの煉瓦積の袖壁が主体部から延びる。外壁はペンキ塗り仕上げ、下屋正面は縦板張りで木製片引き戸の出入口を3箇所設け、それぞれにモルタル仕上げの階段が取り付け(写真1.3.1)。

主体部の内部は桁行方向にほぼ等分されて3室に別れ、各室入口は特徴的なゆるやかなアーチ状のブリキ製の両開き戸があり、その内側に木製腰高ガラスの両引き戸が取り付け。ガラス部分には真鍮製の縦格子が付く。内部の仕上げは各室同じで、天井は梁間方向に約30cm間隔で密に渡した野縁に洋釘止めした板張りとし、内壁は縦羽目板張りで角釘止めとし、廻り縁、内法長押、地長押を廻す。各部屋に2箇所ずつ上げ下げ窓があり、その外部は持ち送りで小庇を付け、片開きの鋼製扉を金具止めとしている。床高は約80cmで、床下換気口を12箇所設ける(写真1.3.2)。

小屋組みは真束小屋組の洋小屋で、軒廻りは、母屋、棟木に垂木を架け渡して鼻先に広小舞を打ち、野地板は横板張りとする。垂木小口には鼻隠板を打ち、それを金属板で覆っている。床組は、レンガ積部は控え基礎を設けて、大引きを受け、その他の部分は自然石切石の束石に床束を建て、大引き及び根太を掛け渡す。大引きは桁行方向、根太は梁間方向に掛け、床板は桁行方向に張り、根太に洋釘止めとする(写真1.3.3)。

下屋は、床組み及び垂木から上は部材が新しく、加工痕や風食具合から昭和中期頃に改修されたと推定される(写真1.3.4)。

②講堂

木造、桁行27.3m、梁間9.1m、平屋建て、寄棟造、鉄板葺である(図1.3.10)。基礎はレンガ積、その上に土台を廻し、南北面は1間毎に、東西面は開口の中に柱を建て、胴差で固め、その上下に筋交、間柱を配す。外壁は南京下見板張り、ペンキ塗り仕上げである(写真1.3.5)。

内部は、当初は3室に分かれていたが、現在は間仕切り壁が撤去され、1室の大空間となっている。東面の出入口は3箇所あり、当初の建具は不明だが、現在は電動シャッターとなっている(写真1.3.6)。東西面には一間巾の窓を設け、引き違いのガラス戸、その外側には両開きの板戸が取り付け。天井はなく、内壁は縦板張り目板打ちとし、廻り縁、内法長押、地長押を廻す。床はコンクリート仕上げとなっている(写真1.3.7)。

小屋組は真束小屋組の洋小屋だが弾薬庫と違って、陸梁は中央を金物で継ぎ、挟み吊り束がある(写真1.3.8)。

(5) 主な改造とその内容

①弾薬庫

・下屋屋根の葺き材は、昭和期に棧瓦葺きからセメント瓦葺きに替わっている。

・主屋根は、垂木から上部の野地板は昭和50年代に改修されて、棧瓦も葺き替えられている。また、小屋組は、桁の番付と墨書が新たに施されており、桁や鼻母屋の一部も改修されている。

・下屋の間仕切り壁は、撤去されている。

②講堂

・窓の建具は、引違ガラス格子窓の外部に両開き亜鉛メッキ鋼板張り木製建具が付加されている。固定には、縦型木製門を用いている。

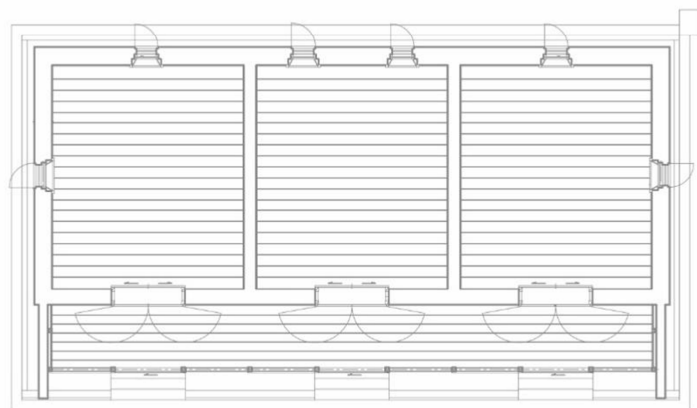
・建物西面の出入口には鋼製シャッターが取り付けられているが、当初のこの付近には掃き出し形式の建具が組み込まれていたと思われる。現在の出入口の形状は内部に車が乗り込めるように、大きく広げており、車が進入できる車路を設け、内部床はコンクリートに塗床で仕上げている。

・当初の内部は3分割された室として使用されており、戦後の国立印刷局時代に倉庫として空間を広く使う目的で、間仕切り壁は撤去されている。

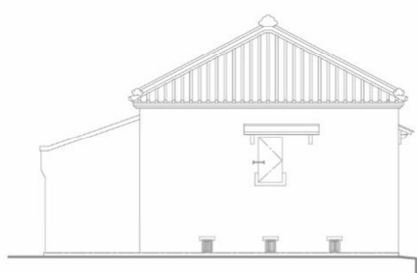
・屋根葺き材は、棧瓦から瓦棒カラー鉄板に替わっている。

・廻り縁の痕跡により、当初、講堂の各教室の天井には棹縁天井が張られていたと思われる。

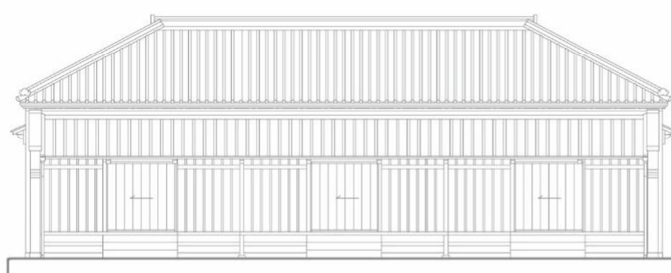
・外壁は、創建時は素地現しだったものが、国立印刷局時代に白ペンキを塗装している。



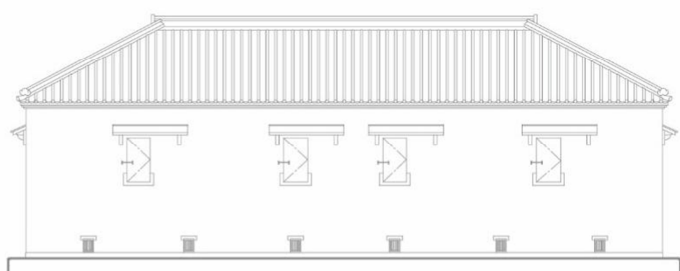
[平面図]



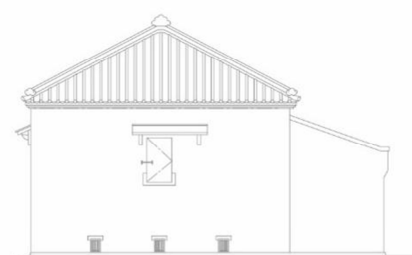
[北立面図]



[東立面図]



[西立面図]



[南立面図]



図 1.3.9 弾薬庫 平面図・立面図

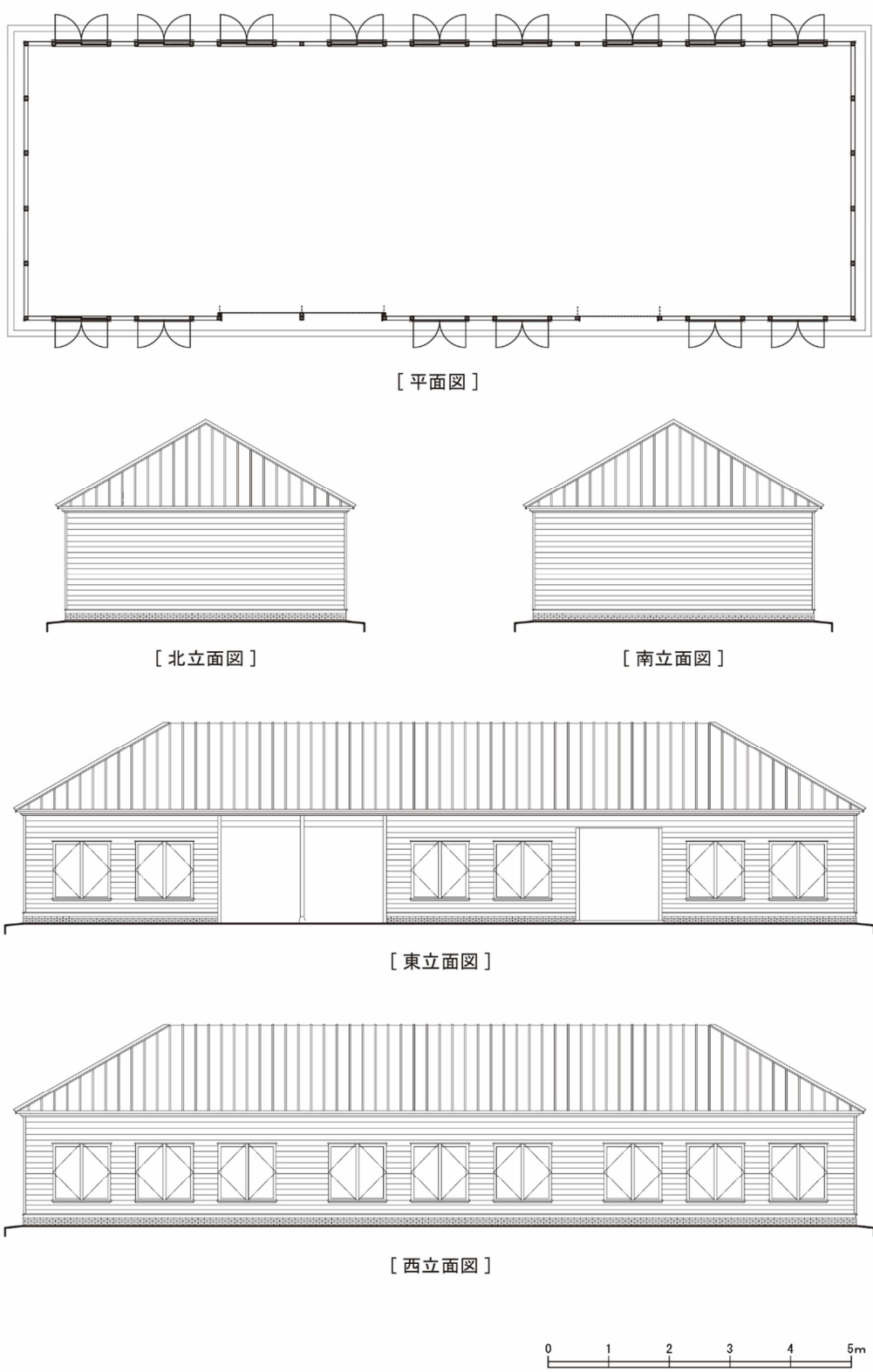


図 1.3.10 講堂 平面図・立面図



写真 1.3.1 弾薬庫東面



写真 1.3.5 講堂西面



写真 1.3.2 弾薬庫内部



写真 1.3.6 講堂東面

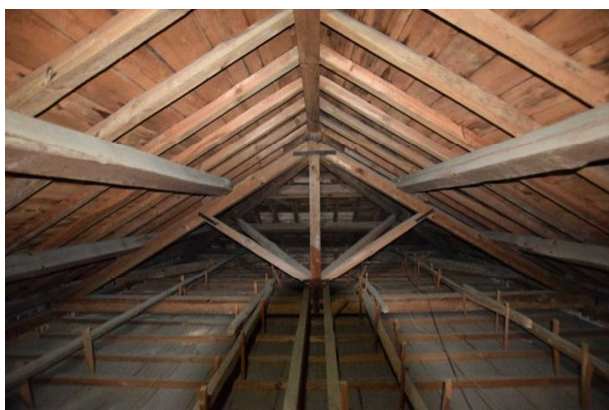


写真 1.3.3 弾薬庫小屋組

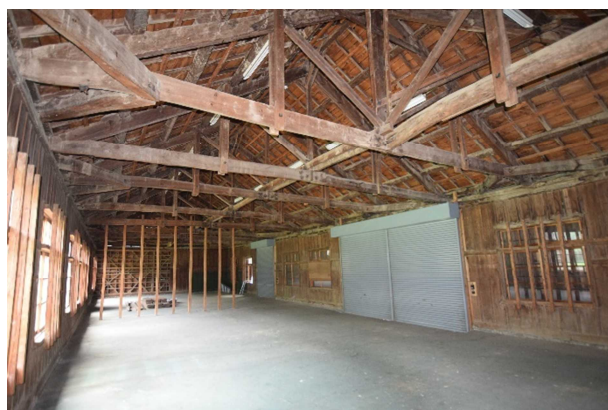


写真 1.3.7 講堂内部

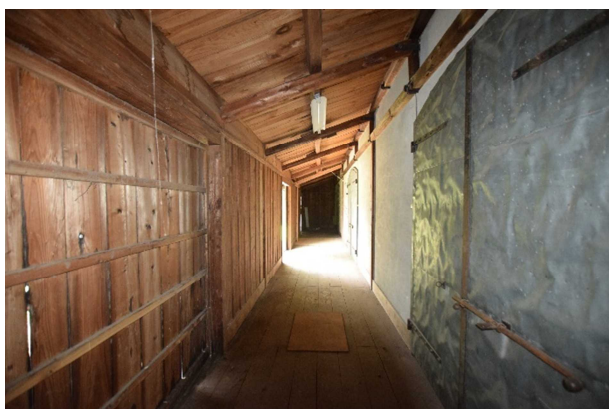


写真 1.3.4 弾薬庫下屋

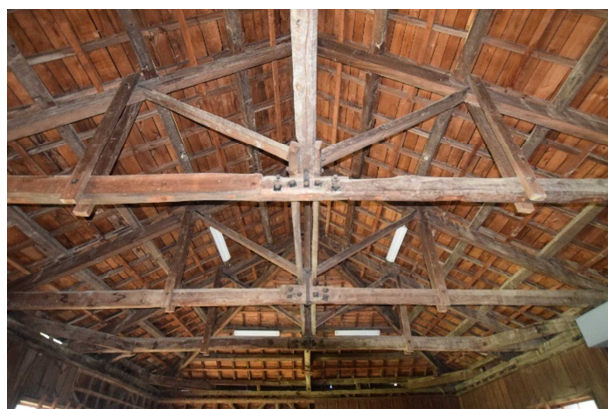


写真 1.3.8 講堂小屋組

3 文化財の価値

文化財保護法第57条第1項の規定により、旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂は令和5(2023)年2月27日付けをもって文化財登録原本に登録された。登録基準は「二 造形の規範となっているもの」であり、登録時に記載された建物の特徴等は以下の通りである(出典:『月刊文化財(令和5年2月)』)。

市内西部の旧陸軍跡地にある弾薬庫と講堂で、戦後は国立印刷局の三楹・楮倉庫として用いられた。弾薬庫は煉瓦造平屋建てで、正面に下屋を付す。高床で湿気を抑え、内部は天井・壁・床を板張りとする三室を並べる。講堂は木造平屋建てで、下見板張りの外観に窓を多く配す。当初は内部を三室に区切り、下士官の講義室とした。

(1) 歴史的価値

高知の郷土部隊であった第四四連隊の兵営は戦後、進駐軍から高知師範学校と大蔵省印刷局に払い下げられた後、少しずつ撤去され新たな施設を建設し機能を変えていった。

弾薬庫と講堂は、終戦時に旧朝倉兵営の中で存在した約80棟の建造物・工作物のなかで、活用方法が変わりながらも形状を変えず残存した遺構として希少である。さらに、弾薬庫は、進駐軍が使用していた時期の痕跡が残る。建具には備蓄庫として使用されていたと分かる英語記載が残り、戦後の進駐軍統治下の旧兵営を伝える上で重要である。

弾薬庫と講堂は一部を改修されているものの、当初の形態と部材が多く残されており、当時の機能と意匠を伝える上で歴史的価値を有する建造物である。

(2) 建築的価値

弾薬庫と講堂は、高知県の数少ない意匠・構造・材料などに和風と洋風が入り混じる明治期の貴重な建造物である。

弾薬庫は、壁体部分はレンガ組積造、小屋裏は洋風トラス構造、床組みと小屋裏の母屋以上の垂木や野地板は和風を踏襲しており、和洋風の大きな特徴を残している。また、弾薬庫は湿気対策として、床組みを高く上げ、壁・天井を木仕上げとしている。

講堂は、レンガ組積造基礎部分・外壁南京下見板張り・角部分の付柱、軒下の換気口・内部小屋組み真束トラスは洋風の構造を採用している。一方、レンガ基礎上部の土台から柱建てと敷桁・縦羽目板張りに見板付き内壁仕上げ・小屋裏の垂木と野

地板、また、改修時(昭和50年代)に撤去された間仕切り壁・竿縁天井・元の棧瓦葺き屋根から瓦棒亜鉛鉄板葺に改修され屋根は、和風の構造や仕上材を使用していることから、和風構造形式に洋風構造形式を組み込んだ建造物である。

(3) 社会的価値

弾薬庫と講堂および周辺に点在する関連施設は、朝倉地区に残る第四四連隊を後世に語り継ぐための重要な場所である。見学者が実際に建造物や跡地を見学することで、第四四連隊及び関連部隊の歴史や時代背景を理解し、戦争の史実を知ることができる。

第4節 文化財保護の経緯

1 保存事業履歴

平成23(2011)年5月7日に「旧陸軍歩兵第四四連隊の弾薬庫等を保存する会」が結成され、同会は、5月26日現地見学会を開催し、そして、同日「独立行政法人国立印刷局高知出張所内の旧陸軍歩兵第四四連隊の弾薬庫等についての要望」を高知市長に提出した。この要望を受け高知市教育委員会では、7月8日「平成23年度第1回高知市文化財保護審議会」において委員の現地調査視察実施を決定し、10月12日史跡・埋蔵文化財・建造物関係の委員が現地視察を行った。そして、平成24(2012)年6月6日「平成24年度第1回高知市文化財保護審議会」において、詳細な調査の必要性が、平成25(2013)年1月8日「平成24年度第2回高知市文化財保護審議会」において、小委員会組織の必要性が議論された。

平成26(2014)年7月9日、「国立大学法人高知大学と高知市との連携に関する協定」に基づき「第11回高知大学・高知市コーディネーター会議」が開催された。そこに高知市より「高知市教育委員会としてもその学術的価値等を高知市文化財保護審議会に諮問し、調査の必要があるとの回答を得ている。調査方法については、高知市単独で行うのではなく、当該敷地に隣接する高知大学との連携によりこの弾薬庫等の文化財としての価値を学術的な立場から調査し、今後保存を含めた活用の方策を模索するため連携事業」を提案し、高知大学からは「調査に向けたチームを編成し、対応が可能である」との説明があった。

平成27(2015)年3月、財務省高知財務事務所より、当該施設が同年1月に財務省管轄の財産になり、公売する方針であるとの連絡があった。そこで、高知市教育委員会と高知大学

で協議を進め、同年9月の高知市議会定例会において調査事業予算案が可決され、高知市教育委員会が高知大学に委託する形で調査を実施することとなった。

高知大学では建造物調査、埋蔵物調査、文献等調査を実施することとし、学内及び学外のそれぞれの専門家からなる研究チームを編成し、高知市教育委員会とも連携しつつ調査に当たり、その結果について『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』(2016)をまとめあげた。その後、高知市は当該土地・施設の取得を検討したが見送られている。

平成28(2016)年11月に高知財務事務所は、県と市に取得の意思の有無について照会して、それぞれから取得の意思がないことを確認し、公売の手続を進めていたところだったが、県から財務事務所に対して公売手続を一時中止することを願い出て、平成30(2018)年2月末まで処分留保となった。その間、県が当該土地・施設を取得して保存するべきかどうかを判断するため、弾薬庫および講堂の文化財としての価値について、高知県文化財保護審議会に諮問され、「弾薬庫、講堂ともに国登録有形文化財に相当し、また弾薬庫については県指定文化財に相当する」と答申された。その後、県は取得に向けた検討を進め、平成31(2019)年に土地取得について意思表示をした。その後の経過は表1.4.1の通りである。

表 1.4.1 令和元(2019)年以降の保存事業

年	月	内容
令和元年 (2019)	5月	旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会を設置
	11月	上記委員会にて保存・活用基本方針を策定
令和2年 (2020)	2月	土地取得に係る不動産鑑定評価の予算案を議決
	6月	高知財務事務所に対して土地取得要望書を提出
	11月	国有財産四国地方審議会で、高知県を売却相手先として承認
令和3年 (2021)	6月	土地を取得
	11月	跡地活用調査等業務委託(跡地整備案の策定)
令和4年 (2022)	1月	弾薬庫及び講堂基本設計委託(保存修理基本設計及び耐震診断・補強案の策定)
	3月	弾薬庫の応急修繕(破損瓦の差替、下屋雨漏部・樋補修)
令和5年 (2023)	2月	弾薬庫及び講堂が登録有形文化財に登録

2 活用履歴

これまでに活用の履歴はない。

第5節 保護の現状と課題

1 保存の現状と課題

戦後に進駐軍から大蔵省印刷局に払い下げられて以降、建造物に大きな改変はみられないが、講堂内部の間仕切りが取り払われ、支えられていた屋根・小屋組みの垂下が見られ改善が必要である他、両建造物とも令和4(2022)年度に実施した耐震診断の結果、構造的な補強を必要とする。

内外観ともに建築当初の材料が多く残されている一方、大規模な修理工事を行ってきていないため、広範囲に大小の破損・腐朽が見られる。破損・腐朽の進行を止めるために管理計画・修理計画を検討する。

屋根葺き材も両建造物とも、経年劣化がみられ葺き替え又は部分葺き替えを検討する。外観、仕上材(塗装、左官)は劣化が顕著で、修理が必要であり、材料の更新を含めた修理方法を検討する。

2 活用の現状と課題

弾薬庫と講堂および周辺に点在する関連施設は、朝倉地区に残る第四四連隊を後世に語り継ぐための重要な場所である。語り継ぐ人々が減る中では、このような戦争遺構が重要な教材になり得ることから、それを活用するための適切な保存・整備を検討する。

展示施設あるいはその他の活用用途に変わることで用途変更の可能性があることと、修理の方針によっては建築行為に該当し建築基準法が遡及される可能性があり、建築基準法に適合した整備を検討する。

消防設備については通電されていない自動火災報知設備と、消火器が置かれている状況であるが、今後、活用用途に応じた消防設備の設置を検討する。

計画敷地内は弾薬庫と講堂以外は、国立印刷局時代に建築物・工作物を建替えあるいは新設されたものとなる。課外授業等教育カリキュラムの一環で公開活用をする上で、受け入れに耐え得る便益施設への更新が必要となる。地域に開かれた施設とする上で、駐車場・駐輪場・休憩スペース・管理室・トイレ等を敷地内に検討していく。

弾薬庫は、公開される施設として目指す場合に、建物外周は

第1章 計画の概要

樹木や草木が生い茂っており、建物外観の鑑賞や建物に出入りに支障があることから、建物へのアプローチ整備や樹木管理計画を検討する。検討にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮する。

講堂は、現状で建物の出入口は電動シャッターのみとなっており、災害時等の避難路として適切ではない。利用者が円滑に避難できる建具、設備を整備する。また、台風対策と思われる後補で取り付けられた雨戸は、固定具がなく開いた状態では風に煽られている。日常管理の方法と併せて建具類の施錠方法や金物の選定を行う。

第6節 計画の概要

1 計画区域

計画区域は、第四四連隊弾薬庫及び講堂の敷地（高知県所有）の範囲とする（図1.6.1）。当該敷地の変遷について、進駐軍と大蔵省印刷局時代の古図面から追うことができる。

まず、敷地の形状について、昭和22（1947）年には朝倉兵営が進駐軍から日本政府に返還される際の配置図「ASAKURA BARRACK」（図1.6.2）では、兵営を4つの区域に分割し、それぞれの区域は説明されている。この時点で、弾薬庫と講堂が位置する敷地Bが、全体から切り離されたことが分かる。

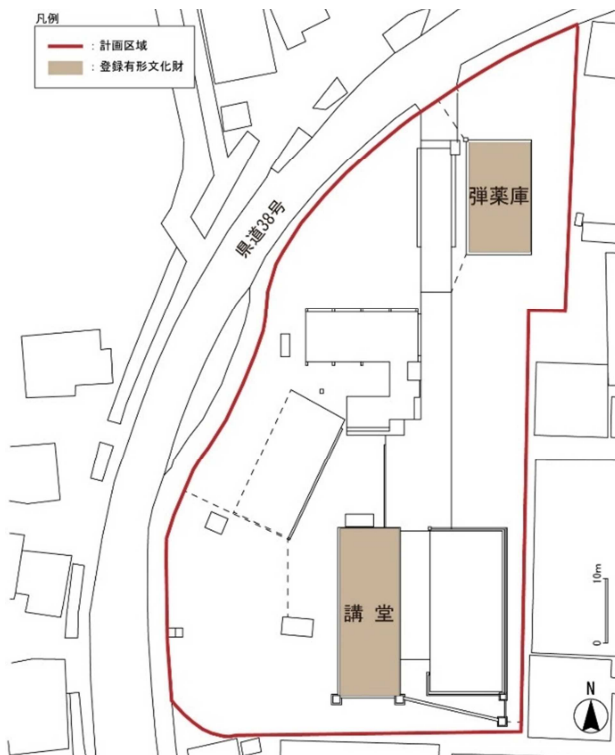


図1.6.1 計画区域図

A=英連邦軍保有地域(AREA HELD BY BCOF)

B=印刷局出先機関(OUTLYING STATION OF THE PRINTING BUREAU)

C=高知市朝倉新制中学校(ASAKURA LOWER SECONDRY SCHOOL)

D=高知師範学校(KOCHI NORMAL SCHOOL)

そして、敷地の出入口の位置について、大蔵省印刷局時代の配置図（図1.6.3、1.6.4）を見ると、昭和23（1948）年度から昭和42（1967）年度までの間に、出入口が西南隅に設けられていた。昭和48（1973）年度の配置図では、出入口が敷地の北側に移動された。

その後、敷地の形状及び出入口の位置は、変更がなく現在まで至る。

2 計画の目的と基本方針

本計画は、戦争の歴史を後世に語り継ぐ重要な施設として、第四四連隊弾薬庫及び講堂の価値を明らかにし、保存の方針を明確にする。文化財としての価値を活かしつつ、計画敷地および登録文化財建造物の今後の公開活用を図る。

3 計画の概要

本計画は、「保存管理計画」、「環境保全計画」、「防災計画」、「活用計画」と「保護に係る諸手続き」からなる。

保存管理計画では、保存管理の基本方針を示す。「保存管理の状況」では、本計画の対象建造物の保存管理の状況を明らかにし、「保護の方針」では、部分及び部位を設定して保護の方針を定める。「管理計画」では、管理体制及び管理方法について記載する。「修理計画」では、調査結果を踏まえ、修理項目を抽出する。

環境保全計画では、環境保全の基本方針を示す。敷地内を対象として現状と課題を整理し、環境保全に関する基本方針を示す。また、計画区域内を区分して保全の方針を定め、敷地内における建造物・工作物を区分して保護の方針を定める。さらに、防災上の課題と対策について記載する。

防災計画では、防火・防犯対策、耐震対策、耐風対策、その他災害対策について記載する。

活用計画では、公開活用基本方針を示し、公開計画及び活用基本計画を定め、実施に向けての課題を明らかにして活用基本計画を策定する。

保護に係る諸手続きでは、登録有形文化財（建造物）としての修理や改修などに必要な諸手続き及び関係法令について記載する。

Buildings to be released to Japanese Government 21st Airborne Division (Asakura Barracks) Asakura, Kochi City, Kochi Prefecture					Buildings to be retained by British Commonwealth Occupation Force 21st Airborne Division (Asakura Barracks) Asakura, Kochi City, Kochi Prefecture				
Building Number	Type of Construction	Number of Story	Floor Space (sq. ft.)	Note	Building Number	Type of Construction	Number of Story	Floor Space (sq. ft.)	Note
1	Wooden	1	1,406	Office room	33	Wooden	1	4,731	Officer's hall (remains to be occupied)
2	"	1	432	Lavatory	34	"	1	1,900	Former dining hall (remains to be occupied)
3	"	1	2,500	Warehouse	35	"	2	11,808	Barracks
4	"	2	7,303	"	36	Concrete	1	2,054	Quarters (remains to be occupied)
5	"	1	108	"	69	Wooden	1	245	Warehouse
6	"	1	376	Lavatory	70	"	1	425	Warehouse
7	"	1	810	Shower room	71	"	1	254	Lavatory
8	"	1	1,884	Dining room	72	"	1	260	Shower room
9	"	1	3,337	Warehouse	73	"	1	405	Office room
10	"	1	378	Lavatory	74	"	1	504	Lavatory
11	"	1	4,366	Dining Room	75	"	1	264	Warehouse
12	"	1	630	Shower Room	76	"	1	400	"
13	"	1	8,165	Warehouse	77	"	1	448	Office room
14	"	1	864	Dining room	78	"	1	390	Lavatory
15	"	1	810	Shower Room	79	"	1	390	Lavatory
16	"	1	1,126	Beer-hall	80	"	1	485	Shower room
17	"	1	370	Baking room	81	"	1	1,440	Garage (former stable)
18	"	1	240	Lavatory	82	"	1	4,380	Garage (former stable)
19	"	2	9,245	Warehouses	83	"	1	1,080	Recreation room
20	"	2	238	Lavatory	84	"	1	900	Dining room
21	"	2	22,244	Barracks	85	"	1	256	Cooking room
22	"	1	648	Office Room	86	"	1	130	Lavatory
23	"	1	298	Lavatory	87	"	1	81	Former special room
24	"	1	18,236	Warehouse	88	"	1	396	Cooking room
25	"	1	504	Office room	89	"	1	1,080	Dining room
26	"	2	18,336	Barracks	90	"	1	144	Office room
27	"	2	948	Warehouse	91	"	1	14	Police box
28	"	2	7,797	Barracks	92	"	1	80	Office room
29	"	1	4,888	"	93	"	1	20	Lavatory
30	"	1	4,203	Former Dispensary & sanatorium					
31	"	1	2,070	Warehouse					
32	"	1	2,070	Warehouse					
33	"	2	10,336	Barracks					
34	"	2	22,244	Barracks					
35	"	2	22,244	Barracks					
36	"	1	3,889	Shower room					
37	"	1	432	Warehouse					
38	"	1	8,190	Former stable					
39	"	2	8,600	Former N.C.C. Hall & L.A.					
40	"	1	144	Lavatory					
41	"	2	7,733	Warehouse					
42	"	1	1,788	Former magazine					
43	"	1	210	Warehouse					
44	"	1	683	Shower room					
45	"	2	10,272	Barracks					
46	"	1	1,012	Dining room					
47	"	1	1,395	Warehouse					
48	"	1	6,870	Former disambiguation building					
49	"	2	338	Warehouse					
50	"	1	1,296	Warehouse					
51	"	1	2,080	"					
52	"	1	2,000	"					
53	"	1	2,500	"					
54	"	1	2,979	Motor pool (former cooking room)					
55	"	1	1,296	Warehouse					
56	"	1	180	Laundry					
57	Brick	1	180	Warehouse					
58	Concrete	1	139	Warehouse					
59	"	1	72	"					
60	"	1	378	Lavatory					
61	"	1	390	Warehouse					
62	"	1	360	"					
63	"	1	390	"					
64	"	1	400	"					
65	"	1	252	Pumping room					
66	"	1	819	Office room					
67	"	1	848	Warehouse					
68	"	1	390	Lavatory					
69	"	1	874	Warehouse					
70	"	1	485	Lavatory					
71	"	1	390	Shower room					
72	"	1	485	Shower room					
73	"	1	1,440	Garage (former stable)					
74	"	1	4,380	Garage (former stable)					
75	"	1	1,080	Recreation room					
76	"	1	900	Dining room					
77	"	1	256	Cooking room					
78	"	1	130	Lavatory					
79	"	1	81	Former special room					
80	"	1	396	Cooking room					
81	"	1	1,080	Dining room					
82	"	1	144	Office room					
83	"	1	112	Electric Room					
84	"	1	132	Lavatory					
85	"	1	96	"					
86	"	1	180	"					
87	"	1	110	Warehouse					
88	"	1	90	Lavatory					
89	"	1	150	"					
90	"	1	150	"					
91	"	1	70	"					
92	"	1	70	"					
93	"	1	24	Transformer room					
94	"	1	30	Lavatory					
95	"	1	256	Coal yard					
96	"	1	43	Lavatory					
97	"	1	256	Lavatory					
98	"	1	43	Lavatory					
99	"	1	256	Lavatory					
100	"	1	43	Lavatory					
Total			264,422		Total			264,422	

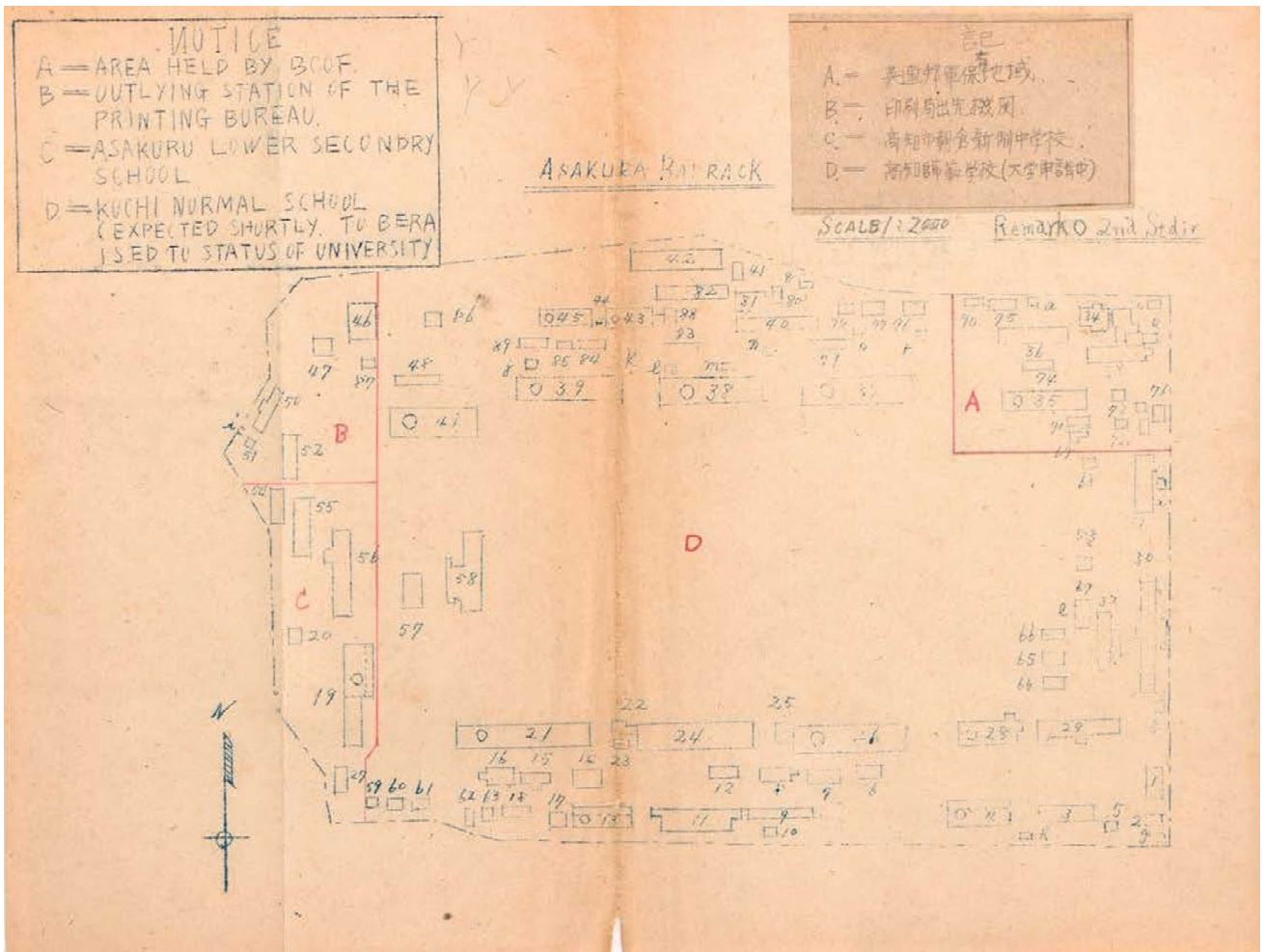


図 1.6.2 兵營が進駐軍から日本政府に返還される際の配置図および凡例

出典：『朝倉元兵舎に移転関係記録』（1947）

※高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）から引用

- ・各エリアについて、Aは英連邦軍保有地域、Bは大蔵省印刷局出先機関、Cは高知市朝倉新制中学校、Dは高知師範学校である
- ・各建造物について、46は弾薬庫、52は講堂である

第1章 計画の概要

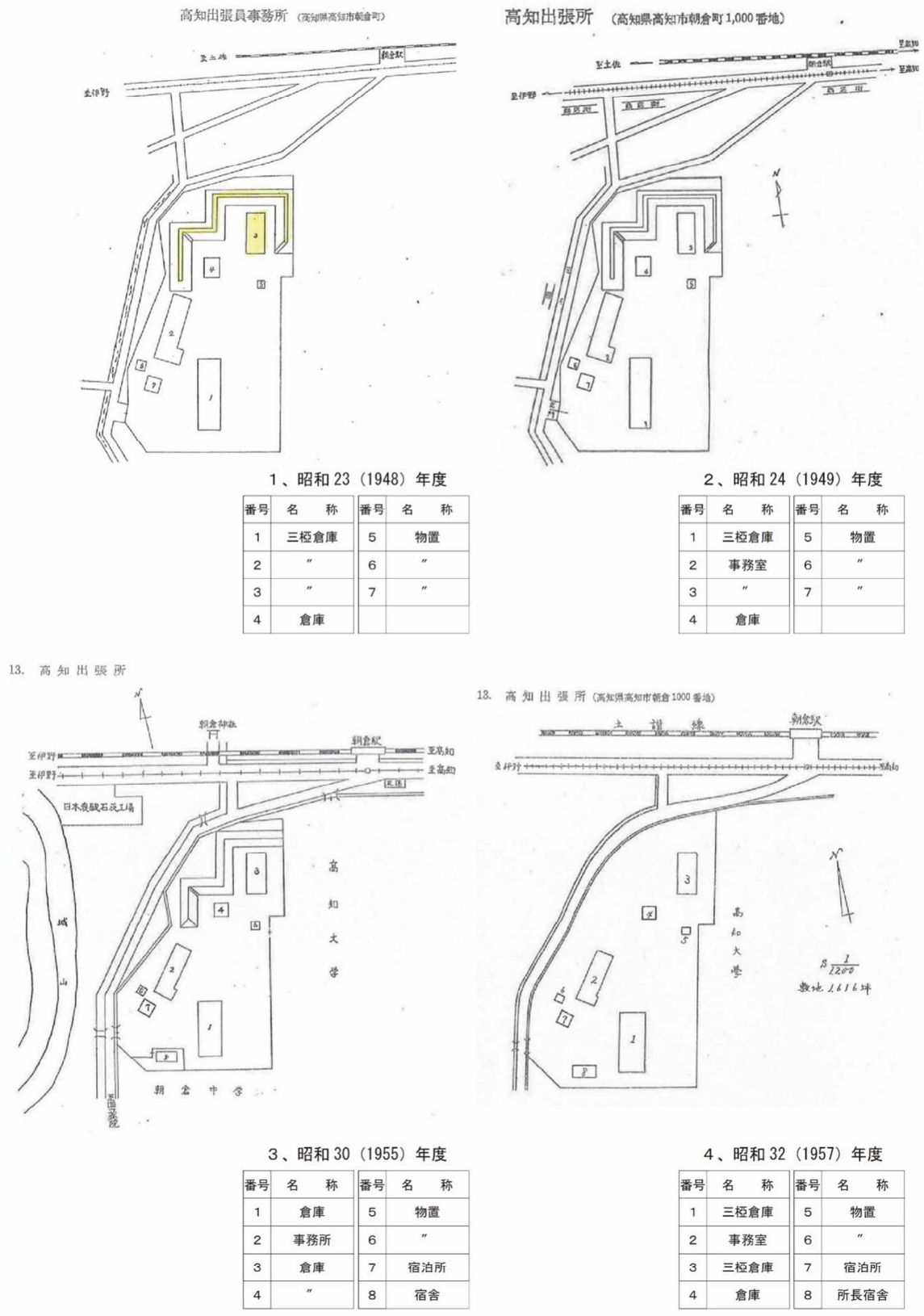


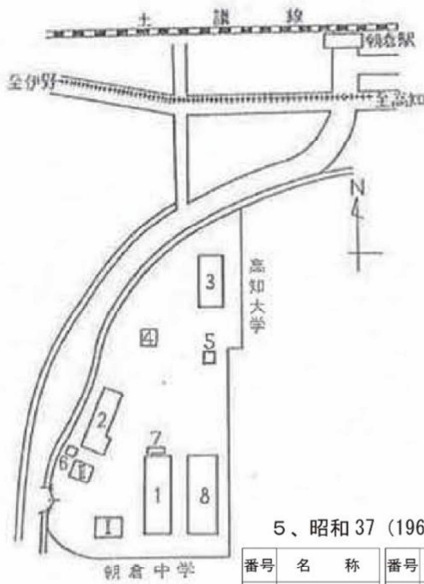
図 1.6.3 大蔵省印刷局時代における配置の変遷 (昭和23(1948)年~昭和32(1957)年)

出典：エコロジカルスタンド株式会社『旧高知倉庫 土地利用履歴等調査 報告書』

※高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』(2016)から引用

※講堂は図中における番号1、弾薬庫は番号3に該当する

13. 高知出張所（高知市朝倉1000番地）

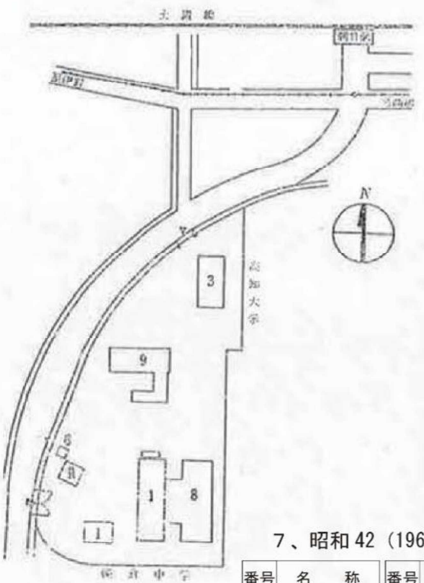


番号	名称	番号	名称
1	三桧倉庫	5	物置
2	倉庫	6	"
3	三桧倉庫	7	自転車置場
4	倉庫	8	三桧倉庫



番号	名称	番号	名称
1	三桧倉庫	6	物置
2	庁舎	7	自転車置場
3	三桧倉庫	8	三桧倉庫
5	物置	9	庁舎

高知出張所（高知市朝倉1,000番地）



番号	名称	番号	名称
1	三桧倉庫	8	三桧倉庫
3	"	9	庁舎
6	物置		
7	自転車置場		

高知出張所配置図



番号	名称	番号	名称
1	三桧倉庫	8	三桧倉庫
3	"	9	庁舎
6	物置		
7	自転車置場		

図1.6.4 大蔵省印刷局時代における配置の変遷（昭和37（1962）年～昭和48（1973）年）

出典：同前

※高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）から引用

※講堂は図中における番号1、弾薬庫は番号3に該当する

第2章 保存管理計画

第1節 保存管理の状況

1 保存及び破損状況

【弾薬庫】

(1) 基礎

基礎は外壁及び間仕切壁に設け、布石を敷いた上に煉瓦積みとする。各室毎に換気口を設けているため床下は乾燥状態を保っている。煉瓦基礎には改変はなく、保存・構造上支障となる亀裂、破損も見られず創建当初のまま保存されている。

(2) 床組

番付が墨書きされた床束が残るなど、主屋の床組に改変は見られない。根がらみが部分的に外れているが、床束に転びはしない。蟻害が一部見られ、根太など取替えが必要と思われる材が見られる。

下屋の床は漏水で腐朽しており、応急処置で腐朽した床板を合板で塞いだ上、床束は添え木を設けて対処している。



写真 2.1.1 根がらみの外れ



写真 2.1.2 根太の蟻害



写真 2.1.3 床束の応急処置

(3) 外壁・躯体

煉瓦にモルタル塗の上に白ペンキと、部分的に吹付けタイルで仕上げが施されている。吹付けタイルは国立印刷局時代に施されたと思われる。煉瓦とモルタル塗の界面に雨水が入り込むことにより、モルタルの孕み・剥落が散見され、その他でもカビや雨垂れなどの汚損が目立ち、軒樋・豎樋付近、開口部廻り、換気口廻り、雨樋がない袖壁に顕著に見られる。

外壁南西角のモルタル塗にはローマ字の落書きがあるが、戦後の進駐軍によるものと思われる。

軒には板金折りの軒蛇腹が付くが、部分的に欠失・破損がみられる。

下屋は棧付の焼杉板縦板張とする。棧の欠損が散見される。下屋の軸組は漏水による腐朽の他、柱・梁に蟻害がある。柱脚も腐朽している箇所が数本見られる。



写真 2.1.4 モルタルの剥落



写真 2.1.5 縦樋付近の汚損

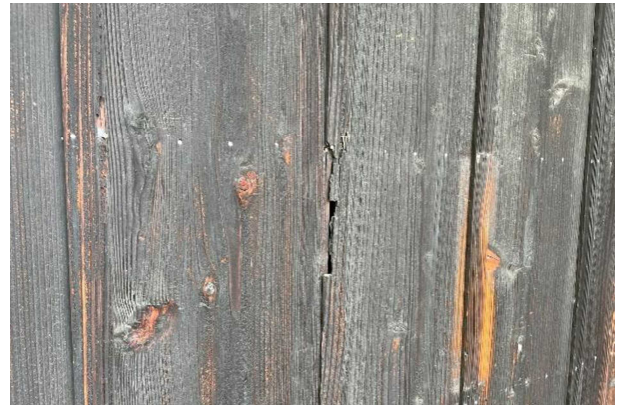


写真 2.1.9 棧の欠損



写真 2.1.6 袖壁の汚損

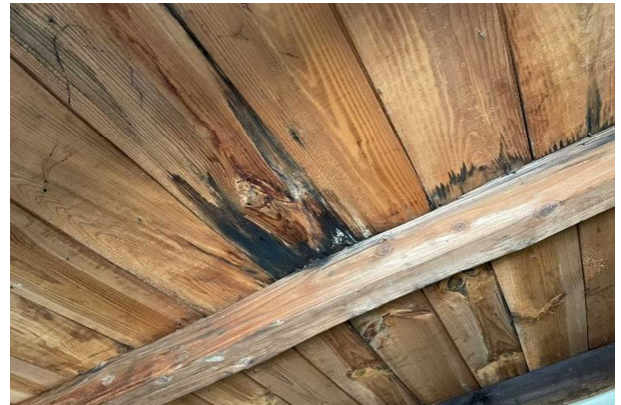


写真 2.1.10 下屋 軸組の腐朽

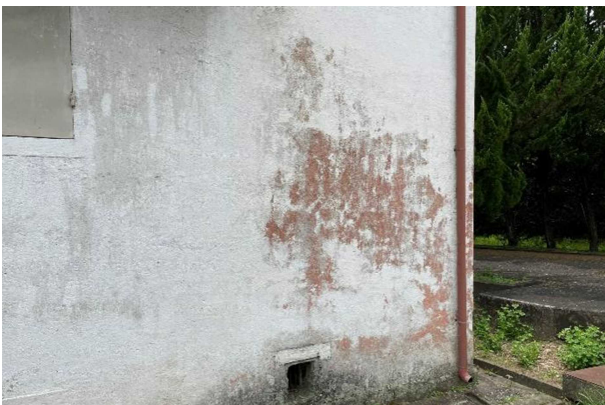


写真 2.1.7 モルタルのカビ

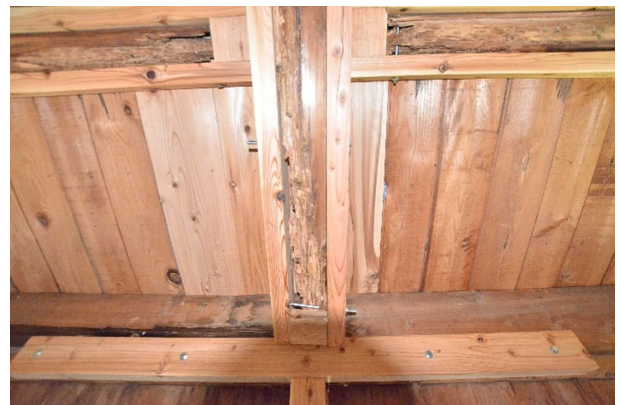


写真 2.1.11 下屋 軸組の蟻害



写真 2.1.8 軒蛇腹の欠失・破損

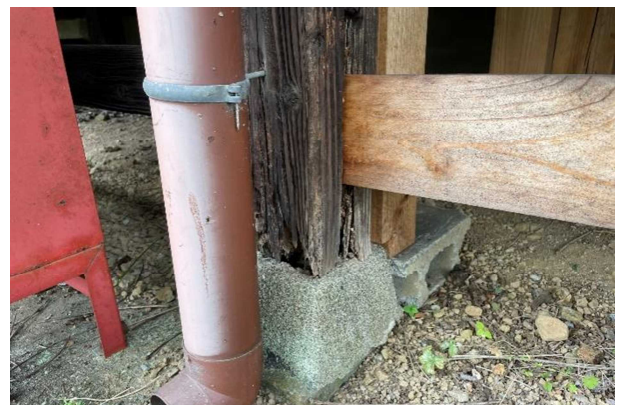


写真 2.1.12 柱脚の腐朽

(4) 小屋組

小屋組はキングポストトラスで寄棟に組み立てられており、仕口にはボルト留めされた金物を付す。ボルト留めはネジ山が無くなり座金が浮くなど緩みが見られる箇所がある。小屋組の主材はマツで、概ね健全な状態で保たれている。



写真 2.1.13 金物の緩み

(5) 屋根・樋

屋根は棧瓦葺きで昭和50年代に葺き替えられている。下葺きや葺き土は残されているが、葺き替えられた棧瓦の形状・寸法は創建時の棧瓦の形状・仕様が踏襲されているかは定かでない。西面の軒先の一部は漏水し野地板まで腐朽し、瓦の一部が脱落したため、令和4(2022)年に応急修理を行っている。棟積みの南蛮漆喰は亀裂、剥落が見られ植物が生えるなど深部への浸水が懸念される。瓦は割れ・欠けが散見される。

下屋はセメント瓦で葺かれているが、創建時の葺き材は不明である。下屋の屋根勾配は緩く漏水し、下屋の野地板・母屋から下部の床まで漏水し腐朽していたため、令和4年に下葺きの防水シートをやり替え、腐朽した母屋は添木を施し補強している。袖壁付近の熨斗セメント瓦は乱れており、そこからも漏水は進行しており、腐朽した軒先にのるセメント瓦は脱落しそうな状況にある。

樋は鋼製樋で、雨水を軒樋で受け、堅樋から犬走に落とし、モルタルで成形した溝を犬走に通し、U字溝に流している。下屋の樋だけは塩ビ製に取り替えられている。じょうごや呼び樋付近での汚れの堆積により植物が生えている箇所も見られる。

外壁開口部廻りの庇は鉄板葺きとしており、発錆が見られる。



写真 2.1.14 棟積みの南蛮漆喰の亀裂・剥落



写真 2.1.15 瓦の割れ・欠け



写真 2.1.16 セメント瓦の崩れ



写真 2.1.17 じょうごや呼び樋の汚れ



写真 2.1.18 外壁開口部廻りの庇の発錆

(6) 内装

主室の壁は縦板張り、天井は本実矧ぎの鏡板張りで廻り縁・長押・巾木が付く。床は本実矧ぎ床板張りで各室に床点検口を設けている他、南北の部屋に合板で応急的に塞がれている箇所が1箇所ずつある。

下屋内は屋根の野地板と外壁の縦板張りを現しており、主室側の壁は煉瓦壁に砂漆喰塗としている。砂漆喰には亀裂が見られるが、概ね健全である。床板は漏水箇所が腐朽しており、応急的に合板で塞いでいる。



写真 2.1.19 砂漆喰の亀裂

(7) 建具

東面下屋の出入口3箇所は片引きの木製縦板張扉とする。破損部を応急的にベニヤ板で塞いだ補修箇所がある。いずれも滑りが悪く開閉時の動きが重い。

各室入口には鉄板巻の門付両開き扉と引分けの腰板ガラス戸が二重に設置される。腰板ガラス戸は防犯用の真鍮製格子が付いているが多くは欠失し、ガラスも割れており欠失しているものが多い。各室外壁には採光換気用の窓があり、内部はガラス格子の上げ下げ窓、外部は片開きの鋼製扉が設置され

る。建具の間には縦格子と亀甲金網が付されている。上げ下げ窓のガラスは当初から取替えられていると思われるものが散見される。鋼製扉の外部は塗装が施されているが、塗膜は経年で劣化し浮き・剥離が見られる。

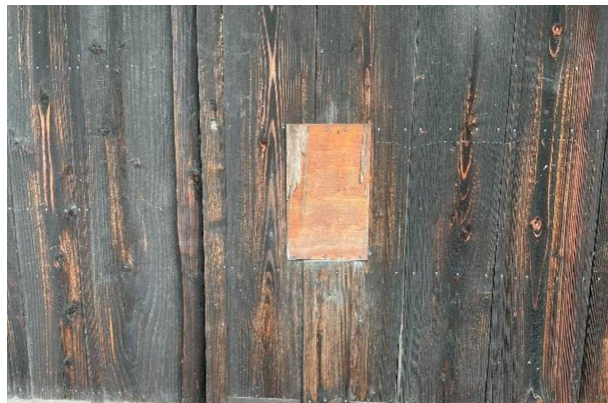


写真 2.1.20 扉の破損



写真 2.1.21 腰板ガラス戸 真鍮製格子の欠失・ガラスの割れ



写真 2.1.22 上げ下げ窓 ガラスの割れ



写真 2.1.23 鋼製扉 塗膜の浮き・剥離



写真 2.1.25 犬走の割裂、植物の発生

(8) 設備機器

建物内には自動火災報知の定温式感知器と、蛍光灯照明器具を備える。国立印刷局時期に取付けられたもので、国立印刷局の稼働停止以降、通電されていない。令和4(2022)年の漏水応急修理の際に処理に支障があったため配線は一部切断している。

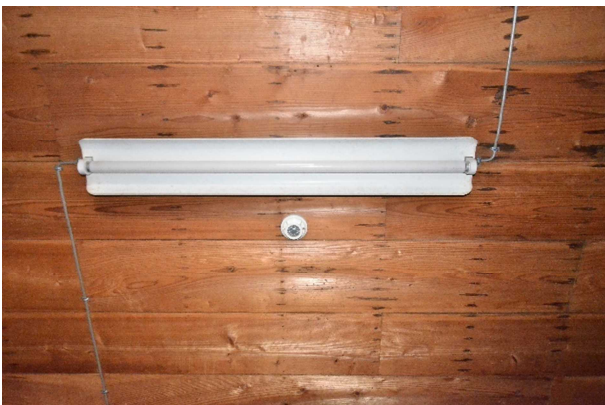


写真 2.1.24 感知器、蛍光灯

(9) 外構

出入口3箇所には煉瓦積みにモルタル仕上げの階段が設置される。下屋廻りの叩きはモルタル塗りで縁石を配し、水下にはU字溝を設け、階段前のみグレーチング蓋を置く。

北・東・南面の犬走は洗い出しモルタルに縁石を配し、U字溝を設ける。縦樋を設置する箇所にはモルタルで成形した溝をきりU字溝へ流している。四周ともU字溝は後補によるものと思われる。洗い出しモルタルの犬走は所々割裂し、建物との隙間が生じ、その各所から植物が生えている状況にある。

【講堂】

(1) 基礎

基礎は外壁に設け、煉瓦積みとする。煉瓦積み下部の状況はコンクリート床とモルタルの犬走があるため確認できていない。煉瓦積みは南東角に目地が切れ煉瓦のずれが見られる他は概ね健全といえる。

(2) 床

国立印刷局時期に倉庫として利用するためにコンクリート打設の上に塗床仕上げとされている。

(3) 外壁・躯体

外壁は下見板張りに白ペンキ塗とする。白ペンキ塗は国立印刷局時期に塗られたものと思われる。塗装は劣化が著しく全面に渡りひび割れ、所々で剥離している。土台上に付けられた鉄板折りの水切りも塗装が劣化しているため水が溜まり、多くは発錆・欠損している。主に窓廻りからの漏水が見られ、その周辺の軸組は腐朽している。土台も漏水に加え、蟻害により破損腐朽し潰れている箇所が四周ともみられる。蟻害の全貌は不明だが一部軸組に被害を確認した。



写真 2.1.26 下見板張り 塗装の劣化

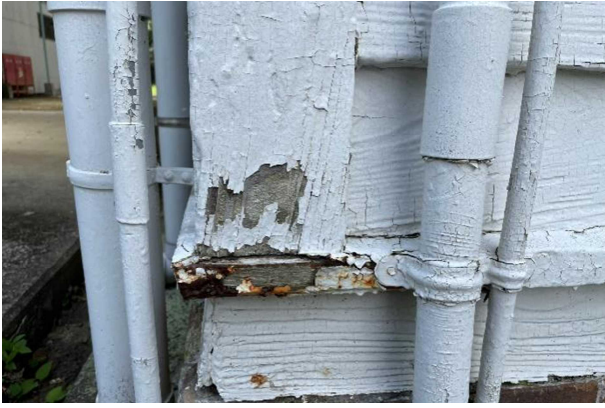


写真 2.1.27 水切り 塗装の劣化



写真 2.1.28 土台の破損・腐朽

(4) 小屋組

小屋組はキングポストトラスで寄棟に組まれており、仕口にはボルト留めされた金物を付す。トラスの下弦材は中央で三味線継ぎしており、ボルトや金物で補強している。屋根荷重を支えきれず撓んだ下弦材は継手に緩みが見られる。創建当初からの母屋に加えて、屋根をふき替えた際に母屋を倍ピッチで足されている。全体的に材自体の目立った破損や腐朽は見られない。



写真 2.1.29 下弦材 継手の緩み

(5) 屋根・樋

屋根は瓦棒カラー鉄板葺きとする。葺き替えられた時期は不明であるが、当初は棧瓦葺きであった。

創建当初にあった内部の間仕切壁が無くなっているために、支えを失った小屋組が撓み、屋根もそれに伴い歪みが見られる。瓦棒カラー鉄板には全体的に発錆が確認される。

樋は塩ビ製で後年に取付けられている。縦樋に向かって軒樋が勾配を取れておらず、土などが堆積し植物が生えている。



写真 2.1.30 屋根の歪み、鉄板の発錆



写真 2.1.31 縦樋の破損

(6) 内装

壁は目板付の縦板目板張りに長押と巾木が付いており、創建当初から保存されている。板材に割れ・欠けは見られるものの大きな破損・腐朽は見られない。板材には創建当初に天井があったことを示す廻り縁が残る。巾木は土台の破損腐朽に伴い脱落しかかっている箇所がいくつか見られ、巾木自体の腐朽も見られる。

土台下の基礎はモルタルで成形されているが、割れ・剥落が散見される。



写真 2.1.32 巾木の腐朽



写真 2.1.34 雨戸 亜鉛メッキ鋼板の浮き・剥離

(7) 建具

内部は引違いガラス格子窓、外部は両開きの亜鉛メッキ鋼板巻き木製雨戸が設置される。雨戸は創建当初には無く、年代は不明だが後年取り付けられたものである。引違いガラス格子窓にはねじ締め錠が付くが、召し合せが悪く締められない箇所がある。雨戸は上下にフランス落としが付くがほとんどは錆び付いて使っておらず、閉める場合は外部のけんどん式の木棒で固定する。その木棒を固定するコの字の金物は所々脱落している。雨戸の開放時に固定する機能はなく、風に煽られていることも見受けられる。雨戸の亜鉛メッキ鋼板には茶塗装が施されているが経年の劣化で浮き・剥離が見られる。その他雨戸には棧の折損、蝶番ビスの欠失等が散見される。

東面には国立印刷局時代に倉庫として利用するために電動シャッターが3基設置され、創建当初の出入口建具及びその周辺の外壁も改変されている。

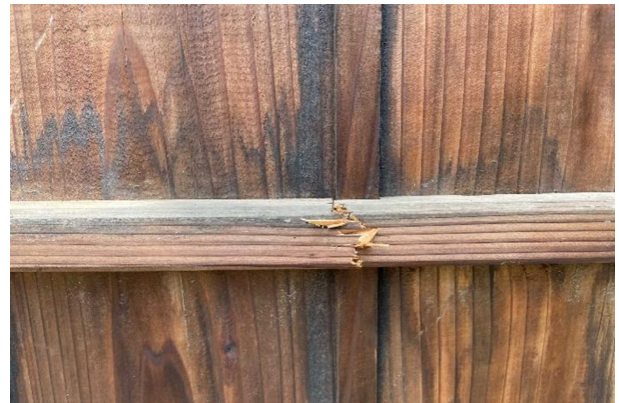


写真 2.1.35 雨戸 棧の折損

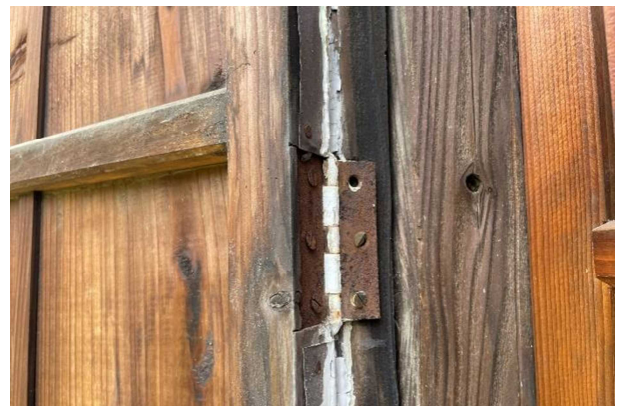


写真 2.1.36 雨戸 蝶番ビスの欠失

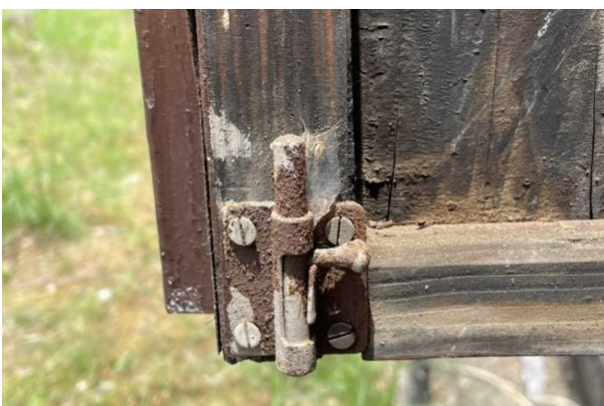


写真 2.1.33 雨戸 フランス落としの発錆

(8) 設備機器

建物内には自動火災報知の定温式感知器と、蛍光灯照明器具を備える。国立印刷局時代に取付けられたもので、印刷局の稼働停止以降、通電されていない。

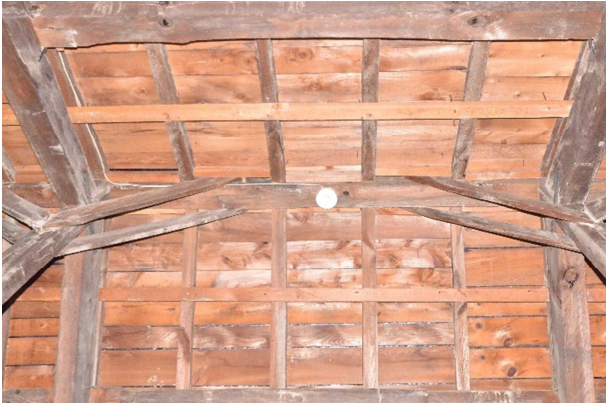


写真 2.1.37 感知器

(9) 外構

建物四周に周る犬走と排水溝はモルタルで成形されている。犬走は所々割裂し、建屋との隙間が生じ、その各所から植物が生えている状況にある。南側に設ける雨水桝の上部に、縞鋼板とグレーチング蓋を置く。排水溝は高知大学の敷地へ接続されている。

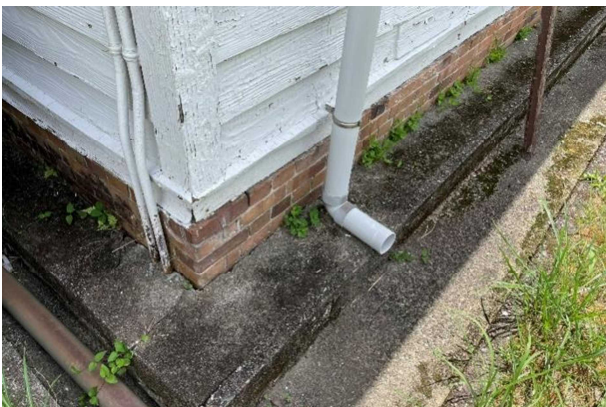


写真 2.1.38 犬走の割裂、植物の発生

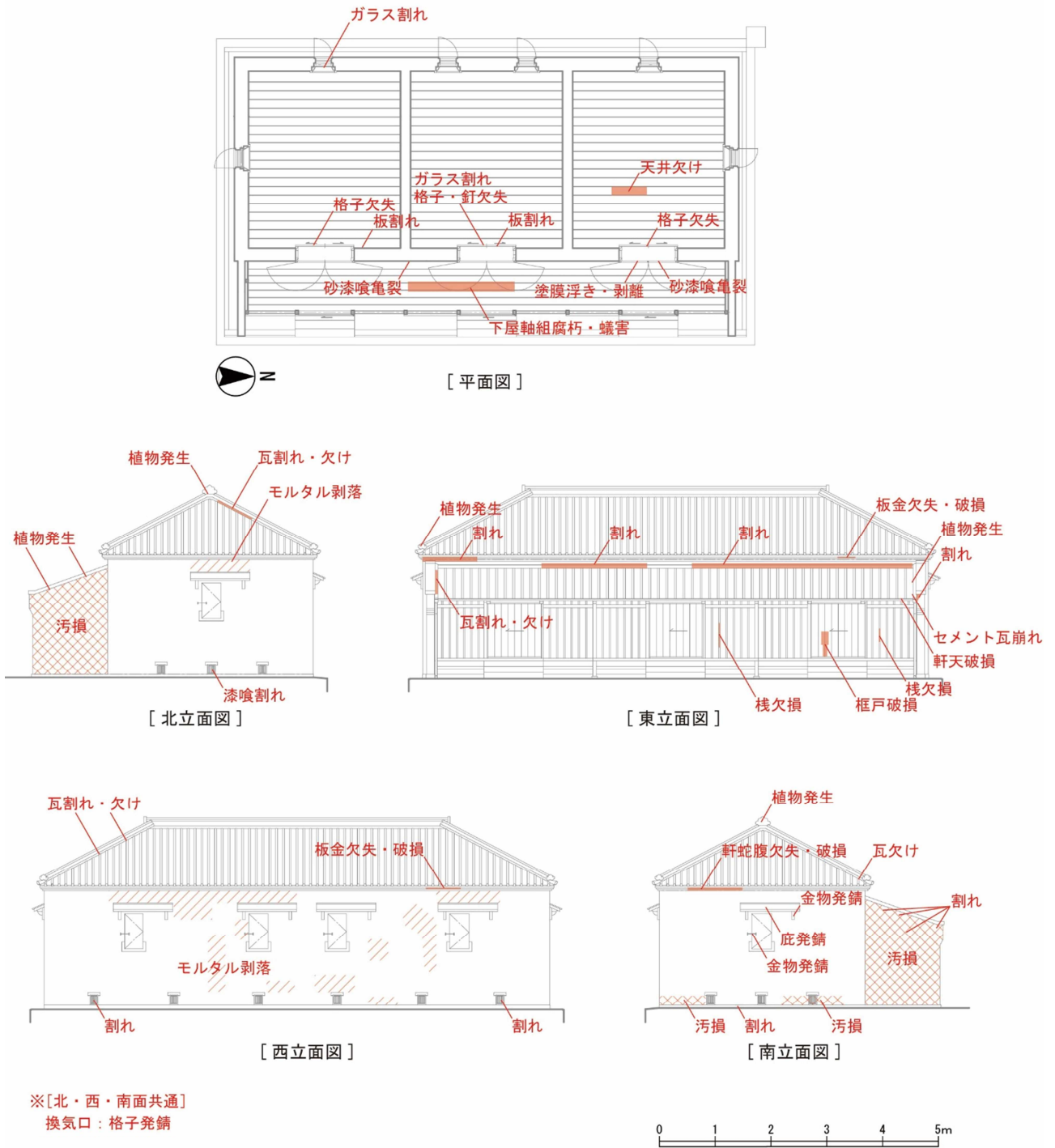


図 2.3.1 破損状況 (弾薬庫)

2 管理状況

(1) 敷地内の管理

高知県が土地を取得した令和3（2021）年以降、毎年3回、建物周りを中心に、敷地全体の除草や樹木の剪定を実施している。

(2) 建造物の管理

令和3年以降、高知県歴史文化財課が所管し、定期的な通風・換気など日常管理を行っている。

(3) 災害に対する予防措置

現在は非公開で無人であるため、常時雨戸を閉めて、施錠している状態である。

(4) 法的点検等

現在は実施していない。

第2節 保護の方針

1 保護の基本方針

旧陸軍歩兵第四四連隊の兵営の歴史を継ぐ建造物は弾薬庫と講堂のみである。建築当初及び進駐軍の接収下にあった時期と思われる材料が数多く残され、高知県に残る陸軍の施設の仕様が遺存するものとして希少である。

戦時中に創建された歴史的建造物の内外観の意匠・材料を通して体感し、後世に伝えられるよう、適切な保存修理・耐震補強・維持管理を行っていく。

2 部分・部位の設定と保護の方針

登録有形文化財旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂において、表 2.2.1、2.2.2 により部分及び部位の設定と保護の方針を示す。

表 2.2.1 <部分>の区分と保護の方針

	区分	保護の方針
保存部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳密な保存が要求される部分を示す。 本計画では、下記の部分が該当する。 (弾薬庫) 外壁、主室、前室(下屋) (講堂) 外壁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として変更不可とし、材料や意匠を厳密に保存し、現状を維持する。
保全部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持及び保全することが要求される部分を示す。改修により文化財の価値が一部失われ、今後の修理によって復原を目指す部分、また、活用及び補強等のため改変が不可欠となる部分を含む。 本計画では、下記の部分が該当する。 (弾薬庫) 屋根(主屋・下屋)、小庇(鉄板葺き) (講堂) 屋根、室、開口部建具(木製雨戸、電動シャッター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修は可能とするが、当初の材料や意匠には配慮する。 ・ 形状は残すが、機能向上のための質の変更は可能とする。
その他部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用または安全性の向上のために改修が許容される部分を示す。 本計画では、該当箇所なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて変更する。ただし、周囲の保存・保全部分との取り合いが生じる場合には十分配慮する。

表 2.2.2 <部位>の区分と保護の方針

	区分	保護の方針
基準 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の材料から構成される部位を示す。 本計画では、外部では基礎、外壁材、当初の建具等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料自体の保存を行う。
基準 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の材料から構成される部位であるが、材料の定期的な更新や補修が必要な部位を示す。 本計画では、鋼製樋、漆喰塗り、モルタル塗り、水切り等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う。
基準 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後世の改修等により改変された部位のうち、当初の仕様を踏襲して再配置された部位を示す。 本計画では、棧瓦葺き等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる形状及び色彩の保存を行う。
基準 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後世の改修等により改変された部位のうち、当初の仕様から変更された部位を示す。 本計画では、白ペンキ塗装、セメント瓦葺き、瓦棒カラー鉄板葺き、塩化ビニール樋、木製雨戸等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改変を行う際に周辺への意匠上の配慮を行う。
基準 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後補である部位を示す。 本計画では、消防設備や電気設備機器、国立印刷局時代に設置されたもの等が該当する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、撤去や再配置を行う。

弾薬庫 [外部]

東面：保存部分、保全部分

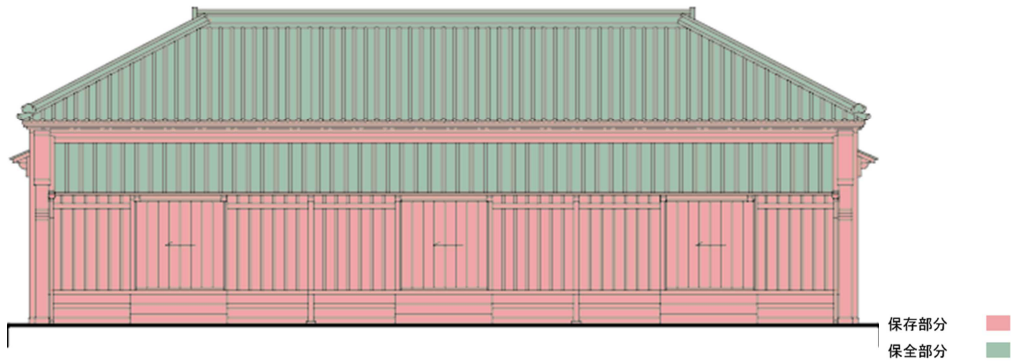


図 2.2.1 部分設定図

表 2.2.1 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	焼杉板縦板張り (下屋)	
	基準 2	モルタル塗り (主屋)、板金折り軒蛇腹 (主屋)	
屋根、庇	基準 3	棧瓦葺き (主屋)	
	基準 4	セメント瓦葺き (下屋)	
開口部建具	基準 1	木製縦板張框戸	
照明器具	—		
設備	基準 2	鋼製樋 (主屋)	
	基準 4	塩化ビニール樋 (下屋)	
その他	基準 1	犬走、階段 (煉瓦積みモルタル仕上げ)	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	
	基準 5	吹き付けタイル	



図 2.2.2 部位設定写真

第2章 保存管理計画

南面：保存部分、保全部分

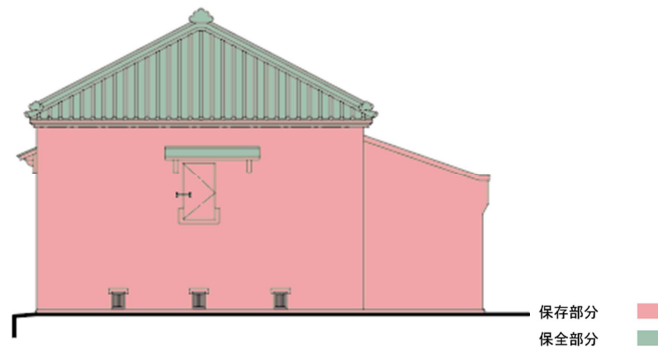


図 2.2.3 部分設定図

表 2.2.2 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 2	モルタル塗り	
屋根、庇	基準 1	木製庇（小庇）	
	基準 3	棧瓦葺き（主屋）	
	基準 4	鉄板葺き（小庇）	
開口部建具	基準 1	鋼製扉	
照明器具	—		
設備	基準 2	鋼製樋	
その他	基準 1	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	
	基準 5	吹き付けタイル	



図 2.2.4 部位設定写真

西面：保存部分、保全部分

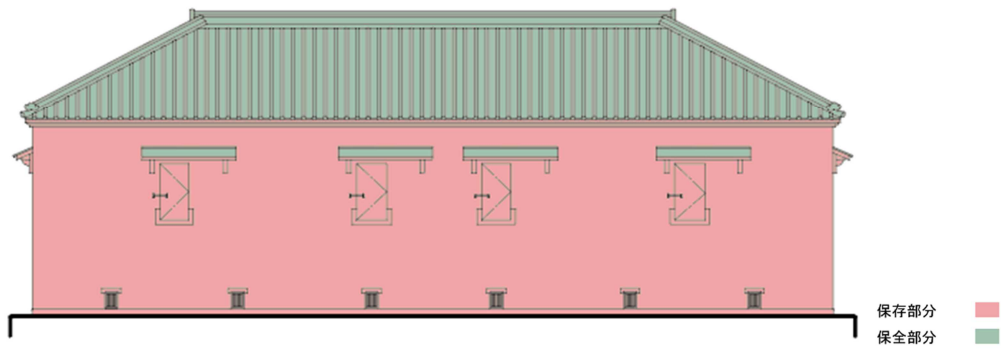


図 2.2.5 部分設定図

表 2.2.3 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 2	モルタル塗り	
屋根、庇	基準 1	木製庇（小庇）	
	基準 3	棧瓦葺き（主屋）	
	基準 4	鉄板葺き（小庇）	
開口部建具	基準 1	鋼製扉	
照明器具	—		
設備	基準 2	鋼製樋	
その他	基準 1	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	
	基準 5	吹き付けタイル	

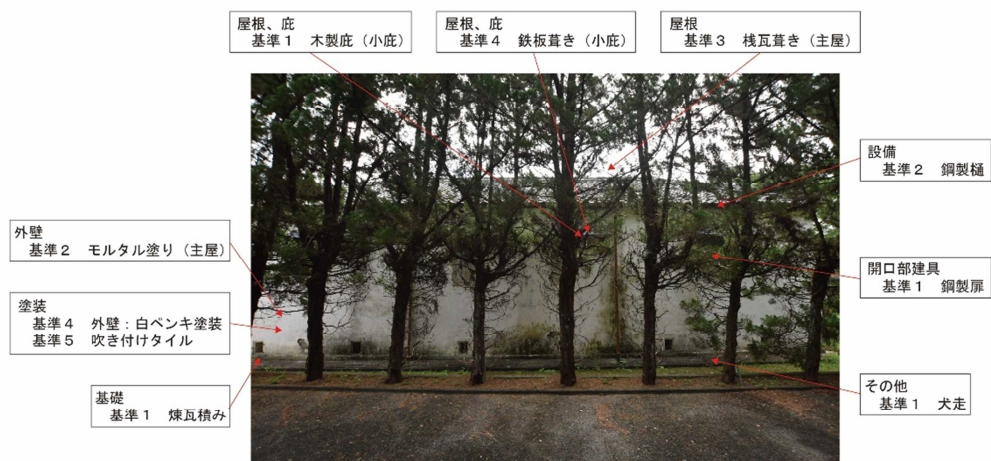


図 2.2.6 部位設定写真

第2章 保存管理計画

北面：保存部分、保全部分

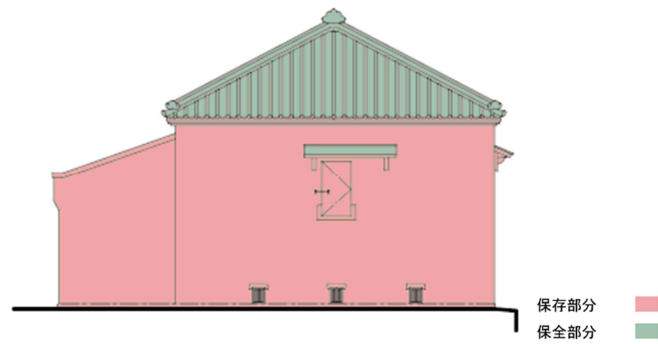


図 2.2.7 部分設定図

表 2.2.4 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 2	モルタル塗り	
屋根、庇	基準 1	木製庇（小庇）	
	基準 3	棧瓦葺き（主屋）	
	基準 4	鉄板葺き（小庇）	
開口部建具	基準 1	鋼製扉	
照明器具	—		
設備	基準 2	鋼製樋	
その他	基準 1	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	
	基準 5	吹き付けタイル	



図 2.2.8 部位設定写真

弾薬庫 [内部] : 保存部分

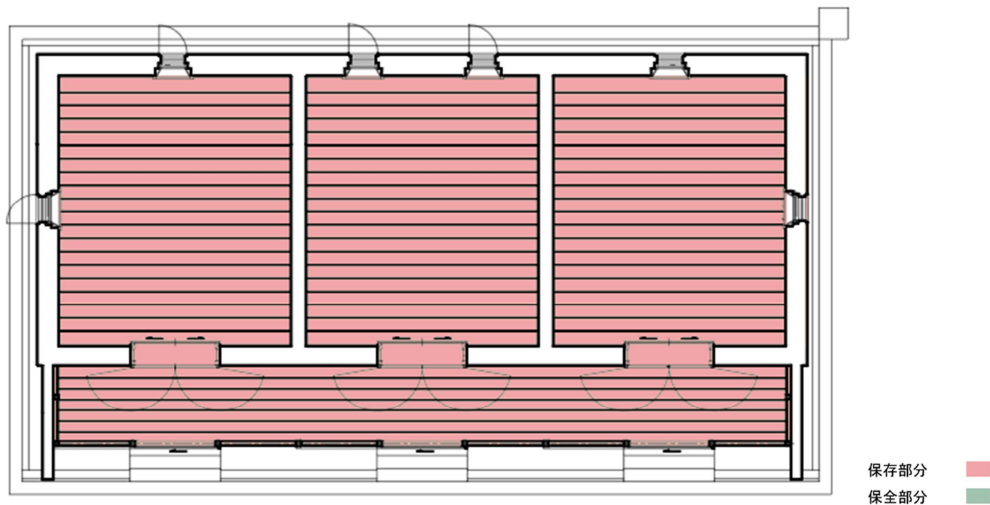


図 2.2.9 部分設定図

表 2.2.5 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
床面	基準 1	板張り	
壁面	基準 1	縦板張り、木巾木	
	基準 2	砂漆喰塗り (下屋内主室側)	
天井面	基準 1	鏡板張り (主室)、野地板現し (下屋)	
開口部建具	基準 1	鉄板卷門付両開き扉、木製引分腰板ガラス戸、木製ガラス上げ下げ窓	
照明器具	基準 5	蛍光灯	
その他	基準 1	敷居	
	基準 5	棚、感知器	



図 2.2.10 部位設定写真

第2章 保存管理計画

講堂 [外部]

東面：保存部分、保全部分

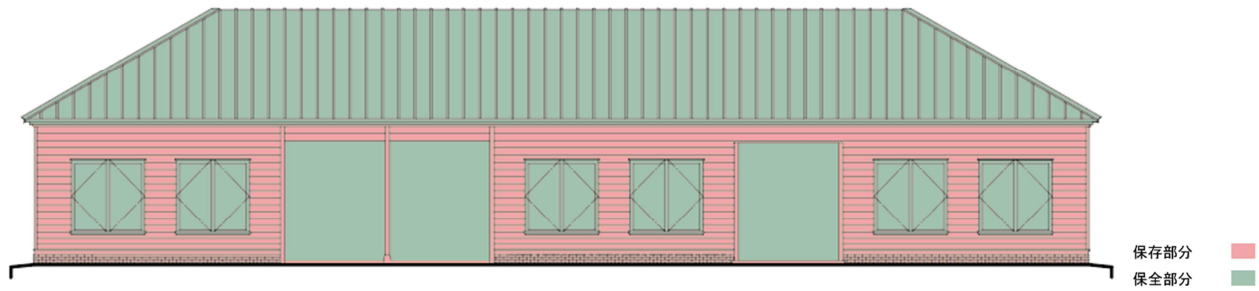


図 2.2.11 部分設定図

表 2.2.6 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	下見板張り	
	基準 2	水切り	
屋根	基準 4	瓦棒カラー鉄板葺き	
開口部建具	基準 4	木製雨戸	
	基準 5	電動シャッター	
照明器具	—		
設備	基準 4	塩化ビニール樋	
その他	基準 4	犬走	
	基準 5	スロープ	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	



図 2.2.12 部位設定写真

南面：保存部分、保全部分

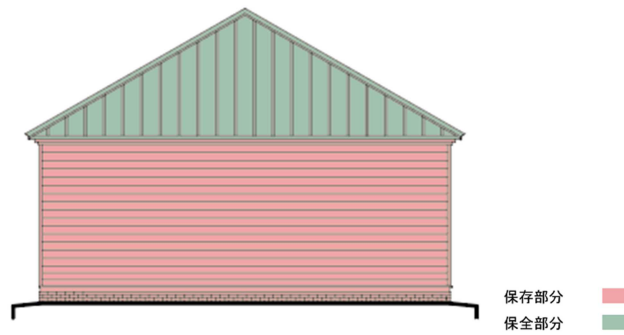


図 2.2.13 部分設定図

表 2.2.7 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	下見板張り	
	基準 2	水切り	
屋根	基準 4	瓦棒カラー鉄板葺き	
開口部建具	—		
照明器具	—		
設備	基準 4	塩化ビニール樋	
その他	基準 4	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	



図 2.2.14 部位設定写真

西面：保存部分、保全部分

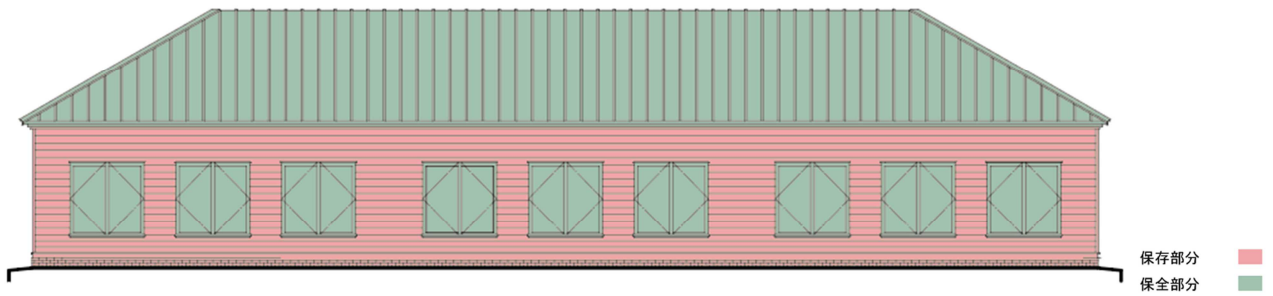


図 2.2.15 部分設定図

表 2.2.8 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	下見板張り	
	基準 2	水切り	
屋根	基準 4	瓦棒カラー鉄板葺き	
開口部建具	基準 4	木製雨戸	
照明器具	—		
設備	基準 4	塩化ビニール樋	
その他	基準 4	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	

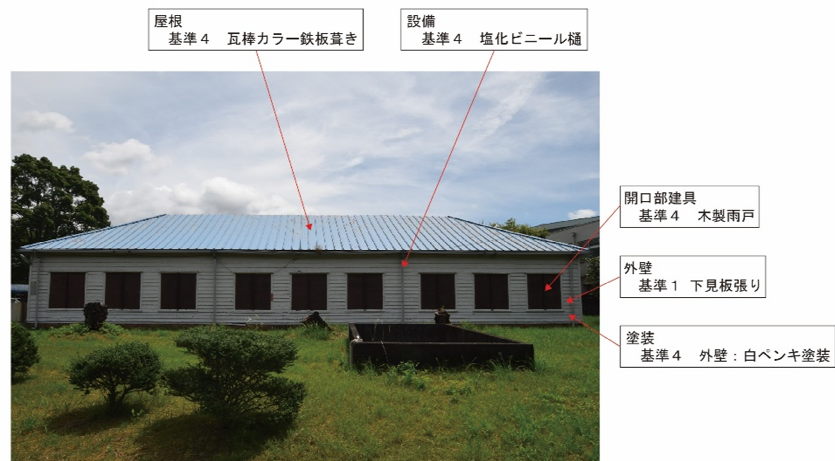


図 2.2.16 部位設定写真

北面：保存部分、保全部分

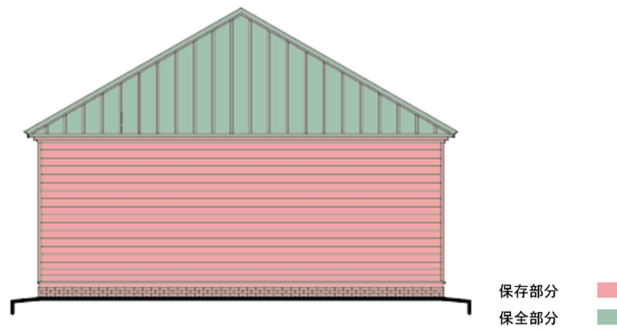


図 2.2.17 部分設定図

表 2.2.9 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
基礎	基準 1	煉瓦積み	
外壁	基準 1	下見板張り	
	基準 2	水切り	
屋根	基準 4	瓦棒カラー鉄板葺き	
開口部建具	—		
照明器具	—		
設備	基準 4	塩化ビニール樋	
その他	基準 4	犬走	
塗装	基準 4	外壁：白ペンキ塗装	



図 2.2.18 部位設定写真

講堂 [内部]：保存部分

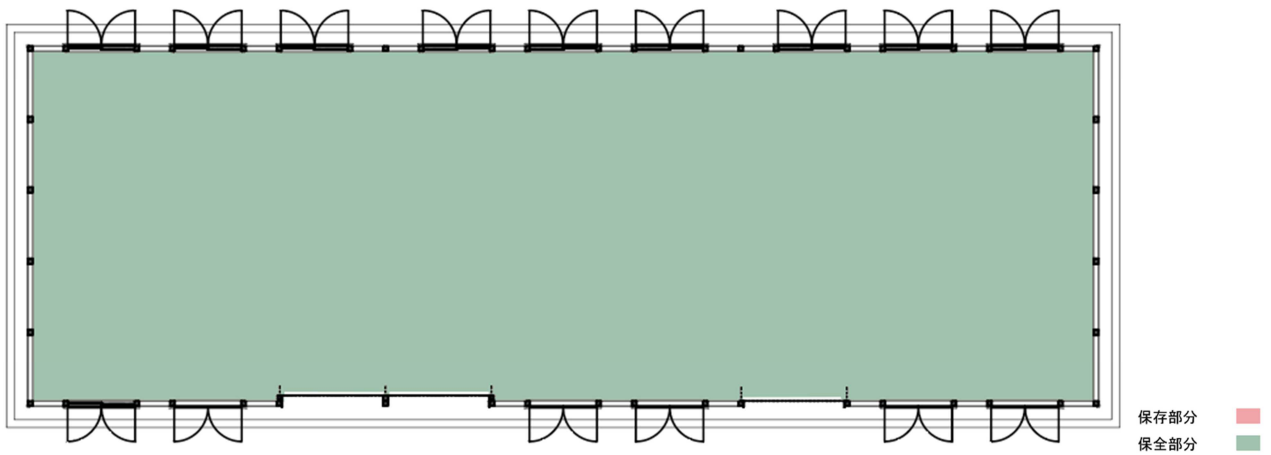


図 2.2.19 部分設定図

表 2.2.10 部位設定表

部 位	基 準	仕 様	備 考
床面	基準 5	塗床	
壁面	基準 1	縦板張り、木巾木	
	基準 2	モルタル塗り	
天井面	—		
開口部建具	基準 1	引き違いガラス格子窓、木格子	
照明器具	基準 5	蛍光灯	
その他	基準 5	感知器、間仕切り	
塗装	—		



図 2.2.20 部位設定写真

第3節 管理計画

1 管理体制

本県の他の文化財と同様に、文化財保護法及び関連法令に基づく管理を行うものとする。管理運営の方法は、外部への委託による方法も含めて、今後の検討が必要であるが、計画区域の対象となっている登録有形文化財旧陸軍第四四連隊弾薬庫及び講堂の敷地及び建造物を一括して管理・運営する予定である。

担当部署：高知県文化生活部歴史文化財課

2 管理方法

(1) 保存環境の管理

①清掃・整頓に関する事項

施設管理者による日常的な清掃・整頓の他、清掃業者による定期的な屋内の清掃・メンテナンスを行う。

②日照・通風の確保に関する事項

施設管理者によって、定期的に全室の窓の開閉を行う。また、建造物に接する樹木の枝を払い周辺の日照と通風を確保する。

③蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

施設管理者または専門の業者によって点検をし、必要に応じて防腐・防虫処理を行う。

④風水雪害に関する事項

施設管理者によって適時点検を行う。強風・台風時には雨戸を閉めるなどの対策を行う。

⑤その他

毀損・盗難等の事故防止に関し、施設管理者による巡回のほか、夜間の施錠を徹底する。また、必要に応じて監視カメラを導入する等、機械整備を行う。

消防設備の保守点検は1回/年、実施する。

(2) 建造物の維持管理

①外構及び基礎

- ・敷地内の除草作業、樹木の点検・剪定・伐採
- ・外構樹木根の建造物への影響の点検
- ・駐車場・広場の清掃及び落葉の堆積の予防
- ・基礎廻り・犬走の破損状況の目視点検
- ・側溝の水捌けの点検

②軒廻り及び床下

- ・日常清掃

- ・床下廻りの不要物撤去による通風の確保

③外壁

- ・左官の破損・劣化状況の点検
- ・塗装の破損・劣化状況の点検
- ・下見板・縦板の破損・劣化状況の点検

④内装

- ・開口部廻り・天井廻りの漏水の点検
- ・左官の破損・劣化状況の点検
- ・縦板の破損・劣化状況の点検

⑤床

- ・日常清掃
- ・展示物・重量物の移動・設置時の不陸・沈みの点検
- ・床仕上げの破損・劣化状況の点検

⑥屋根及び雨樋

- ・雨漏りの有無の点検
- ・瓦の割れ・ずれ・脱落・漆喰劣化の点検
- ・金属屋根の塗装劣化・発錆の点検
- ・軒樋の定期清掃、破損・勾配の点検

⑦建具

- ・建具枠・窓台の腐朽・破損の点検
- ・窓ガラスの割れの点検
- ・金属錠の発錆・歪みの点検
- ・建付・可動の点検

⑧金具類

- ・錆・腐朽の点検

⑨設備

- ・照明器具の清掃・点検
- ・消防設備の定期点検

第4節 修理計画

1 調査結果及び修理方針

(1) 弾薬庫

主屋根の小屋裏で顕著な雨漏りの進行は認められなかったが、令和4(2022)年に応急修理を施したとおり、下屋(現況はセメント瓦葺き)の漏水が床組まで及んでおり修理と対策を必要とする。下屋は一旦解体し、腐朽・破損材を取り替えた後、補強を施しつつ復旧する。また主屋根の軒先の木部の腐朽や外壁左官の浮きが見られ、雨仕舞の改善が求められる。主屋根の棧瓦葺きにも植物が生え、棟積みの乱れも確認できるため、小屋裏における耐震補強材の設置のための屋根解体と併

第2章 保存管理計画

せて、瓦の降し・選別・葺き直しを行う。

床組では蟻害が見られるため、部分的な取替えと繕いを行う。基礎補強を必要とする場合は床組の解体を検討する。補強を煉瓦壁に施す場合、煉瓦壁の仕上げ（外部：モルタル左官、内部：木製堅板張り）を部分解体する。

(2) 講堂

軸部には蟻害と腐朽が確認でき、取替えが必要な部材も認められる。柱は根継いだものも確認でき、腐朽は周辺の材に及んでいるため、腐朽の進行は止められておらず、修理のための解体は不可欠と思われる。構造の健全性を確保するために部分解体する。

2 今後の保存修理計画

(1) 弾薬庫

①仮設工事

屋根葺替を想定し、一部内装材が残るため、工事期間中の全天候対応として素屋根を設置する。併せて外部足場・内部足場を設置する。解体部材の収納及び加工作業（繕い）スペースとして、保存小屋を設ける。

②屋根工事

耐震補強工事に伴い、棧瓦・セメント瓦は全て降し、選別・補足の上、復旧する。補足棧瓦は既存形状に倣い製作する。

セメント瓦は製造されておらず、必要数の確保は難しいと思われる。後年に葺き替えられたものと思われ、葺き替え材・復旧材については検討する。

雨仕舞改善のため、軒樋・堅樋を取り替える。

③木工事

屋根・小屋組・下屋・床組の解体に伴う取替え・繕いを行う。内部の木製堅板張りの部分解体と復旧する。建具枠は存置に努める。

④左官工事

内外部のモルタル塗りは、雨水により浮いている箇所の塗替えを行う。

⑤塗装工事

外壁塗装の塗替えを行う。

⑥建具工事

既存建具の繕い・建付調整を行う。

⑦板金工事

軒裏の蛇腹板金の補足と、脱落している既存材の留め付

けを行う。

⑧雑工事

防蟻処理（予防）を床下土壌及び木軸にて行う。

⑨電気設備工事

消防法に準じて消防設備を設置する。

照明器具については、活用に応じて器具の選定と、配線・配管ルートを検討する。

(2) 講堂

①仮設工事

部分解体修理を想定し、素屋根・外部足場・内部足場を設置する。解体部材の収納及び加工作業（繕い）スペースとして、保存小屋を設ける。

②屋根工事

発錆し始めている既存瓦棒カラー鉄板葺きを全面葺き替える。原則既存に倣い、既存と同色で葺く。耐候性を考慮し、材料の検討を行う。後補材の軒樋・堅樋は全て取替えを行う。

③木工事

部分解体修理による化粧材・軸部・野物の取替え・繕いを行う。既存鋼製シャッターは撤去とし、新設建具設置のために開口部・壁を設置する。

④左官工事

床の亀裂・破損部モルタル補修を行う。活用に応じた床仕上げの検討を行なう。

⑤塗装工事

下見板の塗装塗替えを行う。剥離剤塗布又はケレン等による下地調整の上、既存近似色で塗替える。

⑥建具工事

撤去する既存鋼製シャッター跡に、新設建具を設置する。後補の両開き亜鉛鉄板張り木製建具は、台風時の運用を考慮し撤去とせず金物の取替え及び破損部分の補強とする。毎日の開閉等の運用が難しい現状の縦型木製門に変えて煽り止め対策を施す。その他既存建具の建付調整を行う。

⑦雑工事

防蟻処理（予防）を木軸にて行う。

⑧電気設備工事

消防法に準じて消防設備を設置する。

照明器具については、活用に応じて器具の選定と、配線・配管ルートを検討する。

⑨空調設備工事

活用に応じて空調設備を設置する。

第2節 環境保全の基本方針

高知市の気候は、年間を通じて比較的相対湿度が高く、風速が高い傾向にある(表3.2.1)。このような環境の中で樹木の生育が早いことから、定期的な剪定や枝払いが必要となる。また、今後の公開活用の方針に合わせた外構計画の中で、適宜に伐採、伐根、移植、植樹を行う。

表3.2.1 高知市の気象条件

要素	降水量	気温	相対湿度	風向・風速	
	合計 (mm)	平均 (°C)	平均 (%)	平均 (m/s)	最多風向
統計期間	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020
資料年数	30	30	30	30	30
1月	59.1	6.7	61	1.8	西
2月	107.8	7.8	60	1.9	西
3月	174.8	11.2	62	1.9	西
4月	225.3	15.8	65	1.9	西
5月	280.4	20.0	70	1.8	西
6月	359.5	23.1	78	1.7	西
7月	357.3	27.0	79	1.8	西
8月	284.1	27.9	76	1.9	西
9月	398.1	25.0	74	1.8	西
10月	207.5	19.9	68	1.7	西
11月	129.6	14.2	68	1.7	西
12月	83.1	8.8	64	1.8	西
年	2666.4	17.3	69	1.8	西

第3節 区域の区分と保全方針

1 区域の区分

第四四連隊弾薬庫及び講堂の敷地について、以下のように区域を設定し範囲を示す(図3.3.1)。

(1) 保存区域

登録有形文化財である弾薬庫及び講堂の範囲とする。

(2) 保全区域

土塁の範囲、また、登録有形文化財に隣接し歴史的景観や環境を構成する範囲とする。

(3) 整備区域

保存・保全区域を除く敷地全体の範囲とする。

2 各区域の保全方針

前項で設定した各区域について、保全方針を定める。

(1) 保存区域

保存区域内では原則として新たな建造物等は設けない。ただし、防災上必要な場合において土地の形質の変更を行うことができる。

(2) 保全区域

保全区域内では原則として新たな建造物等は設けない。ただし、登録有形文化財の外観に支障をきたす後補の建造物・工

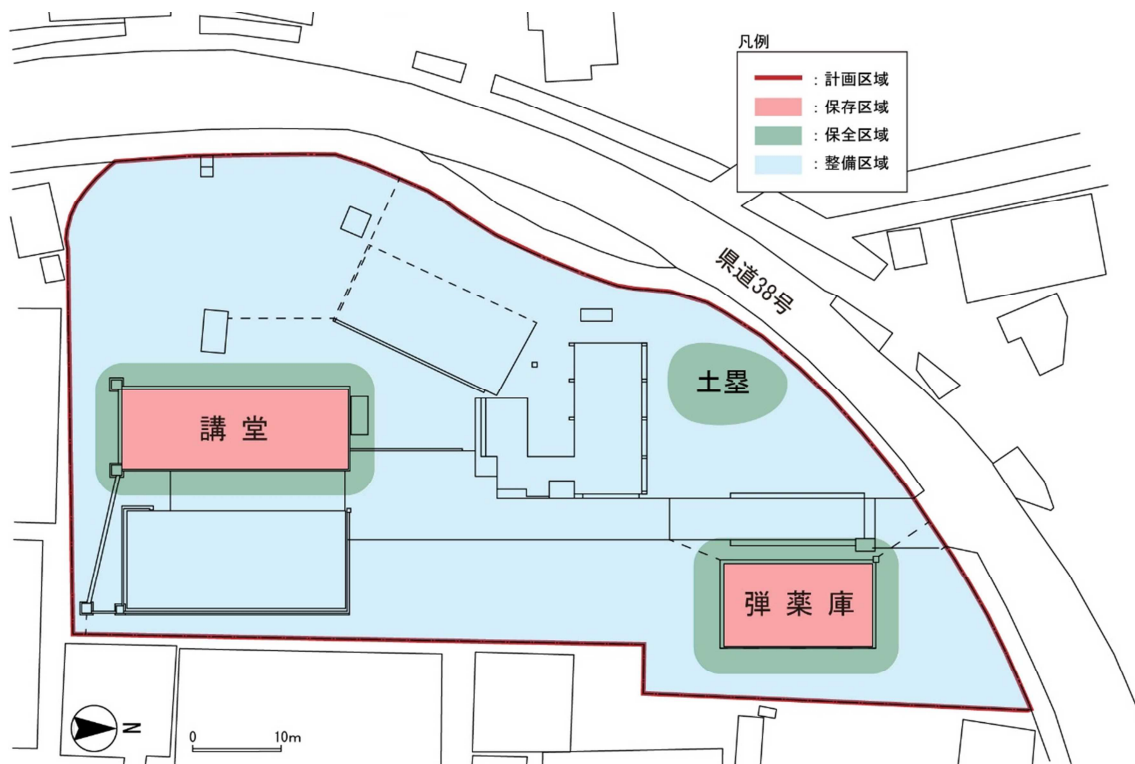


図3.3.1 区域区分図

作物は減築・撤去を可能とする。

(3) 整備区域

新築・改築・移築は所有者の裁量に委ねることができる。ただし、登録有形文化財の外観と計画区域内の景観を損なわないよう材質・色彩・配置に配慮する。

(3) その他建造物・工作物

文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするものである。

保存建造物、保全建造物・工作物以外の建造物・工作物を対象とする。

第4節 建造物の区分と保護の方針

1 建造物の区分

敷地内の各建造物について、以下のように区分する(図3.4.1～図3.4.3)。

(1) 保存建造物

保存区域に所在する建造物で、登録有形文化財に準じて保存を図るもので、登録有形文化財と同等の価値を有するものである。所有者が自主的に保存を図るものである。

※本計画においては該当なし

(2) 保全建造物・工作物

保存建築物以外の建造物・工作物で歴史的景観や環境を構成する要素とされるものである。

弾薬庫西の土塁を対象とする。

2 各建造物の保護の方針

前項で設定した各建造物について、保護の方針を定める。

(1) 保存建造物

文化財としての価値を損なわないよう適正に保護する。原則として位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保存する。

(2) 保全建造物・工作物

現状の位置・形状の維持による外観の保全を行う。また歴史的調査を踏まえた復元的行為を伴う変更・改修を行う場合には景観に配慮する。

(3) その他建造物・工作物

敷地内の事務所、倉庫、駐輪場、物置、水槽、水栓、浄化槽、コンクリート柱については、今後の外構計画の中で見直しをかけたうえで撤去あるいは再配置を行う。

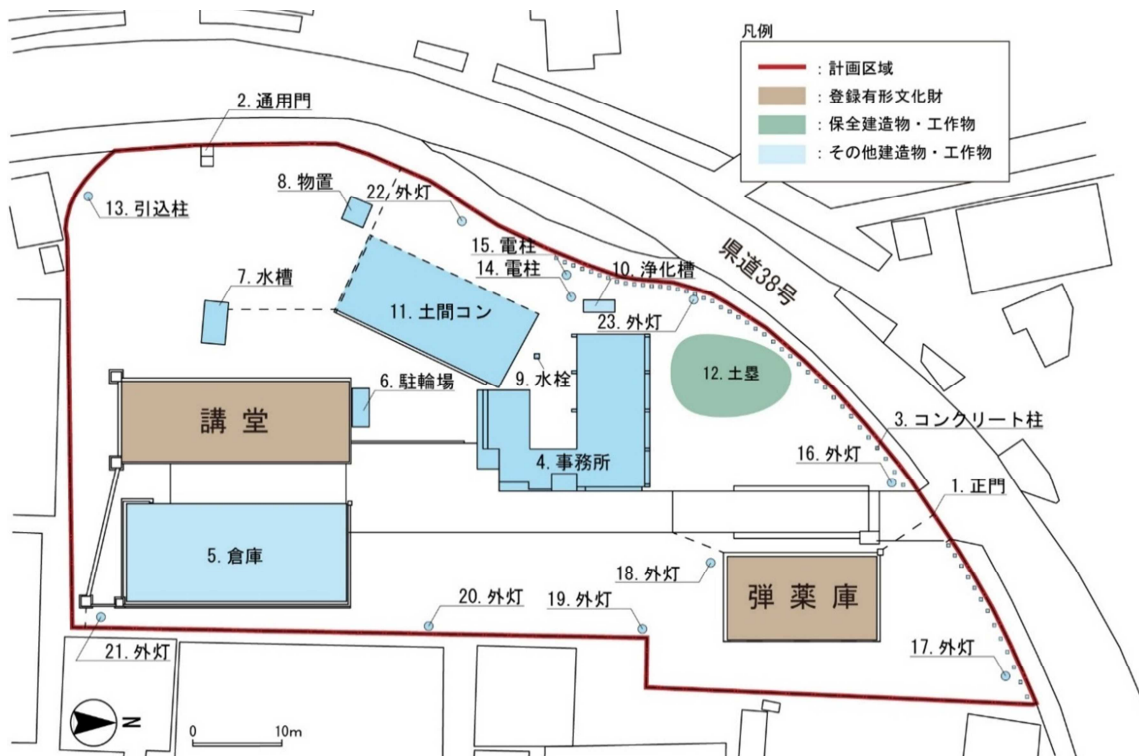


図3.4.1 建造物等の区分

第3章 環境保全計画

1. 正門	2. 通用門	3. コンクリート柱
		
4. 事務所	5. 倉庫	6. 駐輪場
		
7. 水槽	8. 物置	9. 水栓
		
10. 浄化槽	11. 土間コン	12. 土塁
		

図3.4.2 計画敷地内の建造物-1

13. 引込柱	14. 電柱（白色） 事務所西側	15. 電柱（灰色） 事務所西側
		
16. 外灯 正門西側	17. 外灯 弾薬庫北東側	18. 外灯 弾薬庫南西側
		
19. 外灯 弾薬庫南東側	20. 外灯 倉庫北東側	21. 外灯 倉庫南東側
		
22. 外灯 物置北側	23. 外灯 事務所北西側	
		

図 3. 4. 3 計画敷地内の建造物-2

第5節 防災上の課題と対策

1 防災上の課題

(1) 危険樹木等の有無

計画区域内は国立印刷局時期以降に植樹若しくは実生による樹木が高さ10mを超える高木に成長している。成長しすぎた高木は管理が難しくなり、台風等の強風時に枯れ枝の落下、倒木の危険性も考えられ、樹木診断の上適切な樹木整理を計画する。

現状では建造物の屋根に届くような枝張りの高木は無いが、建造物近くに植樹された樹木が景観を遮っている箇所もある。

(2) 延焼の可能性

計画敷地の北・西側は県道38号線と水路を挟み民有地の住宅が並ぶ。東・南側は高知大学と特別支援学校の公有地が面する。隣地で発生した火災が延焼してくることも考えられる。

2 当面の改善措置と今後の対策

(1) 危険樹木の対策

日常的な点検や定期的な樹木診断を実施し、必要に応じた剪定・伐採等、適切な管理を行う。

(2) 延焼の対策

敷地内にはだれでも扱いやすい消火設備の設置を検討し、発火元・延焼先双方に消火活動を実施できるように地域との連携を目指す。

第4章 防災計画

第1節 防火・防犯対策

1 火災時の安全性に係る課題

(1) 登録文化財建造物の燃焼特性

弾薬庫は煉瓦造であり、外壁はモルタル塗にペンキ仕上げ、屋根は葺瓦葺き、建具は鋼板が施されており、外部の燃焼性が低い。軒裏や下屋の外壁が木製部材の現しであるため、部分的に燃焼性の高い箇所もある。内部の壁面は縦板張り一部砂漆喰塗り、天井面は鏡板張り・野地板現しとし、大部分が木製で燃焼性の高い部材で構成されている。小屋組は木造で燃焼性が高い上、隠蔽空間であるため早期覚知が求められることから、自動火災報知設備感知器の設置を検討する。

講堂は木造で外部は屋根の鉄板葺き、鋼板巻き木製雨戸の燃焼性は低い。外壁の大部分を占める下見板や、内部の床を除く全ては木製部材であり、建物全体の燃焼性は高い。

(2) 延焼の危険性

今後計画する計画区域内の活用においては、既存建物の再配置を検討しており、登録文化財建造物の周囲は十分な空地

を確保させることができれば、建物配置の点においては周辺の建造物への延焼あるいは近隣からの類焼の危険性は低いと考えられる。再配置させる事務棟・トイレ棟は耐火建築物相当として検討を行う。登録文化財建造物の燃えやすい材料に対しては放火等による人災の可能性もあるため初期消火設備や、防犯カメラなどによる放火対策も検討する。

(3) 防火管理の現状と利用状況の課題

現状では敷地・建造物とも非公開であり、職員も常駐していない。今後は修理・整備工事を経て公開活用される予定にあり、事前予約を対象とする見学者が見込まれる。消防法に基づく消防設備の設置のほか、避難経路の計画、消火訓練の実施、防火管理体制の構築を行う。

2 防火管理計画

(1) 防火管理者

消防法第8条第1項に基づき、防火管理者の選任が必要となる。施設供用開始後は、施設管理者に防火管理業務全般を委任する。

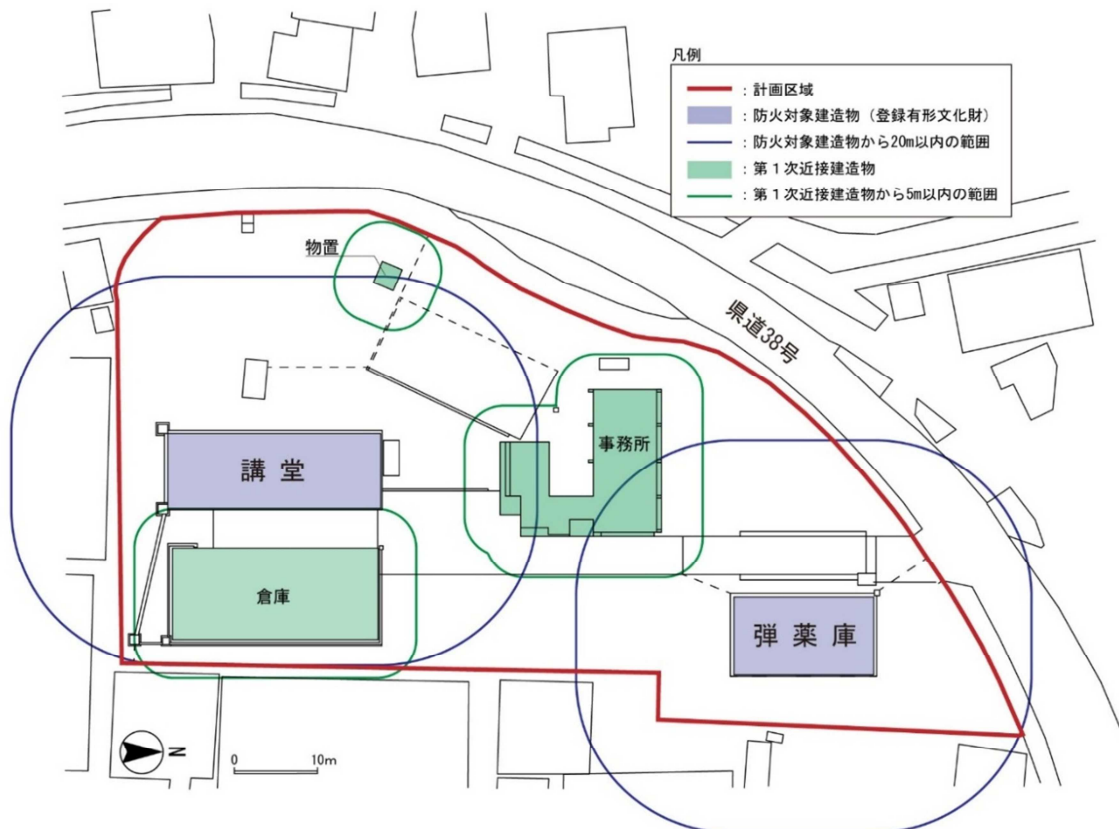


図 4.1.1 防火管理区域図

第4章 防災計画

(2) 防火管理区域の設定

防火管理区域は、登録文化財建造物の防火のために配慮を要する部分であり、周囲20mの範囲と近接建造物等の周囲5mの範囲を包括する範囲とし、区域内における防火環境の把握、予防措置などを定める(図4.1.1)。

(3) 防火環境の把握

防火管理区域内の建造物は、現在内部での火気使用は行っていない。敷地内には樹木が多数植えられている。これらの建造物、樹木などからの出火、延焼には十分に注意する。

(4) 予防措置

防火管理区域内における喫煙及び火気の使用を禁止とする。一般利用者に対してもその旨を明示した標識の設置や、喫煙指定場所を設ける。

3 防犯計画

(1) 防犯対策の現状

現状では計画区域内で稼働・利用している建造物がないため、防犯カメラ等の設備の設置はない。敷地出入口・建造物は常時施錠しており、警備等の巡回等は行っていない。

(2) 今後の対処方針

修理・整備後においても敷地境界にはセキュリティを設け、夜間・休館日には施錠を行う。放火や盗難防止の面から対策として夜間・休館日の機械警備の導入を検討する。

第2節 耐震対策

1 耐震診断

【弾薬庫】

(1) 診断方針

当該建造物は、「煉瓦造建築物の耐震診断基準 改定第2版」(社団法人北海道建築技術協会)に準拠する。

当該建造物は、木造屋根であるため剛床仮定が成立しない場合に該当する。その場合形状指標によって耐力を低減すると同時に、壁の面外耐力の検討により安全性を確保することで基準を適用することができる。以上のことから、耐震診断基準クライテリアを設定した。煉瓦造建造物の変形性状については、塑性変形を考慮せず壁量および煉瓦強度を基本とした耐震診断方法とする。

(2) 実施方法

- ・診断方針の妥当性を確認するために、本建造物を対象とした常時微動測定を実施し、振動特性を評価する。
- ・煉瓦壁体から採取した試料を用いて、煉瓦目地の二面せん断試験および煉瓦の圧縮試験を行い、材料強度を明らかにする。試験で得られた結果を用い、建物全体の強度を評価する。

(3) 耐震診断基準クライテリア

- ①壁体の面外方向の診断は、水平震度1.0以上の外力に対し検討を行う。
- ②壁体の面内方向の診断は、耐震性能の判定(Is値0.6以上かつq値1.0以上)によって行う。

(4) 診断の結果

面外方向が主たる振動モードであることが確認され、診断方針の妥当性を確認した。

面外方向による診断は外力が耐力を上回る結果となり、耐力が不足していると判定される。

面内方向による診断は構造耐震指標q指標ともに性能目標値を満足しておらず、X方向Y方向ともに耐力が不足していると判定される。

(5) 補強方法

耐震診断基準クライテリアで示したとおり、大地震時に利用者の生命に重大な危害を及ぼさない耐力水準を必要とする。振動性状を確認すると面外の挙動が支配的になっていることが見られ、面外補強を中心とした補強が必要とされる。面外耐力向上のために、壁内PC鋼棒・鉄筋等の設置やアラミドロッドの目地置換工法などの手法があり、また、水平構面補強には火打ちや筋交い、補強梁等が考えられ、建物の利用目的・活用内容を踏まえて設置・採用を検討する。

【講堂】

(1) 診断方針

本建造物は、「重要文化財(建造物)耐震診断指針(文化庁文化財保護部平成24年6月21日改正)」に関する規定を適用した。また「木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル」(一社)日本建築構造技術者協会関西支部(平成26年4月版)を参考とした。

(2) 実施方法

- ・建造物構造調査の結果に基づき、建物重量を算定する。また現行建築基準法施行令に準じて地震力など外力を算定する。
- ・限界耐力計算により算出する地震応答値(層間変形角)と許容応力度計算に基づいて想定される地震力に対して耐震性能を評価する。
- ・当該建物への入力地震動は建築基準法施行令第82条の5および平成12年建設省告示第1457号の第10に示される告示地震波、当該敷地の表層地盤増幅率は「地震ハザードステーションJ-SHIS(独立行政法人防災科学技術研究所)」で公開されている本建物位置での値を参考に評価する。

(3) 耐震診断基準クライテリア

「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成24年6月改正文化庁文化財部)では、耐震性能水準を「機能維持水準」「安全確保水準」「復旧可能水準」の3段階に設定している。耐震基準を「機能維持水準」に設定すると耐震補強が極めて多くなることが多く、伝統構法、歴史意匠、生活風習を残す文化的設え等文化財としての価値を損なうことが考えられる。当該建物は地域住民の活用のもととして利用を予定しているため、地震時に人命を損なうことの無い耐震性が要求される。ただし、地震後の防災拠点としての使用は考慮されていないため必要耐震性能は「安全確保水準」とした。「安全確保水準」は大地震時に倒壊せず生命に重大な危害を及ぼさないこととし、層間変形角の目安として1/30以下とされている。ただし、本建物を構成する主耐力要素である下見板貼りは1/30を超えても耐力を保持することが実験によって確認されているため、大地震時の地震動に対しては層間変形角1/15以下を性能目標とする。

(4) 診断の結果

桁行方向・梁間方向とも、耐震性能向上措置における大地震の応答変位が、耐震性能の性能目標値(大地震時の応答変位が1/15rad以下)を満足しないと判定される。

(5) 補強方法

耐震診断基準クライテリアで示したとおり、大地震時に利用者の生命に重大な危害を及ぼさない耐力水準を必要とする。壁内に補強面材(構造用合板、ラスカットボード等)の耐力要素を付加し、建物耐力を向上させる。また、公開活用として間

仕切り壁等を設ける場合は、耐力要素となるよう壁の仕様を考慮する。また、水平構面補強には火打ちや筋交いの設置を検討する。

2 地震時の対処方針

(1) 予防措置

施設内の展示物・設備機器等の倒壊・落下の防止措置を図る。

(2) 地震時における対応

窓面や展示物、吊下照明等の危険物から離れるなど在館者に身の安全の確保を促したうえで避難誘導を行う。火災発生の場合は初期消火を実施する。

(3) 地震後の対応

在館者の安全性が確保された後に、施設内の点検(破損・落下物品・状況の確認)を行う。構造部が大きく傾斜・破損している場合は、建物全体の安全が確認されるまで施設内への立ち入り制限や近接防止など二次被害防止の措置を行う。また被害状況を把握し、文化庁へ報告を行う。

第3節 耐風対策

1 気象環境

気象庁のデータベースに記載されている高知市の近年の気象を確認し、各月の降水量、気温、そして風向・風速をまとめると表4.3.1になる。

風について、風の強さとしては最大で11.9m/sで、5年間の平均では2.02m/sとなっている。過去では敷地内の建造物等に被害を及ぼすような強風は記録されていないことから、耐風という観点からの特別な留意は必要ないと考えられるが、近年では、突発的な暴風の発生が多数発生していることから、強風に対する保存修理を検討する。

2 今後の対処方針

耐風対策として、事前に倒壊の恐れのある樹木や敷地内の飛散の恐れのあるものは固定あるいは撤去し、雨戸を確実に閉めて固定する。事後に建物内部及び外部の状態を確認し、屋根、樋、雨戸等に破損がないかどうかを確認する。もし破損が発見された場合は、シート養生等の応急処置を行い、速やかに破損部分の補修を行う。

第4節 その他の災害対策

1 被害の想定

高知市では想定最大規模の降雨における「洪水ハザートマップ」を作成しており、予測される浸水範囲と浸水深を示している(図4.4.1)。計画区域に近い鏡川は現状の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して24時間総雨量1,123mmに伴う洪水により鏡川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測している。予測結果では計画区域は0.5~3.0m未満(1階床上浸水)にあたる。浸水時の指定緊急避難場所は、計画区域から700m先の朝倉小学校が指定されており、集中降雨時には速やかな避難が必要である。

また高知市は、「土砂災害ハザートマップ」「津波ハザートマップ」を作成しているが、計画区域は、いずれも警戒区域・浸水範囲からは外れている。

2 今後の対処方針

水害対策として、災害対応マニュアル等の作成を検討し、災害時における指示体制、役割分担、安全対策の実施方法を定め、管理者及び施設利用者に周知する。敷地内の排水については昨今の降雨量を鑑み適切な排水設備を検討する。また、日常管理による軒樋や排水経路の清掃を行う。多量の降雨が予想される場合は、事前に雨戸を確実に閉めて固定し、事後に建物内部及び外部の状態を確認し、室内への漏水や屋根、樋に破損がないかどうかを確認する。破損が発見された場合は、シート養生等の応急処置を行い、速やかに破損部分の補修を行う。

表 4.3.1 高知市の近年の気象条件

年月	降水量 (mm)		風向・風速 (m/s)		
	合計	最大	平均風速	最大風速	
		一日		風速	風向
2020年1月	153.0	41.0	1.6	9.7	東
2月	99.5	34.0	1.8	7.2	西
3月	175.0	30.5	1.7	6.3	西
4月	173.5	53.0	2.0	7.5	西
5月	307.0	113.5	1.7	6.5	東北東
6月	440.5	191.5	1.6	5.9	南西
7月	951.5	176.0	1.6	5.9	東
8月	92.0	31.0	1.8	6.6	東北東
9月	454.5	147.5	1.8	9.8	東南東
10月	273.0	167.5	1.6	5.3	北東
11月	94.5	40.0	1.5	5.1	北北東
12月	24.5	9.5	1.7	7.3	西
2021年1月	76.0	30.5	1.6	7.4	西
2月	82.0	36.0	1.9	7.8	北北東
3月	286.0	88.0	1.7	6.7	北西
4月	252.5	95.0	1.8	6.5	西
5月	411.0	127.5	1.7	7.8	西
6月	369.5	78.5	1.6	6.1	北東
7月	208.0	80.0	1.6	5.7	東
8月	841.0	227.0	1.8	10.8	東南東
9月	246.5	140.0	1.6	6.2	南南東
10月	88.5	38.0	1.7	5.5	北西
11月	229.5	111.5	1.7	7.6	東南東
12月	30.5	22.5	1.8	7.6	西北西
2022年1月	32.0	27.0	1.5	5.8	西
2月	37.0	18.5	1.8	6.5	西北西
3月	159.0	60.0	1.7	8.0	西北西
4月	138.0	40.5	1.7	5.9	北
5月	174.0	54.0	1.6	6.4	北西
6月	212.0	73.5	1.6	5.0	東
7月	646.5	147.5	1.6	5.8	南西
8月	128.5	62.5	1.7	4.8	南西
9月	293.0	91.0	2.0	11.6	東
10月	40.0	13.0	1.6	6.3	西
11月	117.5	37.5	1.5	6.0	北北東
12月	48.0	22.0	1.6	6.0	西
2023年1月	52.0	20.0	1.6	6.5	西南西
2月	46.0	17.5	1.6	6.6	北北東
3月	169.5	58.5	2.3	9.2	東南東
4月	464.0	105.0	3.0	11.9	東南東
5月	327.5	89.0	2.5	9.6	北北西
6月	419.0	177.0	2.3	10.3	北北西
7月	168.5	69.5	2.3	9.6	南南西
8月	751.0	185.5	3.1	15.5	東南東
9月	199.5	84.0	2.5	10.2	北
10月	30.0	25.0	2.6	9.5	北西
11月	96.0	46.0	2.7	10.4	東南東
12月	60.0	26.0	2.7	11.3	北北西
2024年1月	15.0	4.5	2.9	11.1	西北西
2月	28.5	12.5	2.5	12.7	北北西
3月	62.5	13.0	3.0	12.5	北北西
4月	87.0	21.0	2.4	14.4	北
5月	234.0	59.5	2.8	12.6	西
6月	93.5	21.0	2.4	8.8	東南東
7月	141.5	45.5	2.2	8.5	南東
8月	143.0	35.0	2.7	13.1	東南東
9月	30.0	29.0	2.5	8.4	南東
10月	44.0	24.5	2.3	9.8	南東
11月	67.0	34.5	2.7	9.8	西北西
12月	0.0	0.0	2.9	10.9	北

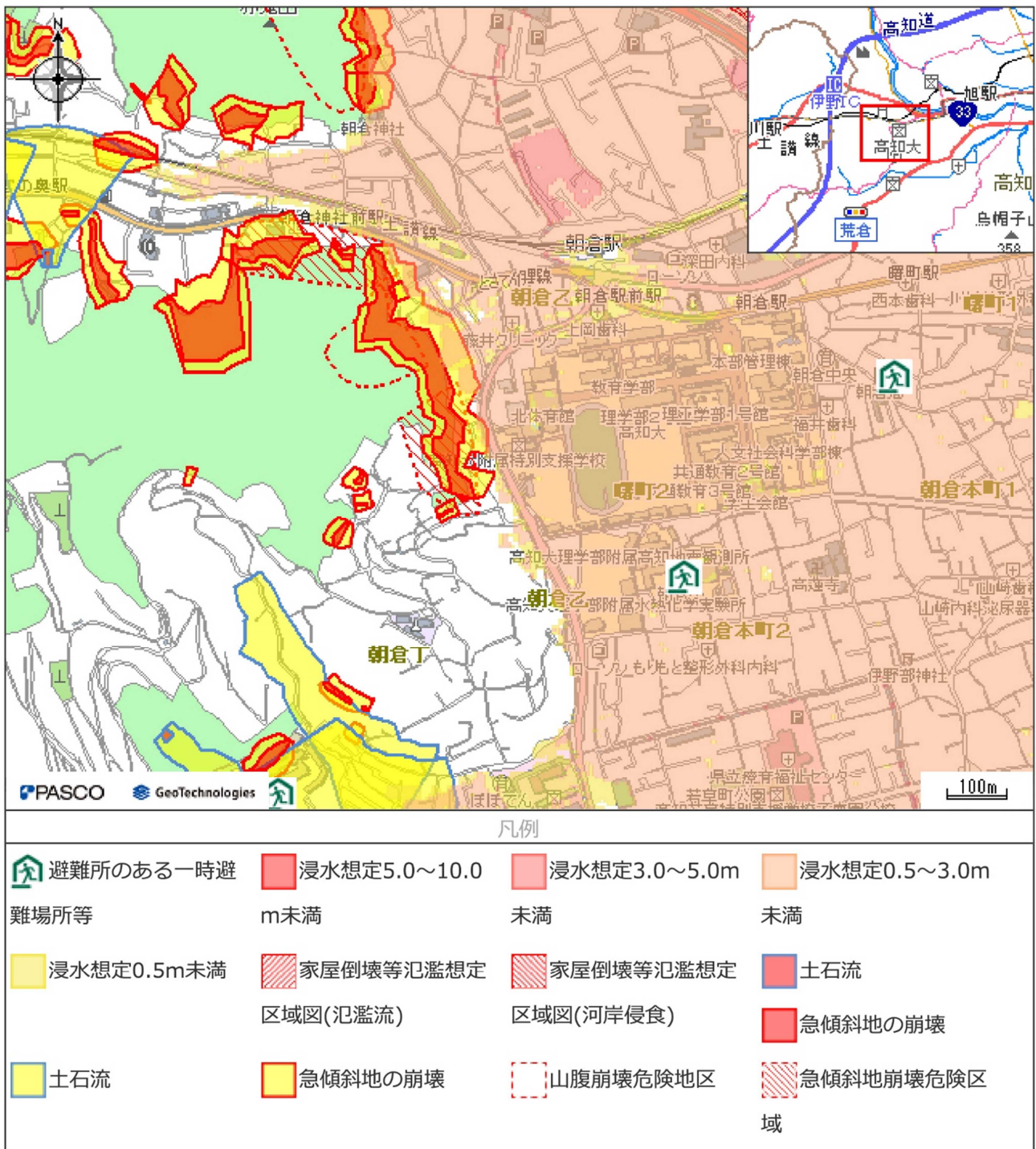


図 4.4.1 洪水・土砂災害ハザードマップ

出典：高知県防災マップHP

第5章 活用計画

第1節 公開その他の活用の基本方針

弾薬庫及び講堂が遺存する旧陸軍歩兵第四四連隊（以下、第四四連隊を記す）跡地は、明治30（1897）年から昭和20（1945）年の間、高知県の郷土部隊である第四四連隊が兵営として利用した敷地の一部であり、ここから度重なる戦争に高知県関係者の多くが出征していった、その史実を知るために、戦争を体験した世代にとっても、戦後生まれの世代にとっても、大変重要な場所である。

第四四連隊跡地の保存活用については、周囲に点在する旧軍施設や遺構、あるいは、戦争体験者の証言などとも関連付けながら、小中学生をはじめとする県内のあらゆる世代が、第四四連隊及び関連部隊の歴史や時代背景について理解し、実際に残された建造物を見学することで、「平和の尊さ」を感じることができる場として整備する（図5.1.1）。

第2節 公開計画

1 敷地の公開

敷地全体を公開の範囲とし、開館日は基本自由見学とする。

2 建造物の公開

(1) 弾薬庫

弾薬庫内部は、事前予約の利用者に限定して公開する。すべての部屋を公開することとし、建物の特徴などをパネル等で解説する。

(2) 講堂

講堂内部は、事前予約の利用者に限定して公開する。関連資料を展示するための「展示スペース」、教育・学習・地域交流をより充実させ、企画展示やイベントなどを行えるよう「多目的スペース」・「教室」を設け、一般への有料での貸付も行う。



図 5.1.1 旧陸軍歩兵第四四連隊及び関連施設跡地の分布

3 関連資料の公開

公開資料については、第四四連隊及び関連部隊に関するものや、当時の時代背景に関連する資料を基本とし、第四四連隊に関する図面や風景写真、当時の新聞記事、賞状や感謝状などの写真パネルやレプリカなどを中心とする。

また、周辺関連施設を含む平面パネルや年表、解説パネルなども設置し、加えて戦争体験者や遺族の方々の証言記録等の展示を行う。

4 関連施設の公開

第四四連隊跡地周辺には当該連隊に関連する陸軍病院や陸軍墓地等の施設が設けられたことから、第四四連隊跡地に止まらず、朝倉地区は高知県の近代史を考える上で大変重要な場所である。

このため、第四四連隊跡地と周辺に点在する関連施設（練兵場、陸軍病院、射撃場、陸軍墓地、軍馬鳳龍の墓など）の跡地を繋ぐ見学コースを策定した上で、計画敷地には見学コースの案内板を設置する。また、各関連施設の跡地には解説板を置き、計画敷地と周辺関連施設の一体的な活用を図る。

第3節 活用基本計画

1 計画条件の整理

(1) 建築基準法

計画地は都市計画法による第一種住居地域にあたり、博物館・倉庫等の用途に供することができる。弾薬庫及び講堂は今後の修理工事が大規模な修繕・大規模な模様替え・改築等に該当した場合、建築基準法遡及となり、用途に応じて整備の必要があり文化財価値を損なう改変の必要も考えられる。修理工事が大規模な修繕・大規模な模様替え・改築を含む建築行為に適用されない修理範囲・施工計画の検討が重要となる。また、200㎡を超える講堂は法6条1項2号建築物にあたり、大規模な修繕・模様替えに該当する工事の実施は、確認申請の手続きが必要となる。

(2) 高知県ひとにやさしいまちづくり条例

国・地方公共団体の施設は整備基準への適合努力義務がある。出入口・廊下・傾斜路・アプローチ・案内表示等の整備の検討が必要である他、駐車場やトイレを設ける場合においても同様に、適した仕様を検討する。

(3) 高知市景観計画（公共建築物）

計画建物は、周辺市街地ゾーンに含まれるが、届出対象（建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの、又は延べ面積が1500㎡を超えるもの）外となる。ただし、公共建築物においては、以下整備方針が立てられており、配慮した計画とする。

①美しい眺めを守る

<方針>視点場としての公共施設

良好な眺望が得られる場所は、視点場となるように配慮した計画・整備を行う。良好な眺望が得られる場所は、視点場となるように配慮した計画・整備を行う。

<方針>眺める対象としての公共施設

それぞれの地域にふさわしいデザインとし、見られることを意識した計画・整備を行う。それぞれの地域にふさわしいデザインとし、見られることを意識した計画・整備を行う。

②豊かな自然を育む

<方針>みどりのネットワークの形成

みどりのネットワークを形成するためには、宅地内の緑化も重要な役割があるため、一般建築物の先導的役割を果たすため緑化を行う。みどりのネットワークを形成するためには、宅地内の緑化も重要な役割があるため、一般建築物の先導的役割を果たすため緑化を行う。

<方針>生態系に配慮した公共施設のデザイン

豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行う。豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行う。

③歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創る

<方針>歴史・風土を伝える公共施設

地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行う。

歴史・風土が感じられる場所では、それらと調和のとれた素材を活用する。

<方針>まちなみに適した公共施設

既存のまちなみの保全と共存に配慮した計画・整備を行う。

④まちの賑わいをつくる

<方針>地域コミュニティ形成のための公共施設

花火や祭りなどのイベントの視点場としての利用に配慮する。

市民の憩いの場となるような計画・整備を行う。

<方針>使いやすく安全な公共施設

さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行う。

⑤市民参加の景観づくりをすすめる

<方針>市民と行政の協働によるまちづくり

近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加の計画づくりを行う。

公共施設の美化活動など、市民と行政が一体となった施設管理を行う。

(4) 消防法

弾薬庫及び講堂は、消防法施行令別表一(8)項及び(17)項に規定される防火対象物である。設置義務が伴う消防設備等を抽出する。(表5.3.1)

登録文化財建造物を展示物として捉え屋外からの鑑賞に留めたとしても下記(8)項及び(17)項の取り扱いとなる。

(5) 文化財保護法

弾薬庫及び講堂は、文化財保護法第57条における登録有形文化財である。登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出る必要がある。

表5.3.1 消防設備

		【弾薬庫】	【講堂】
		延床面積：156.26㎡ 構造形式：煉瓦造 階数：平屋建	延床面積：247.88㎡ 構造形式：木造 階数：平屋建
用途	設備	適用条件	
		無窓階	有窓階
(8) 項 図書館・博物館・美術館	誘導灯	全部	全部(誘導標識)
	消火器具	無窓階床面積50㎡以上	—
	非常警報装置	収容人数20人以上	収容人数50人以上
(17) 項 重要文化財建造物	消火器具	全部	
	自動火災報知設備	全部	
	漏電火災報知器 (ラスマルタルのみ)	全部	
	非常警報装置	収容人数20人以上	収容人数50人以上
※ 講堂は有窓階扱いとしているが、雨戸や開口部木格子の是正が無ければ無窓階として扱う。 ※ 収容人数算定・・・(8)項：従業員数+展示に供する床面積÷3㎡、(17)項：床面積÷5㎡ ※ 自動火災報知機を設置した場合、非常警報設備の非常ベル等の省略可。ただし自動火災報知機を特定小規模施設用自動火災報知設備に代替した場合は、非常ベル等の設置は必要となる。 ※ 消防法施行前の建築物のため、遡及対象となる消防用設備等のみ現行法のとおり設置義務が生じる。屋内消火栓は遡及対象外となるため、設置義務はない。(消防法第17条の2の5適用除外)			

2 建築計画

(1) 平面計画

弾薬庫は、下屋の痕跡調査によって撤去された間仕切壁の形状が明らかになれば、創建時の平面をパネル等で説明する。活用上は、現状のままとする。主室の平面は、創建時から変更されていないため、現状平面をそのまま保存する。

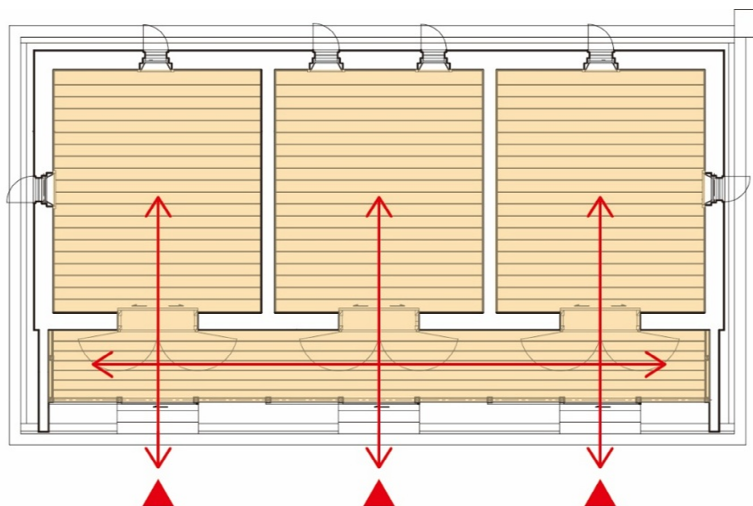
講堂は、痕跡調査で判明した創建時の平面をパネル等で説明する。活用上は、一部撤去された間仕切壁の位置に、展示空

間と教室空間を区切るための間仕切壁を新たに整備する。

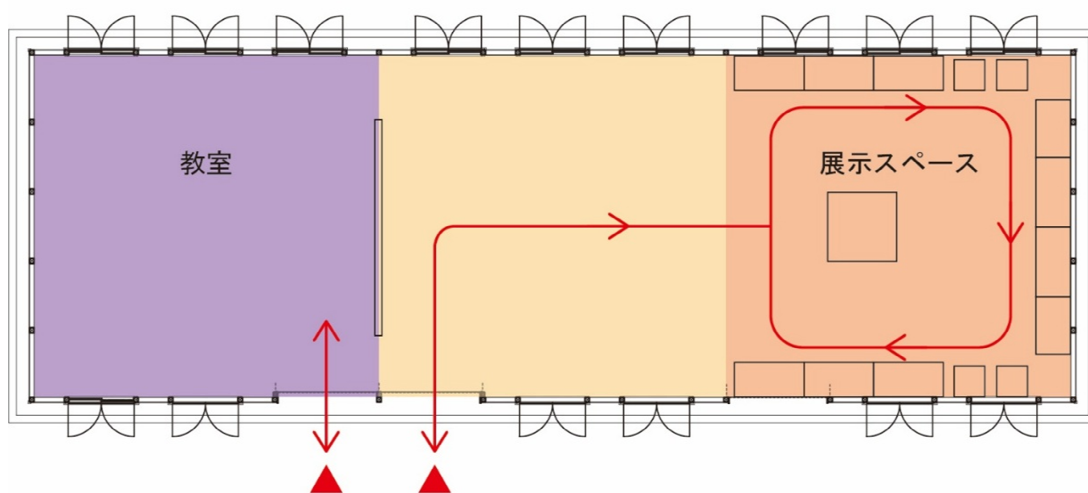
(2) 動線計画

弾薬庫は、既存出入口を主動線として利用する。

講堂は、既存の電動シャッターを撤去し、出入口を整備して主動線として利用する（図 5.3.1）。



弾薬庫



講堂

凡例

	: 見学者出入口
	: 見学者動線
	: 一般公開
	: 一般公開（展示スペース）
	: 一般公開（教室）



図 5.3.1 建築計画

3 施設等整備計画

事務室・収蔵スペース等の管理運営施設や、トイレ・休憩スペースといった便益施設は登録文化財建造物とは別棟・別施設で設ける。また、案内板や解説板を敷地内の景観に配慮して配置する。

4 設備計画

登録文化財建造物内は換気・空調設備の設置を機能性・意匠性に配慮し検討する。既存の照明器具・コンセント・スイッチ・配管配線は展示計画に応じて、全て更新する。配管・配線は修理工事・耐震補強工事と併せて行い隠蔽とし、意匠性を損なわないように配管ルートを検討する。

自動火災報知設備の感知器は、国立印刷局高知出張所の閉鎖から14年経過し、点検も行われていないため更新すべき状況にある。受信機も同様で更新の必要があると思われる、R型受信機等への設置を検討する。

見学者の利便性向上のため、Wi-Fi等の通信設備の設置を検討する。

5 外構及び周辺整備計画

計画敷地内は、広場を使った活用や自由散策ができるように、国立印刷局時代の建造物・工作物を撤去し、樹木整理や芝

張りをするなどの整備を行う。また、敷地内に見学者用の駐車場を整備し、第四四連隊及び関連施設の跡地を見学する拠点とする。現状の敷地北側の出入口では大型バスの通行・展開が難しいため、西側に車両出入口を設ける(図5.3.2)。

敷地内の雨水排水処理は、今後排水ルート及び浸透・貯留施設等を検討していく。

6 管理・運営計画

管理運営の方法は、直営(一部業務の外部委託を含む)もしくは指定管理者制度を導入するか、また開館日や開館時間、運営スタッフなど具体的にどのように行うか、今後検討する。

第4節 実施に向けての課題

1 建具の整備、バリアフリー対応

弾薬庫の東側出入口には階段があり、さらに下屋から各主室に入る箇所にも約20cmの段差がある。内部公開し高齢者や車いす利用者が安全に利用できるようにするためには、傾斜路やリフトなどの整備が必要となる。傾斜路を設ける場合は「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準を基に設置する。またリフトを設置する場合でも文化財価値の影響を最小限とするよう検討する。

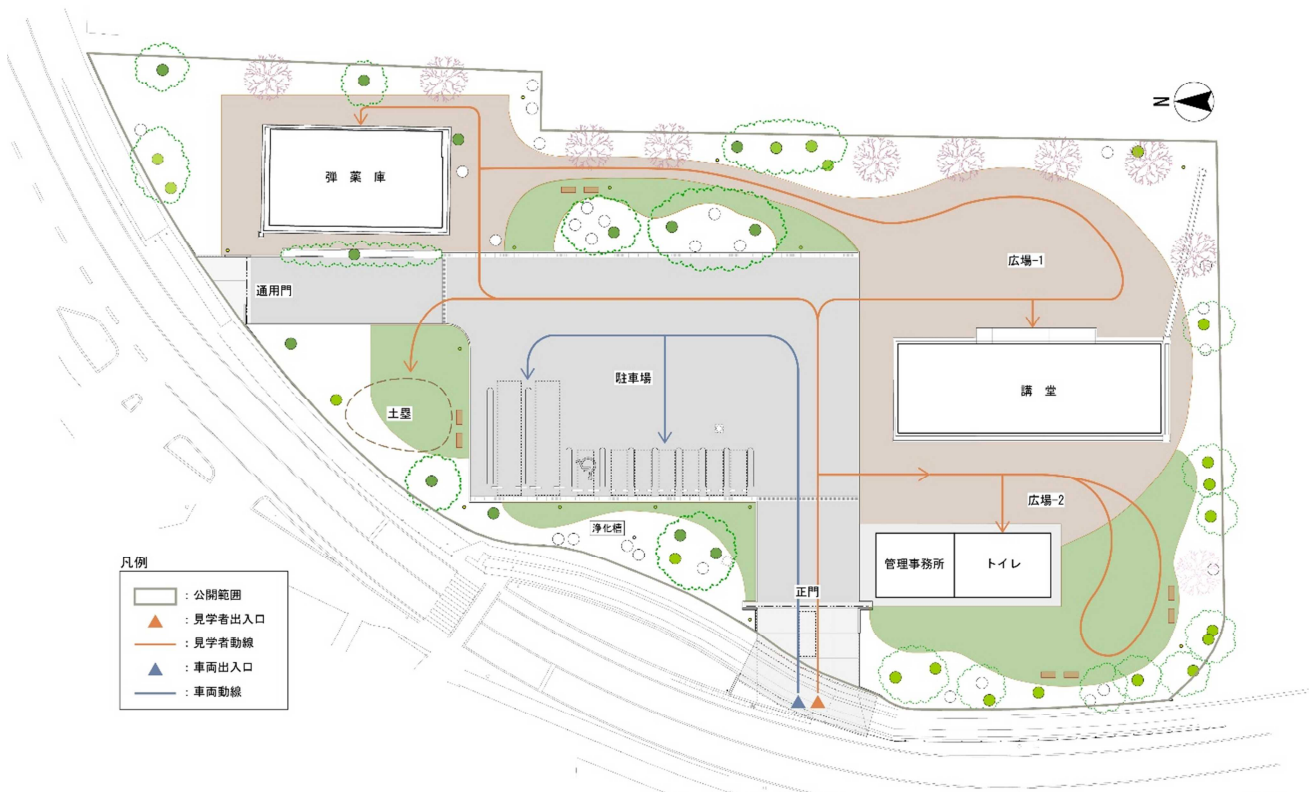


図 5.3.2 全体計画図

現状の講堂出入口の電動シャッターでは、公開施設として入退館上、利用が難しい。意匠に配慮した建具の整備又は調査に基づいた復原により改める必要がある。その際にも「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準に則して出入口幅や足元の傾斜を考慮する必要がある。

前述の通り、消防設備等は消防法施行令別表一（8）項の防火対象物による設置義務に則して設置する必要があるが、無窓階の扱いになるか否かで設置義務対象設備も変わる。無窓階の判定は、開口部や建具の形状・仕様・寸法に応じて判断されるため、復原・整備の際に併せて検討する。

その他、敷地内アプローチやバリアフリートイレ、駐車場、駐輪場など新設するものについても、登録建築物との調和をとりながら整備検討する。

2 復原・修理の方針

数少ない古写真・図面や、既存材の製造時期や痕跡をみると創建当時から取り替えられている材がいくつか見受けられる。箇所によっては復原できる可能性もあるかもしれないが、建造物維持のために取り替えられた材も含まれるため、安全性・性能維持に十分留意し検討していく。

3 管理・便益施設の新設

弾薬庫及び講堂は、倉庫として長く利用されてきており、管理機能や便益機能は備えていない。公開のためにそれら機能を建築物内に設けるには改変が大きいため、別棟で新設を検討する。

計画地は公開にあたり、立地より車での来訪が多いと想定され、また小中学校の課外授業として大型バスの受け入れとして駐車場の整備が必要となる。計画地内の見学動線と被らない安全面を考慮した位置の車両出入口を検討する。

4 設備の更新・新設

(1) 電気設備

公開する弾薬庫及び講堂内には照明機器が残るが、今後展示による活用を考えると、適した照度のもと機器を選定し更新しなければならない。また省エネルギー化を考慮したとき現行規格の機器への取替を検討する。

展示計画や附属建物の電気容量に応じた受電設備の設置を検討する。

(2) 空気調和設備

建築物内の公開にあたり入館者の一定の滞在時間が考えられ、空調設備や換気設備を新たに設ける必要がある。ただし、気密性が高くない既存建築物に現行基準の室内環境を求めようとすると過剰に機器を導入してしまう可能性があるため、文化財価値に影響が少ないよう留意しながら計画をしていく。

(3) 給排水・衛生設備

給排水設備やトイレは弾薬庫及び講堂には、設けられておらず、新たに備える必要がある。トイレの一つ以上は「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準に則したバリアフリートイレとして整備を検討する。

第6章 保護に係る諸手続

第1節 保護に係る諸手続

登録有形文化財（建造物）に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。（文化財保護法第64条1項）

旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂における保存活用に必要な手続きについては表6.1.1のとおりである。下記事項のうち現状を変更しようとする場合の手続きについては、次項のように内容を補足する。ただし、手続きの必要性について明確でない行為については、文化庁と協議を行う。

第2節 現状を変更しようとする場合の手続

登録有形文化財（建造物）における現状変更とは、「文化財として価値の及ぶ範囲」の位置や形（形状・材質・色合い等）を変更する行為のうち、移築する場合及び変更する範囲が「通常望みできる範囲」の4分の1を超える場合が該当する。旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂において想定される現状変更は、屋根の葺き替え工事や外壁の修理工事が挙げられる。

現状変更をしようとする場合は、事前に文化庁と協議するものとする。

表 6.1.1 保護に係る諸手続

事項	手続者	手続	提出期限	根拠法令等
管理責任者の選任・解任	所有者・管理責任者	届出	20日以内	○法第60条第2項 ○登録有形文化財（建造物）に係る等登録手続及び届出等に関する規則（この表で以下「規則」という。）第5・6条
所有者の変更	所有者	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第7条
管理責任者の変更	管理責任者	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第8条
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者・管理責任者	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第9条
滅失・き損・亡失	所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）	届出	10日以内	○法第61条 ○規則第10条
所在の場所の変更	所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）	届出	20日前	○法第62条 ○規則第11条
現状変更等	現状を変更しようとする者	届出	30日前	○法第64条第1項 ○規則第14・15条
輸出	輸出しようとする者	届出	30日前	○法第65条第1項 ○規則第18・19条
技術的指導	所有者・管理責任者又は管理団体			○法第66条 ○規則第21条
登録原簿登録に関する意見聴取		意見		○法57条第2項

第3節 届出を要しない行為

登録有形文化財（建造物）においては、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置若しくは他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、届出を要しない。ただし、文化財的価値に十分に配慮するものとする。（文化財保護法第64条1項ただし書、登録有形文化財（建造物）に係る登録手続及び届出書等に関する規則第17条）

（1）維持の措置の範囲

現状変更のうち次のような場合は、維持の措置の範囲に該当するものとする。

ア 登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望みできる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く）。

イ 登録有形文化財（建造物）が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合。

例えば、内装のみを模様替えする場合、雨漏りや壁のひび割れといったき損の発生や拡大を防止するための修理工事等がこれに該当する。

（2）非常災害のために必要な応急措置

非常災害に備え、事前に行う補強や改修行為又は非常災害後に復旧工事として行うものが該当する。例えば、倒壊防止のために傾斜した柱や破損のおそれのある梁に支柱を添える行為等がこれに該当する。

第4節 本計画の改正

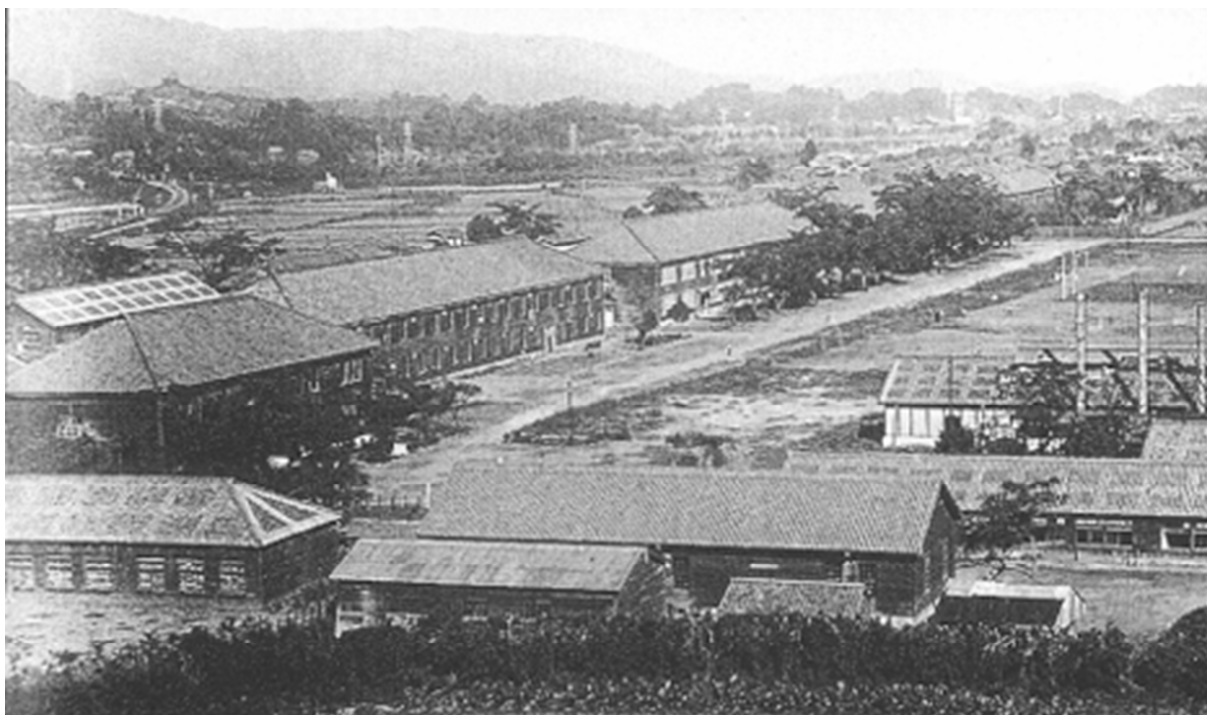
整備工事完了後に本計画を改定のうえ、10年ごとを目途に継続的に見直しを行う。本計画の内容を変更・改訂するときは、文化庁と事前に協議したうえで、変更後の計画書に変更前の計画書を添えて文化庁へ提出する。

資料編 1 写真資料



写真名：不明

出典：高知大学三十周年記念誌刊行部会編『高知大学の三十年』（高知大学創立三十周年記念事業委員会）（1979年）



朝倉キャンパス（昭和25年）

出典：高知大学創立50周年記念事業委員会編『高知大学創立50周年記念写真集』（1999年）

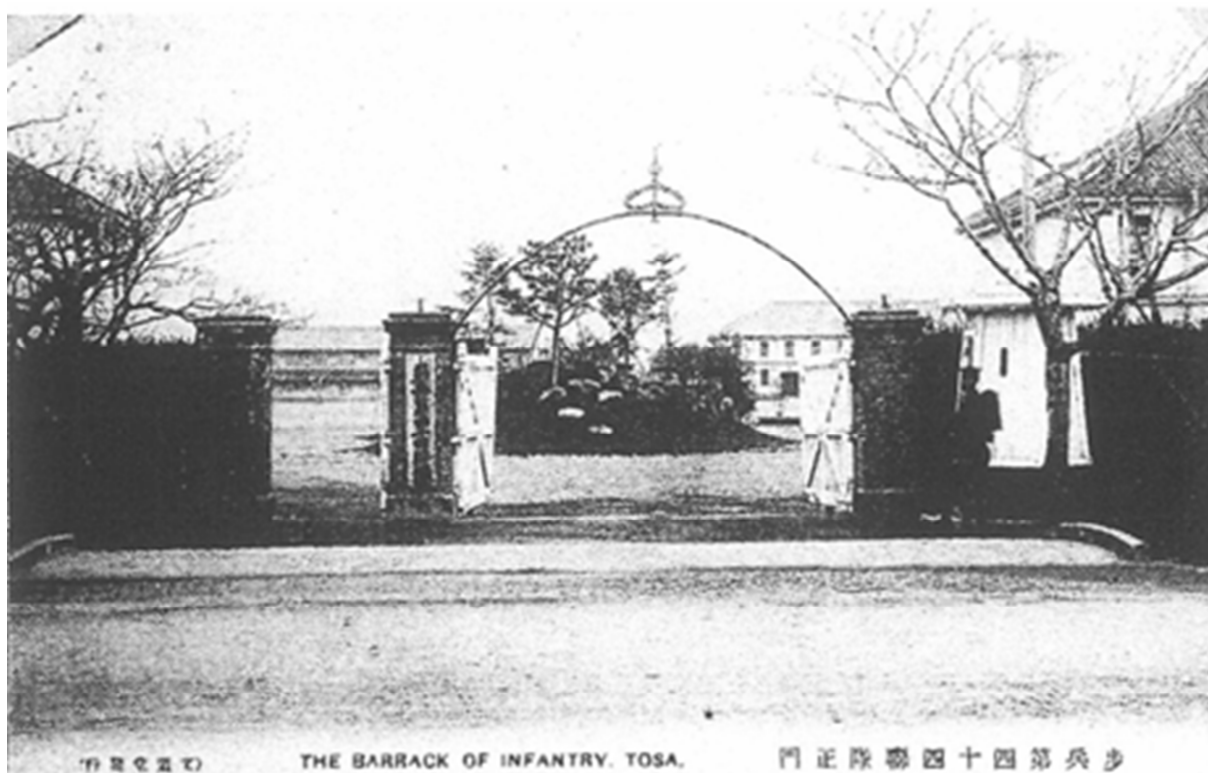
※左手前の建造物は講堂である



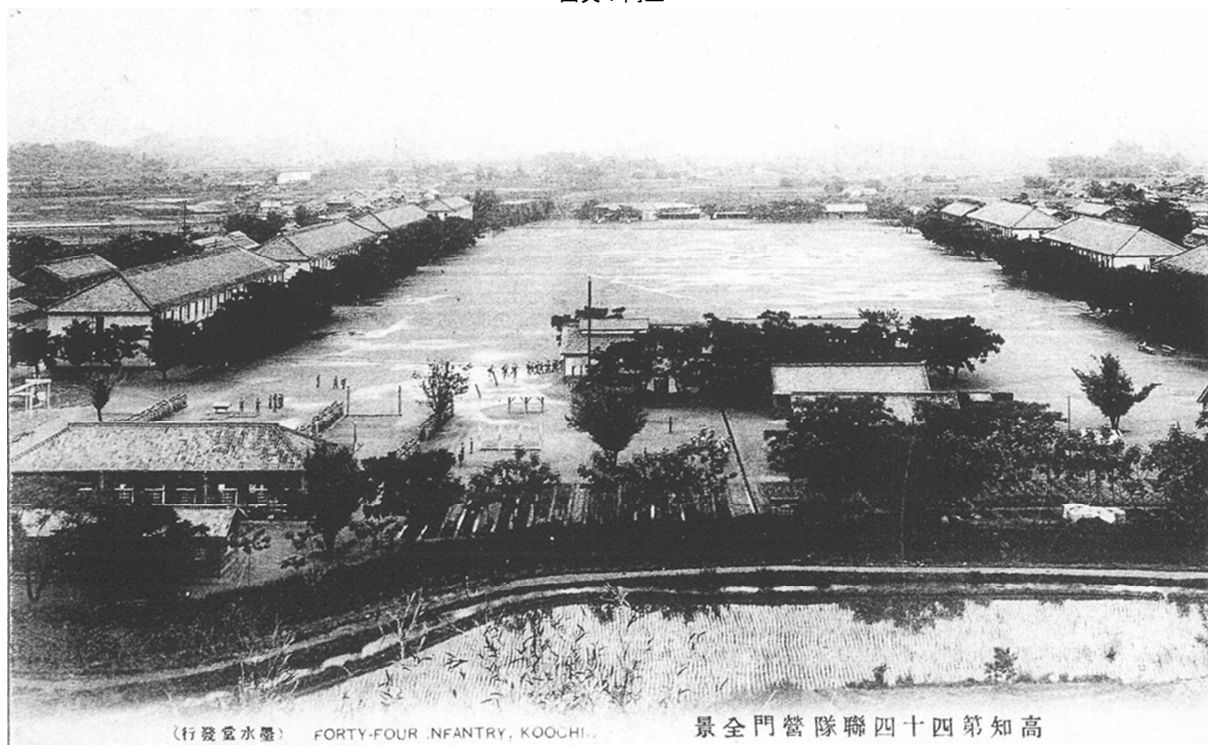
進駐軍兵舎正門（朝倉兵営、現在の高知大学正門付近） 昭和21年頃

現在の高知大学正門付近。奥の建物は朝倉兵舎。昭和20年11月4日朝倉駅着の列車で、
連合軍第一次高知進駐軍部隊（アメリカ軍）が到着し、その宿舎として利用していた

出典：高知県立歴史民俗資料館編『企画展 絵葉書のなかの土佐 一移ろいゆく時代の記憶一』（同館，2008年）



歩兵第四十四連隊正門 文葉堂発行 高知市民図書館蔵
営門右横にいるのは衛兵。左横の建物は連隊本部だったという。
出典：同上



高知第四十四連隊営門全景 墨水堂発行 高知市民図書館蔵
城山から俯瞰で撮影したもの。手前の道路は国道56号線。同じく手前の建物は倉庫。左横の木陰に弾薬庫があり、不寝番兵がいた。左上隅に営門。営庭左右のせんだんの木の横には兵舎がそれぞれあった。周囲には杉の生け垣と形ばかりの有刺鉄線があったという。兵営敷地約13.2万㎡、練兵場約16.5万㎡ほどの敷地で、他に病院・射的場・墓地などがあった。

出典：同上
※左手前の建造物は講堂である



高知第四十四連隊兵營（其一） 隅田業書店発行 高知市民図書館蔵
營門における衛兵交替の場面
出典：同上



歩兵第四十四連隊 銃剣術 文業堂発行 高知市民図書館蔵
着剣突撃は日本陸軍の伝統であり、銃剣術は基本的な訓練の一つだった。中央の人物は教官（将校）であろう。
出典：同上

※左奥の建造物は講堂であり、右奥の建造物は土塁に囲われる第2弾薬庫である

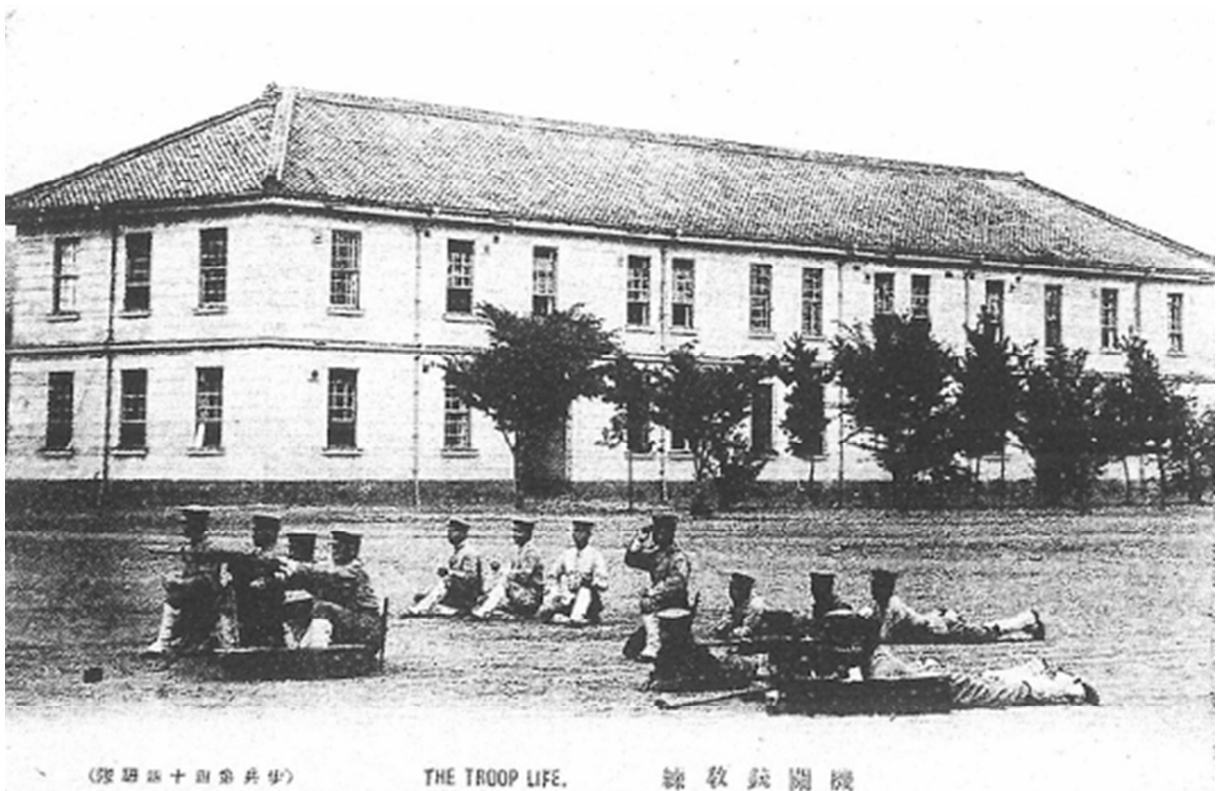


步兵第四十四連隊 器械体操鉄棒 文葉堂発行 高知市民図書館蔵

步兵第四十四連隊 器械体操鉄棒 文葉堂発行 高知市民図書館蔵
兵士となるための基礎体力作りの一環として行われていた。

出典：同上

※中央奥の建造物は講堂である



(隊員四十員歩兵)

THE TROOP LIFE.

練教銃機

機関銃教練（歩兵第四十四連隊） 島崎誠氏蔵

4人1組で機関銃の射撃操作訓練を行っている。中央の腕章をした兵士が分隊長（軍曹）のようである。

出典：同上



空中写真 昭和 22 (1947) 年
出典：国土地理院



空中写真 昭和 37 (1962) 年
出典：同上



空中写真 昭和50（1975）年
出典：同上



空中写真 平成22（2010）年
出典：同上



航空写真 1963年頃

出典：高知大学蔵

※高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）から引用



航空写真 1967年8月

出典：高知大学蔵

※高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）から引用



航空写真 1982年5月

出典：高知大学蔵

※高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）から引用



航空写真 1983年頃

出典：高知大学蔵

※高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）から引用



空から見た校舎全景

出典：高知大学教育学部付属養護学校 20 周年記念事業実行委員会編『創立 20 周年』（1989 年）

※高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第 44 連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）から引用

資料編 2 文献資料

『朝倉兵舎に移転関係記録』 出典：高知大学図書館蔵

※高知市教育委員会『旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等調査報告書』（2016）から引用



RELEASE OF FORMER JAPANESE MILITARY AND NAVAL INSTALLATIONS

Page 1 of 1 Pages

ACQUIRED FROM: Lt. Col. Haisley Koochi M.G. Team AIC 317 Koochi
NAME OF OFFICER ORGANIZATION LOCATION REFERENCE

DATE ACQUIRED: 6 October 1947 (PARTIAL) IJN/NAI RELEASE
AIC 317 (delete one)

(READ INSTRUCTIONS ON BACK OF THIS FORM)

ESTIMATED VALUE IN YEN OBTAINED FROM MINISTRY OF FINANCE, BUREAU OF STATE PROPERTY

LOCATION INSTALLATIONS

Okura, Koochi City Shikoku 185th unit
Koochi Prefecture (Asakura Barracks)
Army Map Service
Area: see attached maps.
Northern Honshu
Floor space of Area was 20,500 sq. ft.
increased by 20,500 sq. ft.
by Occupation Forces.
Improvement Valuation in Dollars \$30,000

(b) Estimated Value Deleted. Estimated cost of improvements \$10,000.

TRANSFERRED FROM PROPERTY RECORDS OF ORGANIZATION BY Not Applicable ACCOUNTABLE OFFICER NAME DATE

REMARKS:

CERTIFIED CORRECT EXCEPT AS NOTED INITIALED:

BY /s/ Chester D. Haisley Koochi 1st Govt Team 6 October 1947
ACTING OFFICER ORGANIZATION DATE

CHESTER D. Haisley, Lt. Col. Infantry
BY /s/ Atsuyoshi Sasaki Acting Governor 6 October 1947
JAPANESE REPRESENTATIVE ASAKA DATE

Atsuyoshi Sasaki

GSA FORM 1 as amended

Handwritten Japanese text in a red-bordered box, including a date: 二十二年十月六日

高 野 國 兵 等 好

BRITISH COMMONWEALTH FORCES

QJ 845/3/2 Accn
10 September 1947

SUBJECT: RELEASE OF EX-JAPANESE MILITARY INSTALLATIONS -
FUJIKI PARK.

Kechi Military Government team
AFC 317

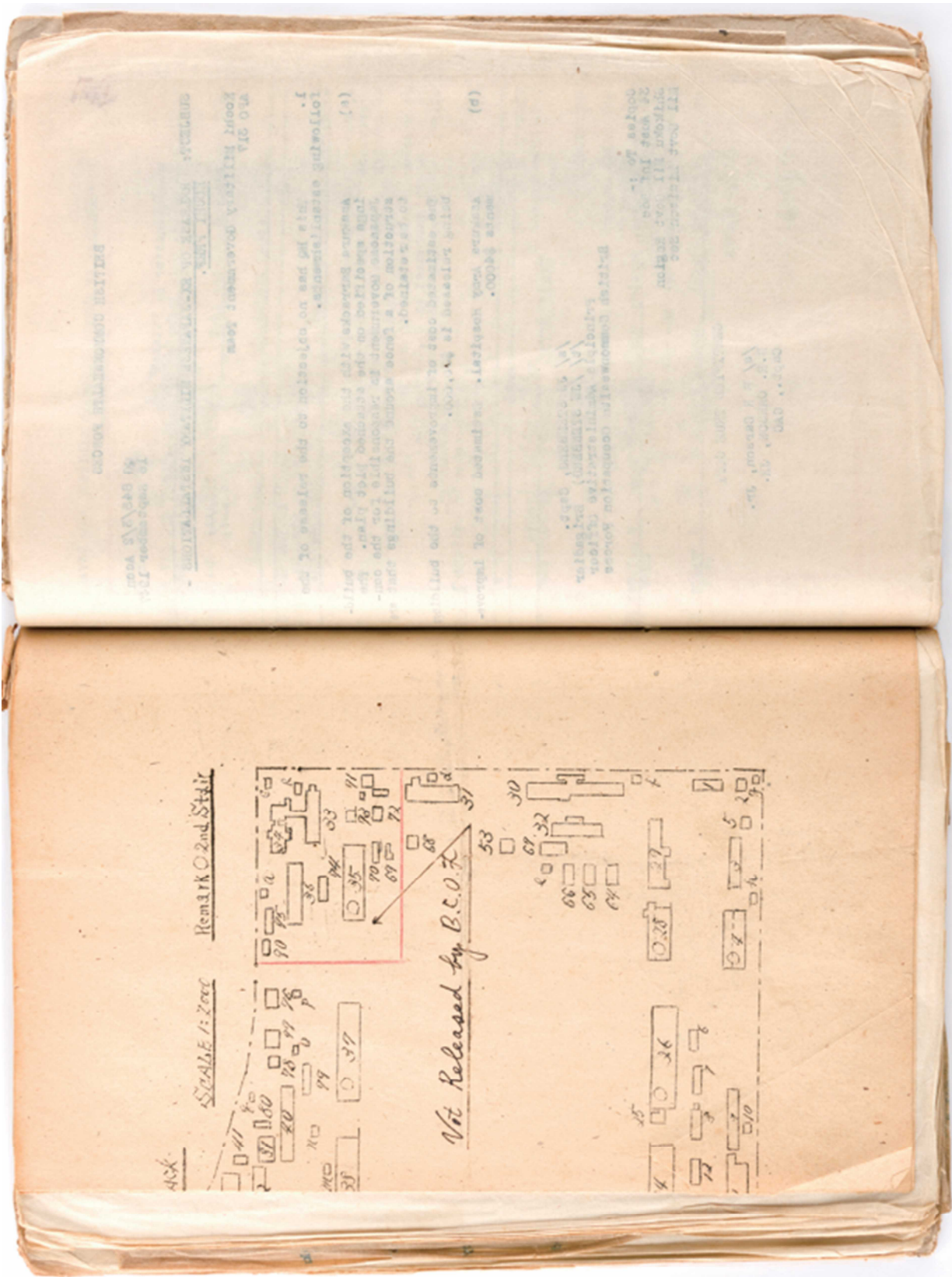
1. This HQ has no objection to the release of the following establishments.
 - (a) Asakura Barracks with the exception of the buildings specified on the attached plot plan. The Japanese Government is responsible for the construction of a fence around the buildings that are to be retained.
 - (b) The estimated cost of improvements to the buildings being released is \$30,000.
 - (c) Asakura Army Hospital. Estimated cost of improvements \$4000.

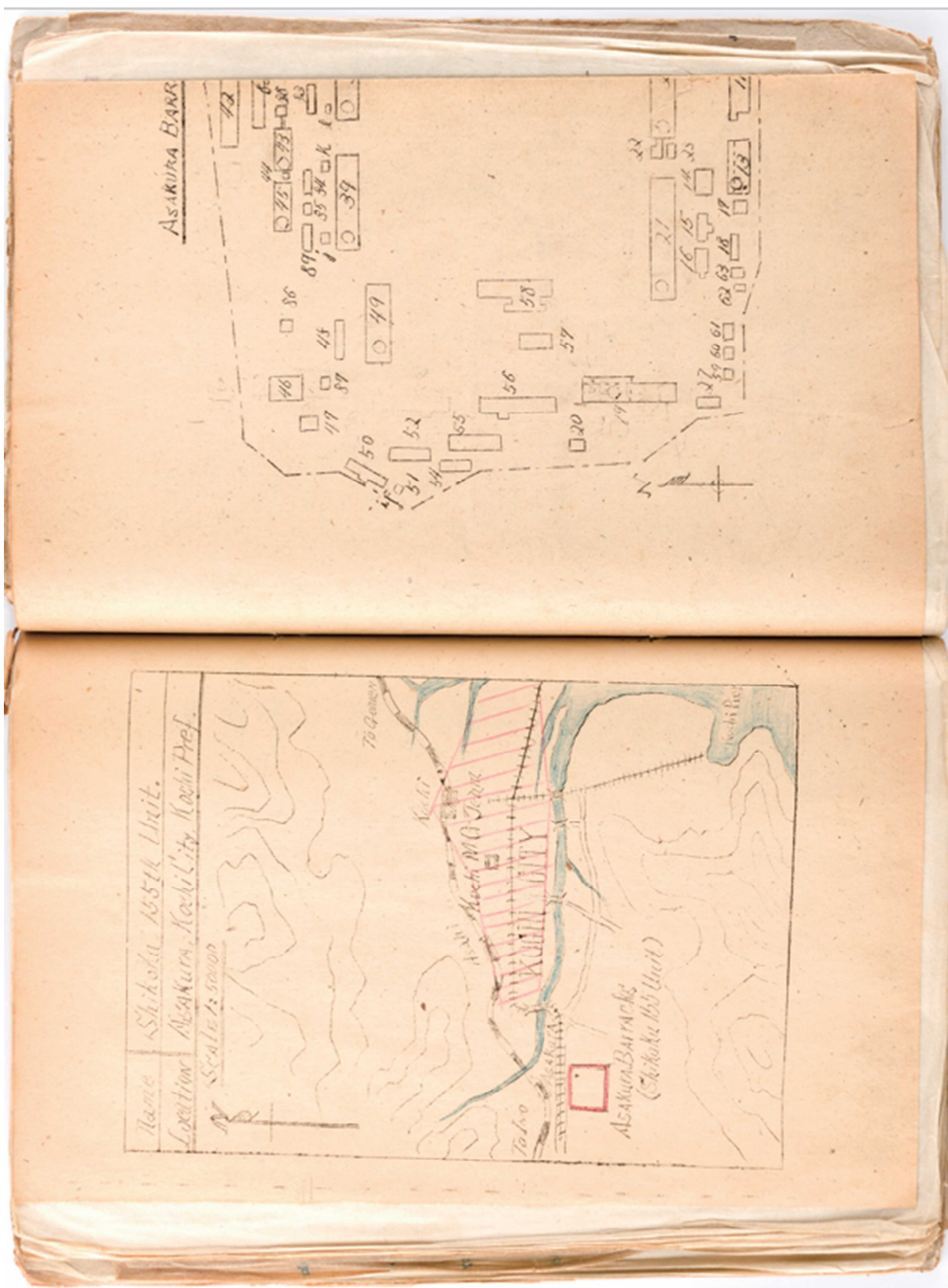
/s/ J. STERNBERG, Capt.
/c/ J. STERNBERG, Brigadier
Principle Administrative Officer
British Commonwealth Occupation Forces

Copies To :-
34 Aust Inf Bde
Shikoku Mil Govt Region
Mil Govt Liaison Sec

GENEALISED TRUSS COPY
/s/ B. R. CARSON, JR.
B. R. CARSON, JR.
Capt., CAG

Handwritten notes and stamps on the reverse side of the document, including a large red rectangular stamp and various illegible markings.





continent Data Applicable to Shikoku 155th Unit
(Asakura Barracks)

acres to be retained by Japanese Government
shikoku 155th Unit
(Asakura Barracks)

Total Land Area 34,797 Acres Total Building Area 6,628 Acres
Total Land Area Retained by BOP 2,533 Acres Total Building Area Retained by BOP 558 Acres
Total Land Area Released 32,264 Acres Total Building Area Released 6,070 Acres

1	2,533	558	Asakura Barracks
2	7,314	0	"
3	1,168	0	Lavatory
4	1,076	0	Storage Room
5	310	0	Building Room
6	1,894	0	Barack
7	2,537	0	Barack
8	1,378	0	Lavatory
9	4,336	0	Living Room
10	6,586	0	Storage Room
11	2,864	0	Living Room
12	810	0	Storage Room
13	1,152	0	Ball-room
14	1,152	0	Ball-room
15	1,152	0	Ball-room
16	1,152	0	Ball-room
17	1,152	0	Ball-room
18	1,152	0	Ball-room
19	1,152	0	Ball-room
20	1,152	0	Ball-room
21	1,152	0	Ball-room
22	1,152	0	Ball-room
23	1,152	0	Ball-room
24	1,152	0	Ball-room
25	1,152	0	Ball-room
26	1,152	0	Ball-room
27	1,152	0	Ball-room
28	1,152	0	Ball-room
29	1,152	0	Ball-room
30	1,152	0	Ball-room
31	1,152	0	Ball-room
32	1,152	0	Ball-room
33	1,152	0	Ball-room
34	1,152	0	Ball-room
35	1,152	0	Ball-room
36	1,152	0	Ball-room
37	1,152	0	Ball-room
38	1,152	0	Ball-room
39	1,152	0	Ball-room
40	1,152	0	Ball-room
41	1,152	0	Ball-room
42	1,152	0	Ball-room
43	1,152	0	Ball-room
44	1,152	0	Ball-room
45	1,152	0	Ball-room
46	1,152	0	Ball-room
47	1,152	0	Ball-room
48	1,152	0	Ball-room
49	1,152	0	Ball-room
50	1,152	0	Ball-room
51	1,152	0	Ball-room
52	1,152	0	Ball-room
53	1,152	0	Ball-room
54	1,152	0	Ball-room
55	1,152	0	Ball-room
56	1,152	0	Ball-room
57	1,152	0	Ball-room
58	1,152	0	Ball-room
59	1,152	0	Ball-room
60	1,152	0	Ball-room
61	1,152	0	Ball-room
62	1,152	0	Ball-room
63	1,152	0	Ball-room
64	1,152	0	Ball-room
65	1,152	0	Ball-room
66	1,152	0	Ball-room
67	1,152	0	Ball-room
68	1,152	0	Ball-room
69	1,152	0	Ball-room
70	1,152	0	Ball-room
71	1,152	0	Ball-room
72	1,152	0	Ball-room
73	1,152	0	Ball-room
74	1,152	0	Ball-room
75	1,152	0	Ball-room
76	1,152	0	Ball-room
77	1,152	0	Ball-room
78	1,152	0	Ball-room
79	1,152	0	Ball-room
80	1,152	0	Ball-room
81	1,152	0	Ball-room
82	1,152	0	Ball-room
83	1,152	0	Ball-room
84	1,152	0	Ball-room
85	1,152	0	Ball-room
86	1,152	0	Ball-room
87	1,152	0	Ball-room
88	1,152	0	Ball-room
89	1,152	0	Ball-room
90	1,152	0	Ball-room
91	1,152	0	Ball-room
92	1,152	0	Ball-room
93	1,152	0	Ball-room
94	1,152	0	Ball-room
95	1,152	0	Ball-room
96	1,152	0	Ball-room
97	1,152	0	Ball-room
98	1,152	0	Ball-room
99	1,152	0	Ball-room
100	1,152	0	Ball-room

Page 2 of 2 Pages
 Former estimate
 Page 1 of 2 Pages

Buildings to be Released to Japanese Government
 Shikoku 155th Unit
 (Asakura Barracks)
 Asakura, Kochi City, Kochi Prefecture

Building Number	Type of Construction	Number of Story	Floor Space (sq. ft.)	Note
1	Wooden	1	1,296	Office room
2	"	1	432	"
3	"	1	2,568	Warehouse
4	"	2	7,383	"
5	"	1	108	"
6	"	1	576	Lavatory
7	"	1	810	Shower room
8	"	1	1,584	Dining room
9	"	1	3,378	Warehouse
10	"	1	4,386	Dining room
11	"	1	630	Shower room
12	"	2	8,025	Warehouse
13	"	1	864	Dining room
14	"	1	810	Shower room
15	"	1	1,152	Beer-hall
16	"	1	270	Baking room
17	"	1	540	Lavatory
18	"	2	9,045	Warehouse
19	"	2	2,288	Lavatory
20	"	2	22,944	Barracks
21	"	1	648	Office room
22	"	1	288	Lavatory
23	"	2	18,336	Barracks
24	"	2	504	Office room
25	"	2	18,336	Barracks
26	"	1	7,797	Warehouse
27	"	1	4,488	Barracks
28	"	1	4,203	"
29	"	1	2,670	Former Dispensary & Sanatorium
30	"	1	2,670	Warehouse
31	"	1	2,670	"
32	"	2	18,336	Barracks
33	"	2	22,944	"
34	"	2	22,944	"
35	"	1	3,599	Shower room
36	"	1	432	Warehouse
37	"	1	5,190	Former stable
38	"	2	6,600	Former N.C.C.
39	"	1	144	Hall & P.I.
40	"	2	7,783	Lavatory
41	"	2		Warehouse
42	"			
43	"			
44	"			
45	"			

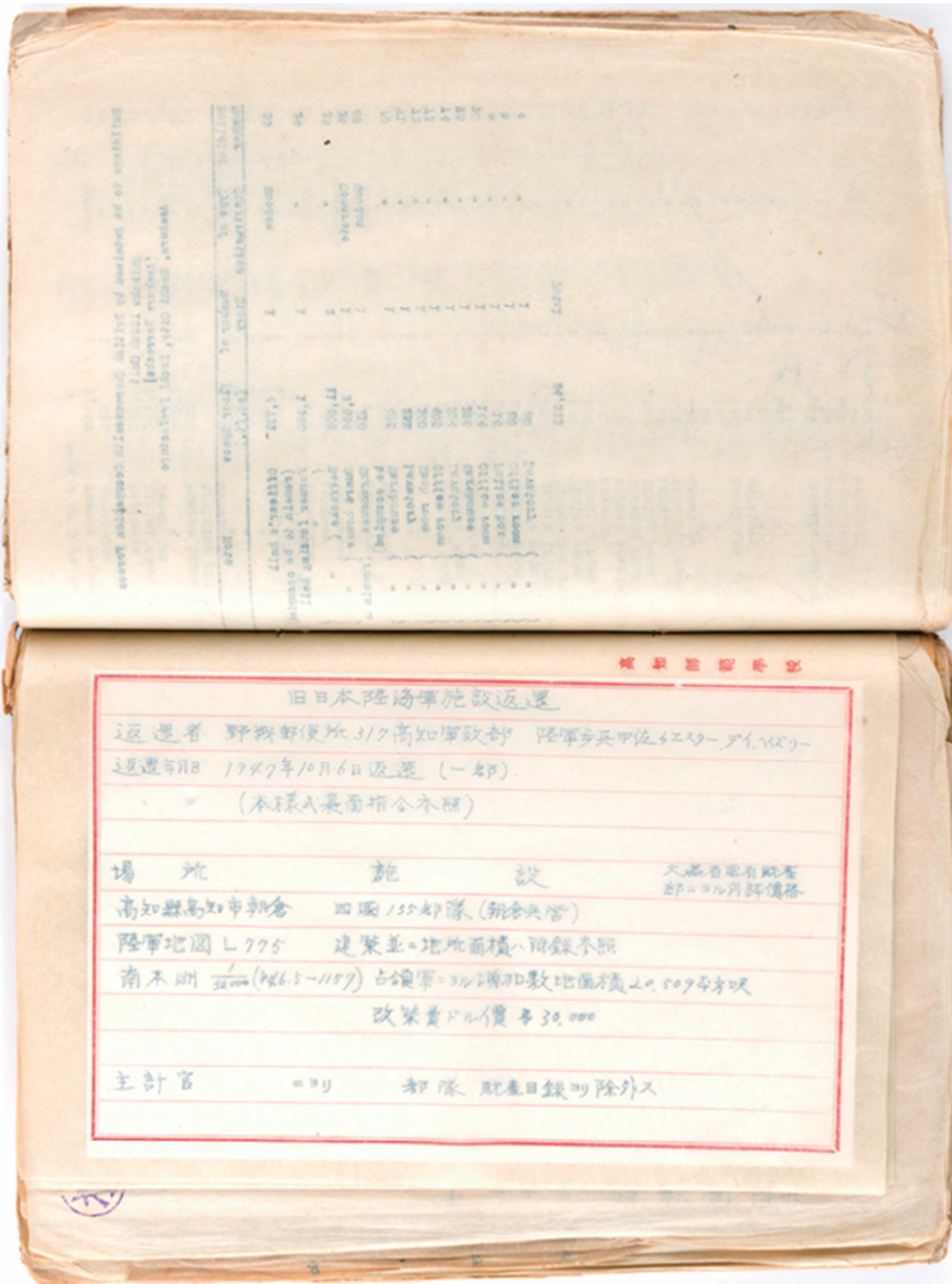
Series 833.0 sera subitted later sera 833.0 sera subitted later sera 833.0 sera subitted later
 sera 833.0 sera subitted later sera 833.0 sera subitted later sera 833.0 sera subitted later
 sera 833.0 sera subitted later sera 833.0 sera subitted later sera 833.0 sera subitted later
 sera 833.0 sera subitted later sera 833.0 sera subitted later sera 833.0 sera subitted later

Page 2 of 2 Pages	Former magazine	1,782	Wooden	46.
47.	warehouse	216	Wooden	47.
48.	shower room	663	Wooden	48.
49.	barracks	10,272	Wooden	49.
50.	dining room	1,512	Wooden	50.
51.	warehouse	378	Wooden	51.
52.	former disembarkation training place	2,870	Wooden	52.
53.	warehouse	538	Wooden	53.
54.	warehouse	1,296	Wooden	54.
55.	warehouse	2,900	Wooden	55.
56.	warehouse	3,000	Wooden	56.
57.	warehouse	1,568	Wooden	57.
58.	warehouse	5,979	Wooden	58.
59.	brick	216	Brick	59.
60.	brick	180	Brick	60.
61.	concrete	139	Concrete	61.
62.	concrete	72	Concrete	62.
63.	wooden	378	Wooden	63.
64.	wooden	390	Wooden	64.
65.	wooden	360	Wooden	65.
66.	wooden	480	Wooden	66.
67.	wooden	480	Wooden	67.
68.	wooden	252	Wooden	68.
69.	wooden	819	Wooden	69.
70.	wooden	648	Wooden	70.
71.	wooden	390	Wooden	71.
72.	wooden	576	Wooden	72.
73.	wooden	406	Wooden	73.
74.	wooden	1,440	Wooden	74.
75.	wooden	4,380	Wooden	75.
76.	wooden	1,080	Wooden	76.
77.	wooden	900	Wooden	77.
78.	wooden	256	Wooden	78.
79.	wooden	130	Wooden	79.
80.	wooden	81	Wooden	80.
81.	wooden	396	Wooden	81.
82.	wooden	1,080	Wooden	82.
83.	wooden	54	Wooden	83.
84.	wooden	112	Wooden	84.
85.	wooden	132	Wooden	85.
86.	wooden	36	Wooden	86.
87.	wooden	120	Wooden	87.
88.	wooden	110	Wooden	88.
89.	wooden	199	Wooden	89.
90.	wooden	130	Wooden	90.
91.	wooden	130	Wooden	91.
92.	wooden	78	Wooden	92.
93.	wooden	54	Wooden	93.
94.	wooden	35	Wooden	94.
95.	wooden	256	Wooden	95.
96.	wooden	48	Wooden	96.
97.	wooden	48	Wooden	97.
98.	wooden	48	Wooden	98.
99.	wooden	48	Wooden	99.
100.	wooden	48	Wooden	100.
Total		264,422		

Buildings to be retained by British Commonwealth Occupation Forces
 (Singapore Barracks)
 Ansburn, Esplanade, Esplanade

Building Number	Type of Construction	Number of Storeys	Floor Space (sq. ft.)	Note
33	Wooden	1	4,751	Officer's hall (remain to be occupied)
34	"	1	1,960	Former feeding hall
35	"	2	11,800	Barracks
36	Concrete	1	2,856	Guard house
69	Wooden	1	216	Warehouse (remain to be occupied)
70	"	1	495	Warehouse
71	"	1	232	Lavatory
72	"	1	360	Shed room
73	"	1	405	Office room
74	"	1	574	Lavatory
85	"	1	396	Warehouse
90	"	1	164	Office room
a	"	1	16	Police box
b	"	1	60	Office room
c	"	1	60	Lavatory
Total			34,323	

Building Number	Type of Construction	Number of Storeys	Floor Space (sq. ft.)	Note
89	"	1	287.1	Warehouse
90	"	1	312	Warehouse
91	"	1	400	Warehouse
92	"	1	475.01	Warehouse
93	"	1	512.1	Warehouse
94	"	1	575.3	Warehouse
95	"	1	622	Warehouse
96	"	1	622.1	Warehouse
97	"	1	638.8	Warehouse
98	"	1	690.2	Warehouse
99	"	1	700.1	Warehouse
100	"	1	776.0	Warehouse
101	"	1	875	Warehouse
102	"	1	981	Warehouse
103	"	1	1011	Warehouse
104	"	1	1075	Warehouse
105	"	1	1105	Warehouse
106	"	1	1198	Warehouse
107	"	1	1203	Warehouse
108	"	1	1203	Warehouse
109	"	1	1203	Warehouse
110	"	1	1203	Warehouse
111	"	1	1203	Warehouse
112	"	1	1203	Warehouse
113	"	1	1203	Warehouse
114	"	1	1203	Warehouse
115	"	1	1203	Warehouse
116	"	1	1203	Warehouse
117	"	1	1203	Warehouse
118	"	1	1203	Warehouse
119	"	1	1203	Warehouse
120	"	1	1203	Warehouse
121	"	1	1203	Warehouse
122	"	1	1203	Warehouse
123	"	1	1203	Warehouse
124	"	1	1203	Warehouse
125	"	1	1203	Warehouse
126	"	1	1203	Warehouse
127	"	1	1203	Warehouse
128	"	1	1203	Warehouse
129	"	1	1203	Warehouse
130	"	1	1203	Warehouse
131	"	1	1203	Warehouse
132	"	1	1203	Warehouse
133	"	1	1203	Warehouse
134	"	1	1203	Warehouse
135	"	1	1203	Warehouse
136	"	1	1203	Warehouse
137	"	1	1203	Warehouse
138	"	1	1203	Warehouse
139	"	1	1203	Warehouse
140	"	1	1203	Warehouse
141	"	1	1203	Warehouse
142	"	1	1203	Warehouse
143	"	1	1203	Warehouse
144	"	1	1203	Warehouse
145	"	1	1203	Warehouse
146	"	1	1203	Warehouse
147	"	1	1203	Warehouse
148	"	1	1203	Warehouse
149	"	1	1203	Warehouse
150	"	1	1203	Warehouse
151	"	1	1203	Warehouse
152	"	1	1203	Warehouse
153	"	1	1203	Warehouse
154	"	1	1203	Warehouse
155	"	1	1203	Warehouse
156	"	1	1203	Warehouse
157	"	1	1203	Warehouse
158	"	1	1203	Warehouse
159	"	1	1203	Warehouse
160	"	1	1203	Warehouse
161	"	1	1203	Warehouse
162	"	1	1203	Warehouse
163	"	1	1203	Warehouse
164	"	1	1203	Warehouse
165	"	1	1203	Warehouse
166	"	1	1203	Warehouse
167	"	1	1203	Warehouse
168	"	1	1203	Warehouse
169	"	1	1203	Warehouse
170	"	1	1203	Warehouse
171	"	1	1203	Warehouse
172	"	1	1203	Warehouse
173	"	1	1203	Warehouse
174	"	1	1203	Warehouse
175	"	1	1203	Warehouse
176	"	1	1203	Warehouse
177	"	1	1203	Warehouse
178	"	1	1203	Warehouse
179	"	1	1203	Warehouse
180	"	1	1203	Warehouse
181	"	1	1203	Warehouse
182	"	1	1203	Warehouse
183	"	1	1203	Warehouse
184	"	1	1203	Warehouse
185	"	1	1203	Warehouse
186	"	1	1203	Warehouse
187	"	1	1203	Warehouse
188	"	1	1203	Warehouse
189	"	1	1203	Warehouse
190	"	1	1203	Warehouse
191	"	1	1203	Warehouse
192	"	1	1203	Warehouse
193	"	1	1203	Warehouse
194	"	1	1203	Warehouse
195	"	1	1203	Warehouse
196	"	1	1203	Warehouse
197	"	1	1203	Warehouse
198	"	1	1203	Warehouse
199	"	1	1203	Warehouse
200	"	1	1203	Warehouse



大分県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)
 高知県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)
 高知県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)
 高知県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)
 高知県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)
 高知県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)
 高知県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)
 高知県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)
 高知県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)
 高知県 (後編) 高知県 (前編) 高知県 (後編) 高知県 (前編)

高知県 (後編) 高知県 (前編)

高知県 (後編) 高知県 (前編)

摘要
 頭書ノ通り之ヲ證明ス。
 1947年10月6日 高知県政部 経理部長 甲佐 423-2111
 1947年10月6日 高知県知事代理 佐々木 厚哉
 OGA 修正第一様式



本字、眞実+ルカヲ證明ス。
 CAC大尉ローレーカースン

第一回 濠洲步兵旅團
 四國軍政本部
 軍政部渉外課

字送附先

軍政部渉外課

四國軍政本部

14

(1) 建築總面積

(2) 建築總面積

(3) 建築總面積

(4) 建築總面積

(5) 建築總面積

(6) 建築總面積

(7) 建築總面積

(8) 建築總面積

(9) 建築總面積

(10) 建築總面積

(11) 建築總面積

(12) 建築總面積

(13) 建築總面積

(14) 建築總面積

(15) 建築總面積

(16) 建築總面積

(17) 建築總面積

(18) 建築總面積

(19) 建築總面積

(20) 建築總面積

建築總面積

(1) 建築總面積

(2) 建築總面積

(3) 建築總面積

(4) 建築總面積

(5) 建築總面積

(6) 建築總面積

(7) 建築總面積

(8) 建築總面積

(9) 建築總面積

(10) 建築總面積

(11) 建築總面積

(12) 建築總面積

(13) 建築總面積

(14) 建築總面積

(15) 建築總面積

(16) 建築總面積

(17) 建築總面積

(18) 建築總面積

(19) 建築總面積

(20) 建築總面積

建築總面積

四國及55步兵隊物件 (包含兵營)

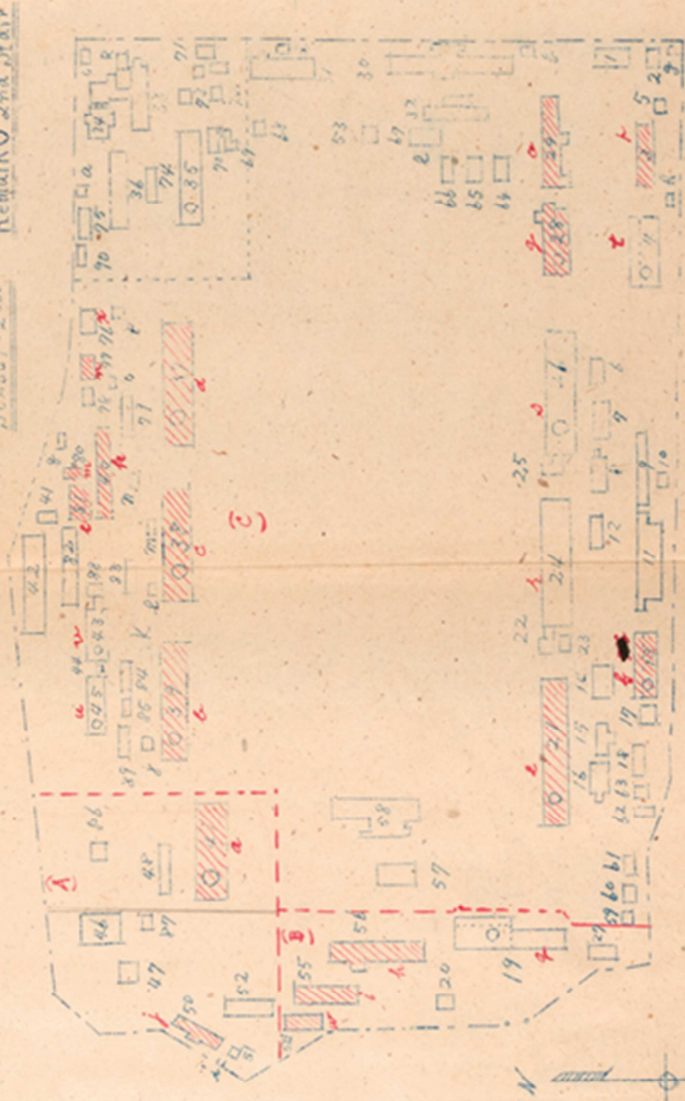
地底總面積	34,777 = 3-1 (42,595.70坪)	建築總面積	1,128 = 2-1 (8,113.42坪)
英國物件佔有總面積	2,533 (3,100.70坪)	英國物件佔有建築總面積	588 = 1-1 (6,839.6坪)
返還地底總面積	32,244 = 1-1 (39,495.0坪)	返還建築總面積	6,075 = 1-1 (7,430.7坪)

17

ASAKURA BARRACK

Remark O 2nd Stair

SCALE 1:200



高知師範學校

昭和二十二年九月八日

四國軍政本部 件名 前日本軍事施設の返還に関する件

陸軍

昭和二十二年九月八日

四國軍政本部

A P O 三一七

A O 三八六五

件名 前日本軍事施設の返還に関する件

宛先 高松終戦連絡事務局

下に署名せる者の数ヶ月に亘る努力の後に遂に前日本軍事施設を日本内務省に返還する目的を以てその道の専門家の一行を四國に派遣する事を英軍に納得させた

これ等の返還物件に對し當軍政本部は次の勧告をした

A 徳島縣本兵舎は現代的醫學校及び病院の開設建築の單一目的をの爲に徳島縣知事に返還なされたい

B 高知朝倉兵舎は教員の教育の爲日本の師範學校建設の單一目的の爲に文部省に返還なされたい

C 香川縣善通寺には三組の兵舎があるがこの中一組を英軍が保留

December 20, 1948.

To : General Douglas MacArthur,
Supreme Commander for the Allied Powers.
From : Kinaburo Sumi, Principal of Kochi Normal School,
Yoshitaka Yamamoto, Chairman, Association for the
Establishment of National Kochi University,
Naomi Momoi, Governor of Kochi Prefecture.

Subject: Petition as to the release of a part of former Japanese
Army Installations for the purpose of School Facility

Your Excellency,

We hereby have the honor of presenting our petition
above subject.
We sincerely hope you will please understand the contents of a
petition described on the attached sheets.
It is our greatest pleasure if this petition will meet with Your
Excellency's kind approval.

Thanking in advance for your courtesy,
Your Excellency, we are,
Most respectfully yours,

Kinaburo Sumi,
Principal, Kochi Normal School

Yoshitaka Yamamoto,
Chairman, Association for the
Establishment of National
Kochi University.

Naomi Momoi,
Governor, Kochi Prefecture

し他の二組を返還するて必らう
この二組の兵舎に對しては次の勸告がなされた
の強兵隊兵舎は一年間に一千人を扱ふ事の出来る少年鐵道學校
建設の爲四國鐵道局に返還されたい
他の一團の兵舎は取りこわされ地物は病院建設の爲に四國の
兵舎なれる町にあたへられたい
次の場所はたしかに病院を必要としてゐる
高松 丸龜 善通寺 松山 今治 高知 小豆島 宇和島
一政 岡 大 殿 宿 館 此 等 割 日 本 軍 營 地 敷 の 今 後 の 用 途 を 公 表 さ れ る や う
勸 告 す る

大 佐

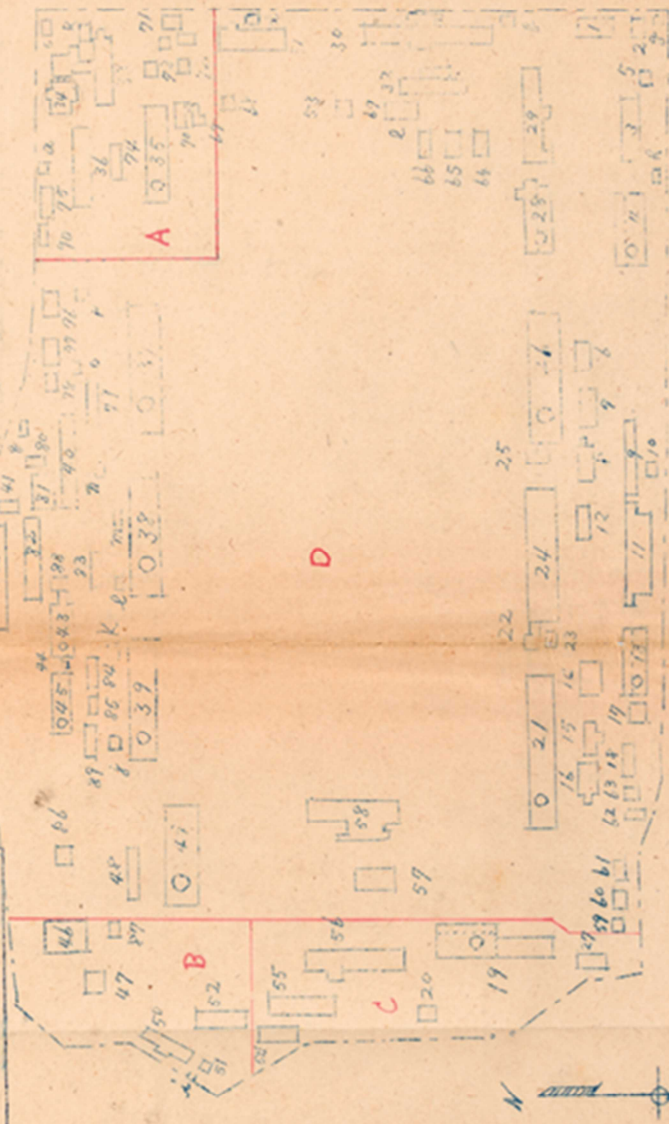
A 5 0 三 一 十

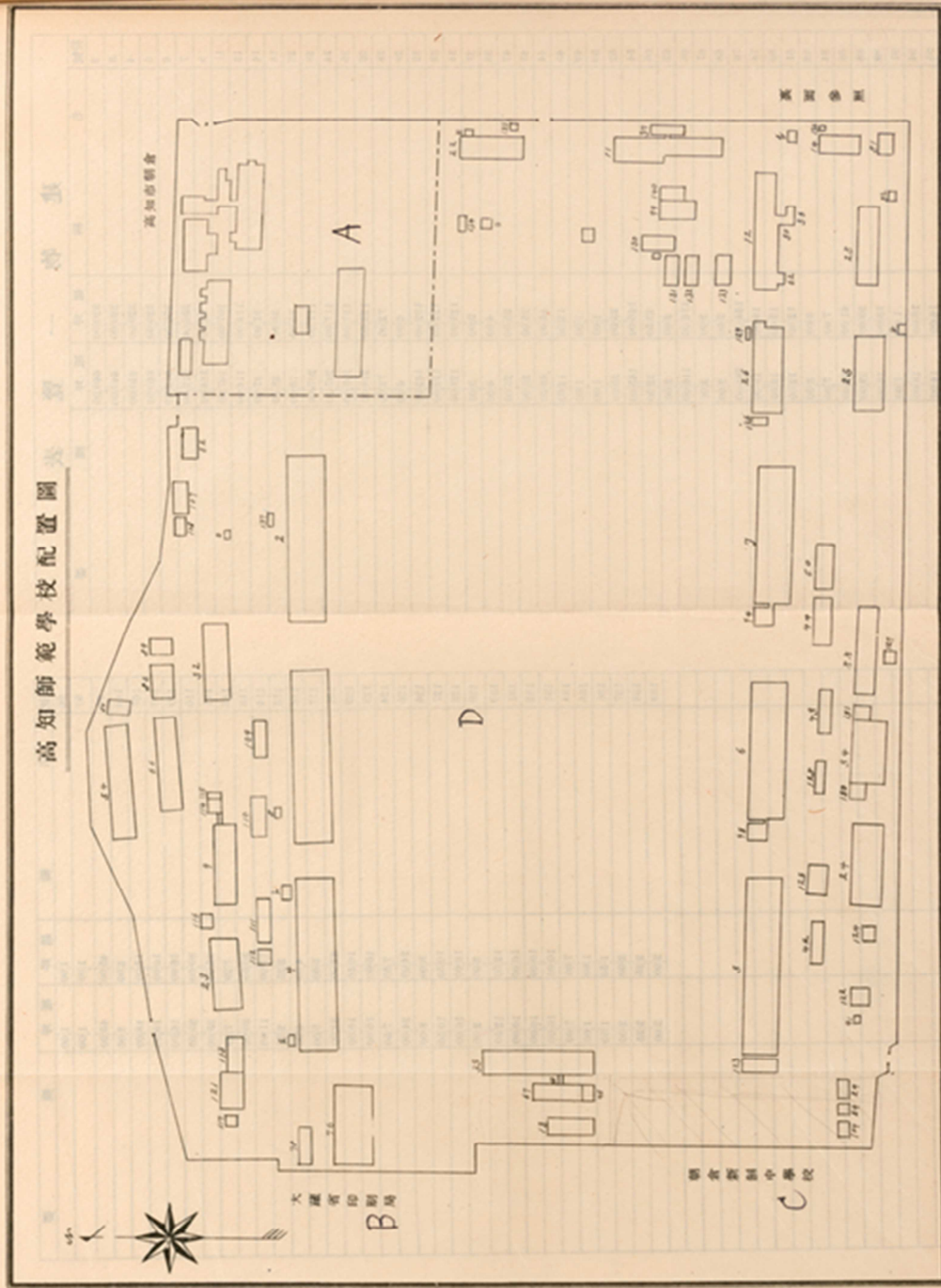
MUTICE
 A = AREA HELD BY BOOF.
 B = OUTLYING STATION OF THE
 PRINTING BUREAU.
 C = ASAKURU LOWER SECONDARY
 SCHOOL
 D = KUCHI NORMAL SCHOOL
 (EXPECTED SHORTLY TO BE RA-
 ISED TO STATUS OF UNIVERSITY)

記
 A. 天童町軍庫地域。
 B. 印刷局出先碼頭。
 C. 高知市聯合新制中學校。
 D. 高知師範學校 (予定申請中)

ASAKURA BARRACK


SCALE 1:2000 Remark 2nd Stair





1350

局		着		局		發		人		信		受	
第		第		第		第		第		第		第	
時		時		時		時		時		時		時	
分		分		分		分		分		分		分	
報		局		報		局		報		局		報	
日本		政府		電		報		送		達		紙	
第		第		第		第		第		第		第	
號		號		號		號		號		號		號	



 日本政府電報送達紙

1917年10月17日

1981

人

醫務

經理

軍工

軍砲

軍馬

軍二


軍一

官

	<p>八月九日</p>			<p>陸軍部 第七月三十一日</p>	<p>陸軍部 第七月三十一日</p>	<p>陸軍部 第七月三十一日</p>	<p>陸軍部 第七月三十一日</p>	<p>陸軍部 第七月三十一日</p>	<p>陸軍部 第七月三十一日</p>
--	-------------	--	--	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

陸軍部

1352

局		着		局		發		人 信 受	
印	冊	取	信	日	第	E		知	
		受	生	午	一	カ		イ	
		者	時	分	分	局		ジ	
		信	分	字	日	報		✓	
						日本			
						政府			
						電			
						報			
						送			
						達			
						紙			
						事		人 信 發	
						記		知	
						着		テ	
						第		ウ	
						九		イ	
						號		五	
								エ	
								カ	
								✓	

(印 留 通 郵)

0226

明 伍第一五五八

九經議第二、九號

癸卯十二月廿四日

十月廿四日

步兵第四十四聯隊講堂新築之義旨句

陸軍兵隊各廠事務室及兵器庫、模樣替相成設
 隊、講堂、設備、舍、無之相成候然、先般下士制
 度、改正、結果、下士、養成、一般各隊、於、教育、ス
 ル、ト、相成、候、就、テ、兵、舎、ヲ、應、用、致、在、ス、兵、卒、居、座、
 講、ス、ル、以、テ、自、ラ、宜、喋、ラ、来、シ、殊、ニ、雨、天、等、在、テ、學、術
 科、ヲ、同、時、兵、舎、ニ、施、行、ス、場、合、有、之、學、科、教、育、不
 利、不、敷、自、講、堂、志、棟、新、築、ト、許、可、相、成、度、別、紙
 設、計、仕、譯、書、及、箇、面、相、添、此、段、相、伺、候、也

0227

追而誤贖、後三也達相成、其營繕及初度
調辦費、由以之支、得於度、以從申添也

明治三十二年十二月二十二日

第十一師團監督部長野崎貞



陸軍大臣子爵桂太郎殿

別紙ハ當課ニ留置
經理局建築課

「落雷之儀に付報告（歩兵第44連隊）」 出典：アジア資料センター

陸房四第 七二四 號

陸軍部發送 雜發第五三號

八月七日

落雷之儀ニ付報告

八月二日歩兵第四十四聯隊ヨリ左記報告電
報有之候間不取敢及報告候也

明治三十年八月四日

第五師團長男爵山口素臣

陸軍大臣子爵高島鞆之助殿

八月二日高知歩兵第四十四聯隊發電報文

昨夜伎彈藥庫ニ落雷シ屋根ヲ損シタルモ彈藥ニ

1094

異状
ナシ

1095

令和8年3月発行

登録有形文化財（建造物）

旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂保存活用計画

執筆・編集 株式会社文化財保存計画協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-26-8

発行 高知県

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号